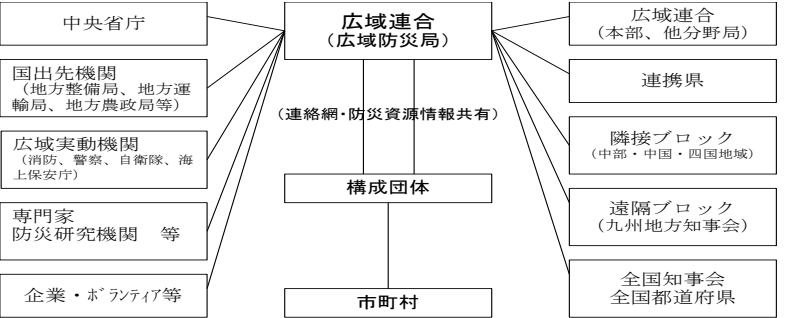
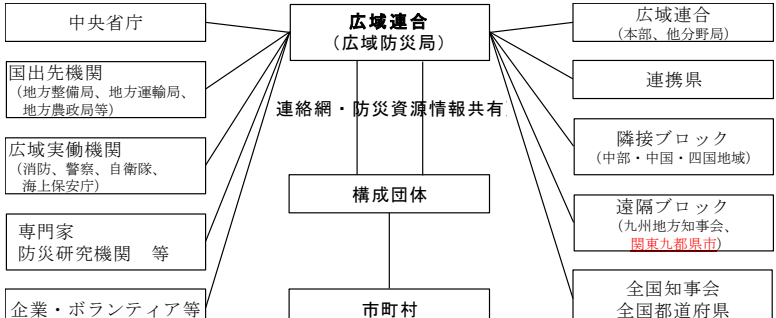


頁	現行	頁	修正案	理由																														
5	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部近畿支部</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策			5	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部近畿支部</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス 、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス 、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策			所管課からの意見に基づく修正										
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																														
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策																																
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																														
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス 、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス 、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策																																
6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安本部) ※以下海上保安本部とする。</td> <td>1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーハブの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導</td> <td>1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の調査</td> <td>1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導</td> <td>1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安本部) ※以下海上保安本部とする。	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーハブの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の調査	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保	6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部) ※以下海上保安本部とする。</td> <td>1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーハブの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導</td> <td>1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の調査</td> <td>1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導</td> <td>1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部) ※以下海上保安本部とする。	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーハブの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の調査	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保	関係機関からの意見に基づく修正										
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																														
第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安本部) ※以下海上保安本部とする。	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーハブの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の調査	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保																														
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																														
第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部) ※以下海上保安本部とする。	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーハブの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の調査	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保																														
7	<p>第3 兵庫県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部</td> <td></td> <td>1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等			7	<p>第3 兵庫県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部</td> <td></td> <td>1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等</td> <td>治安維持対策の推進</td> <td>仮設住宅等における民心の安定</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定	所管課からの意見に基づく修正										
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																														
警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等																																
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																														
警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定																														
8	<p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構(近畿ブロック事務所)</td> <td>防災訓練の実施(トリアージ訓練等)</td> <td>災害時における医療救護</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人水資源機構(関西支社)</td> <td>ダム施設(所管)等の整備と防災管理</td> <td>ダム施設(所管)等の応急対策の実施</td> <td>被災ダム施設(所管)等の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	独立行政法人国立病院機構(近畿ブロック事務所)	防災訓練の実施(トリアージ訓練等)	災害時における医療救護			独立行政法人水資源機構(関西支社)	ダム施設(所管)等の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の応急対策の実施	被災ダム施設(所管)等の復旧		8	<p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構(近畿ブロック担当理事部門)</td> <td>防災訓練の実施(トリアージ訓練等)</td> <td>災害時における医療救護</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人水資源機構(関西・吉野川支社)</td> <td>ダム施設(所管)等の整備と防災管理</td> <td>ダム施設(所管)等の応急対策の実施</td> <td>被災ダム施設(所管)等の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	独立行政法人国立病院機構(近畿ブロック担当理事部門)	防災訓練の実施(トリアージ訓練等)	災害時における医療救護			独立行政法人水資源機構(関西・吉野川支社)	ダム施設(所管)等の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の応急対策の実施	被災ダム施設(所管)等の復旧		関係機関からの意見に基づく修正
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																														
独立行政法人国立病院機構(近畿ブロック事務所)	防災訓練の実施(トリアージ訓練等)	災害時における医療救護																																
独立行政法人水資源機構(関西支社)	ダム施設(所管)等の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の応急対策の実施	被災ダム施設(所管)等の復旧																															
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																														
独立行政法人国立病院機構(近畿ブロック担当理事部門)	防災訓練の実施(トリアージ訓練等)	災害時における医療救護																																
独立行政法人水資源機構(関西・吉野川支社)	ダム施設(所管)等の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の応急対策の実施	被災ダム施設(所管)等の復旧																															

頁	現行	頁	修正案	理由
11	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県の自然と気象</p> <p>1 平均的な気候</p> <p>(3) 積雪</p> <p>県内の降雪及び積雪の期間は概ね12月から3月であるが、氷の山（県下の最高峰、標高1,510m）では降雪・積雪とも11月初め頃から翌年5月初め頃までに及んでいる。</p>	11	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県の自然と気象</p> <p>1 平均的な気候</p> <p>(3) 積雪</p> <p>県内の降雪及び積雪の期間は概ね12月から3月であるが、氷ノ山（県下の最高峰、標高1,510m）では降雪・積雪とも11月初め頃から翌年5月初め頃までに及んでいる。</p>	誤字の修正

頁	現行	頁	修正案	理由
19	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の防災組織体制</p> <p>(3) 兵庫県石油コンビナート等防災本部</p> <p>③ 所掌</p> <p>兵庫県石油コンビナート等防災計画の修正及びその予防及び拡大防災並びに被害の軽減</p> <p>(石油コンビナート等特別防災区域(地域防災計画の対象地域から除かれる区域)に係る防災に関する事務を行う。)</p>	19	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の防災組織体制</p> <p>(3) 兵庫県石油コンビナート等防災本部</p> <p>③ 所掌</p> <p>兵庫県石油コンビナート等防災計画の修正及びその予防及び拡大防止並びに被害の軽減</p> <p>(石油コンビナート等特別防災区域(地域防災計画の対象地域から除かれる区域)に係る防災に関する事務を行う。)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
23	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>第2 内容 2 防災訓練 (6) 広域応援訓練 関西広域連合府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）及び連携県（福井県、三重県、奈良県、鳥取県）が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、合同防災訓練（実動・図上）を企画、実施することとする。</p> <p>3 その他 (1) 県職員行動マニュアル等の作成 県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで職員のとるべき行動を、部局ごとにとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、自然災害発生時等の業務継続計画（BCP）として、職場研修等を通じて、その周知徹底を図ることとする。 また、職員として共通に必要な風水害等の防災知識や連絡手段、機器操作等をわかりやすくまとめて提供するなど、平時からの習得を促進するための環境整備に努めることとする。</p>	23	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>第2 内容 2 防災訓練 (6) 広域応援訓練 関西広域連合<u>構成団体</u>（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、<u>京都市、大阪市、堺市、神戸市</u>）及び連携県（福井県、三重県、奈良県、鳥取県）が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、合同防災訓練（実動・図上）を企画、実施することとする。</p> <p>3 その他 (1) 県職員行動マニュアル等の作成 県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで職員のとるべき行動を、部局ごとにとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、<u>初動緊急対応期の重要優先業務をまとめた「兵庫県応急対応行動シナリオ」とともに、</u>自然災害発生時等の業務継続計画（BCP）として、職場研修等を通じて、その周知徹底を図ることとする。 また、職員として共通に必要な風水害等の防災知識や連絡手段、機器操作等をわかりやすくまとめて提供するなど、平時からの習得を促進するための環境整備に努めることとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
24	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>第2 内容 1 関西広域連合との連携</p> <p>関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成22年12月に、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県及び徳島県の7府県により設立された。</p> <p>＜広域連合と関係機関・団体等との関係＞（平時）</p>  <p>(1) 兵庫県が被災した場合</p> <p>広域連合等に支援を求め、互いに連携するための体制を構築することとする。</p> <p>また、広域連合構成府県・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、早急に受援体制を構築することとする。</p> <p>なお、関西広域連合では、九州地方知事会とカウンターパート方式による「災害時の相互応援に関する協定」を締結してい</p>	24	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>第2 内容 1 関西広域連合との連携</p> <p>関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成22年12月に<u>設立し</u>、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、<u>徳島県</u>、<u>京都市</u>、<u>大阪市</u>、<u>堺市及び神戸市の7府県4政令市で構成されている。</u></p> <p>＜広域連合と関係機関・団体等との関係＞（平時）</p>  <p>(1) 兵庫県が被災した場合</p> <p>広域連合等に支援を求め、互いに連携するための体制を構築することとする。</p> <p>また、広域連合構成府県・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、早急に受援体制を構築することとする。</p> <p>なお、関西広域連合では、九州地方知事会<u>及び関東九都府県</u>とカウンターパート方式による「災害時の相互応援に関する協</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
24	る。	24	定」を締結している。	
25	<p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1) 近畿府県相互応援協定の締結</p> <p>県は、他の近畿府県に応援を要請又は応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。</p> <p>① 対象府県 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県</p> <p>② 締結時期 平成8年2月20日(平成18年4月26日改正)</p> <p>③ 応援の種類</p> <p>災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資の提供、職員の派遣等</p> <p>④ 主な内容</p> <p>ア 応援主管府県等の設定(震度6弱以上の地震発生時等の緊急派遣、応援計画の作成)</p> <p style="text-align: center;">〔 <u>兵庫県 → 大阪府、徳島県</u> <u>大阪府 → 兵庫県</u> 〕</p> <p>イ 要請を待たない応援の想定</p> <p>ウ 自己完結型の応援活動の実施</p> <p>エ 定期的な合同防災訓練の実施</p> <p>オ 防災関係機関との連携強化</p>	25	<p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1) 近畿府県相互応援協定の締結</p> <p>県は、他の近畿府県に応援を要請又は応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。</p> <p>① 対象府県 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県</p> <p>② 締結時期 平成8年2月20日(平成18年4月26日改正、<u>平成24年10月25日関西広域連合を加えて改正</u>)</p> <p>③ 応援の種類</p> <p>災害応急措置及び応急復旧に必要な<u>職員の派遣、物資の提供、資機材の提供</u>等</p> <p>④ 主な内容</p> <p>ア <u>関西広域連合による広域応援調整</u></p> <p><削除></p> <p>イ 要請を待たない応援の想定</p> <p>ウ 自己完結型の応援活動の実施</p> <p>エ 定期的な<u>連絡会議及び</u>合同防災訓練の実施</p> <p>オ 防災関係機関との連携強化</p>	所管課からの意見に基づく修正
28	<p>5 県・市町間の連携強化</p> <p>(1)～(5)略</p> <p><新設></p>	28	<p>5 県・市町間の連携強化</p> <p>(1)～(5)略</p> <p><u>(6) 県消防防災ヘリコプターと神戸市ヘリコプターとの一体運用</u> <u>県、神戸市は、県・神戸市が保有する3機のヘリコプターの一体的な運航を実施し、2機が常時稼働できるようヘリコプターの効率的な運航体制をとることとする。</u></p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
28	<p>6 受援体制</p> <p>県、市町は、関係機関や県外からの応援部隊が円滑に活動できるよう、応急・復旧までを見据えた受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。</p> <p>〔資料〕「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」(H18.4.26)</p> <p>「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目」(H18.8.30)</p> <p>「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する協定窓口」(H20.7.1)</p>	28	<p>6 受援体制</p> <p>県、市町は、<u>県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に</u>、関係機関や県外からの応援部隊が円滑に活動できるよう、応急・復旧までを見据えた受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。</p> <p>〔資料〕「<u>近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定</u>」(H24.10.25)</p> <p>「<u>近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目</u>」(H24.10.25)</p> <p>「<u>近畿圏危機発生時等の相互応援に関する協定窓口</u>」(H27.4.1)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																						
31	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第2 内容 1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>(2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、インターネット、公共情報コモンズ等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。</p> <table border="1" data-bbox="183 770 976 1345"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町に設置する地震計（気象庁等設置分を含む）に接続し、地震情報を入力 ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力 ・気象情報配信事業者から気象情報を入力 ・兵庫県河川情報システムに接続し、河川情報を入力 ・県警察本部からヘリテレの映像を入力 ・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、高砂市、芦屋市、宍粟市から高所監視カメラの映像を入力 ・南あわじ市設置の津波監視カメラから映像を入力 ・消防防災ヘリから地上系多重回線によりヘリテレの映像を入力 </td> </tr> <tr> <td>被害予測システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震観測情報に基づき、被害予測を実施 ・訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用 </td> </tr> <tr> <td>危機管理システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ・ポップアップシステム ・活動状況をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理 </td> </tr> <tr> <td>災害情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 ・被害・活動状況の報告・共有 </td> </tr> <tr> <td>地理情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な機能	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・市町に設置する地震計（気象庁等設置分を含む）に接続し、地震情報を入力 ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力 ・気象情報配信事業者から気象情報を入力 ・兵庫県河川情報システムに接続し、河川情報を入力 ・県警察本部からヘリテレの映像を入力 ・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、高砂市、芦屋市、宍粟市から高所監視カメラの映像を入力 ・南あわじ市設置の津波監視カメラから映像を入力 ・消防防災ヘリから地上系多重回線によりヘリテレの映像を入力 	被害予測システム	<ul style="list-style-type: none"> ・地震観測情報に基づき、被害予測を実施 ・訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用 	危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ・ポップアップシステム ・活動状況をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理 	災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 ・被害・活動状況の報告・共有 	地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示 	31	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第2 内容 1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>(2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、<u>ホームページ、Lアラート（公共情報コモンズ）、ひょうご防災ネット</u>等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。</p> <table border="1" data-bbox="1128 770 1921 1294"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入力</u> ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力 ・気象情報配信事業者から気象情報を入力 ・兵庫県河川情報システムに接続し、<u>水位・雨量等</u>河川情報を入力 ・<u>神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力</u> ・南あわじ市<u>阿万海岸</u>設置の津波監視カメラの<u>ライブ映像</u>を入力 ・<u>ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入力</u> ・<u>県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力</u> ・<u>水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力</u> </td> </tr> <tr> <td>被害予測システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震観測情報に基づき、被害予測を実施 ・訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用 </td> </tr> <tr> <td>危機管理システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ・ポップアップシステム ・活動状況をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理 </td> </tr> <tr> <td>災害情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 ・被害・活動状況の報告・共有 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な機能	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入力</u> ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力 ・気象情報配信事業者から気象情報を入力 ・兵庫県河川情報システムに接続し、<u>水位・雨量等</u>河川情報を入力 ・<u>神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力</u> ・南あわじ市<u>阿万海岸</u>設置の津波監視カメラの<u>ライブ映像</u>を入力 ・<u>ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入力</u> ・<u>県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力</u> ・<u>水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力</u> 	被害予測システム	<ul style="list-style-type: none"> ・地震観測情報に基づき、被害予測を実施 ・訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用 	危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ・ポップアップシステム ・活動状況をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理 	災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 ・被害・活動状況の報告・共有 	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
名称	主な機能																									
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・市町に設置する地震計（気象庁等設置分を含む）に接続し、地震情報を入力 ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力 ・気象情報配信事業者から気象情報を入力 ・兵庫県河川情報システムに接続し、河川情報を入力 ・県警察本部からヘリテレの映像を入力 ・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、高砂市、芦屋市、宍粟市から高所監視カメラの映像を入力 ・南あわじ市設置の津波監視カメラから映像を入力 ・消防防災ヘリから地上系多重回線によりヘリテレの映像を入力 																									
被害予測システム	<ul style="list-style-type: none"> ・地震観測情報に基づき、被害予測を実施 ・訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用 																									
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ・ポップアップシステム ・活動状況をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理 																									
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 ・被害・活動状況の報告・共有 																									
地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示 																									
名称	主な機能																									
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入力</u> ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力 ・気象情報配信事業者から気象情報を入力 ・兵庫県河川情報システムに接続し、<u>水位・雨量等</u>河川情報を入力 ・<u>神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力</u> ・南あわじ市<u>阿万海岸</u>設置の津波監視カメラの<u>ライブ映像</u>を入力 ・<u>ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入力</u> ・<u>県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力</u> ・<u>水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力</u> 																									
被害予測システム	<ul style="list-style-type: none"> ・地震観測情報に基づき、被害予測を実施 ・訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用 																									
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ・ポップアップシステム ・活動状況をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理 																									
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 ・被害・活動状況の報告・共有 																									

頁	現行	頁	修正案	理由																						
32	<table border="1" data-bbox="185 204 974 555"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映像・文字情報システム</td> <td>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ注警報や気象情報等を表示</td> </tr> <tr> <td>ネットワークシステム</td> <td>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</td> </tr> <tr> <td>バックアップセンター</td> <td>・広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。</td> </tr> <tr> <td>災害対応支援システム</td> <td>・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="185 710 985 869">2 テレビ電話による市町等とのホットラインの整備 災害時に県、市町、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、県はテレビ電話を県災害対策センター、市町、県民局等に配備している。 <u>〔設置台数： 54台〕</u></p> <p data-bbox="185 965 985 1212">4 市町防災行政無線の整備促進 市町は、防災行政無線の整備を図ることとする。特に障害者世帯や土砂災害警戒地域及び津波浸水想定区域等にある世帯については、戸別受信機等を設置するなど、より確実な情報伝達手段の確保に努めることとする。 県は、市町防災行政無線の整備を積極的に指導することとする。</p> <p data-bbox="185 1268 985 1460">○ 市町防災行政無線等の整備状況（平成26年4月1日現在） 市町の防災行政無線等について、その目的により次の2種類に区分した整備状況は次のとおりである。 A 災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備</p>	名称	主な機能	映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ注警報や気象情報等を表示	ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置	バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。	災害対応支援システム	・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。	32	<table border="1" data-bbox="1131 204 1919 657"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地理情報システム</td> <td>・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示</td> </tr> <tr> <td>映像・文字情報システム</td> <td>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ<u>気象警報・注意報</u>等を表示</td> </tr> <tr> <td>ネットワークシステム</td> <td>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</td> </tr> <tr> <td>バックアップセンター</td> <td>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。</td> </tr> <tr> <td>災害対応支援システム</td> <td>・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1131 710 1930 917">2 テレビ<u>会議システム</u>による市町等とのホットラインの整備 災害時に県、市町、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、<u>フェニックス防災端末にテレビ会議システムを導入し、県災害対策センター、市町、県民局等複数拠点とのテレビ会議を行っている。</u></p> <p data-bbox="1131 965 1930 1212">4 市町防災行政無線の整備促進 市町は、防災行政無線の整備を図ることとする。特に障害者世帯や土砂災害警戒地域及び津波浸水想定区域等にある世帯については、戸別受信機等を設置するなど、より確実な情報伝達手段の確保に努めることとする。 県は、市町防災行政無線の整備を積極的に指導することとする。</p> <p data-bbox="1131 1268 1930 1460">33 ○ 市町防災行政無線等の整備状況（平成<u>27</u>年4月1日現在） 市町の防災行政無線等について、その目的により次の2種類に区分した整備状況は次のとおりである。 <u>A 同報系情報伝達手段</u> <u>市町防災行政無線（同報系）は、市町が地域住民に一斉放</u></p>	名称	主な機能	地理情報システム	・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示	映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ <u>気象警報・注意報</u> 等を表示	ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置	バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。	災害対応支援システム	・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。	<p data-bbox="1955 367 2172 438">所管課からの意見に基づく修正</p>
名称	主な機能																									
映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ注警報や気象情報等を表示																									
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置																									
バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。																									
災害対応支援システム	・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。																									
名称	主な機能																									
地理情報システム	・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示																									
映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ <u>気象警報・注意報</u> 等を表示																									
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置																									
バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。																									
災害対応支援システム	・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。																									

頁	現行	頁	修正案	理由																																																
32	(例) 防災行政無線 (移動系)	33	<p><u>送 (同報) するための無線である。市町は、公園や学校等に設置されたスピーカー (屋外拡声子局) や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、地域住民に情報を迅速かつ確実に一斉伝達している。災害時には、気象警報や避難勧告、Jアラート等の伝達に利用している。なお、災害時等における住民への情報伝達手段については、市町防災行政無線 (同報系) のほか、MCA陸上移動通信や簡易無線、CATV、有線放送、オフトーク通信、コミュニティFM放送、ひょうご防災ネットを含めると全市町において何らかの同報系情報伝達手段を保有している。</u></p> <p><u>B 移動系情報伝達手段</u></p> <p><u>市町防災行政無線 (移動系) は、市町庁舎、市町の車両、市町内の防災関係部署 (支所、学校、公民館等)、自主防災組織等の連絡用の無線である。災害時における市町の災害対策本部においては、交通・通信の途絶した孤立地域や防災関係部署等からの情報収集・伝達、広報車との連絡等に利用される。なお、衛星携帯電話や簡易無線等で代替している市町もある。</u></p>	所管課からの意見に基づく修正																																																
33	<p>B 災害時において住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備</p> <p>(例) 防災行政無線 (同報系)、CATV、コミュニティFM、ひょうご防災ネット等</p> <table border="1" data-bbox="286 1010 882 1262"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">防災行政無線</td> <td>同報系</td> <td>23 市町</td> <td>56.1%</td> </tr> <tr> <td>移動系</td> <td>26 市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>32 市町</td> <td>78.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A 被害状況の把握</td> <td>26 市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">B 住民への情報伝達</td> <td>41 市町</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>県内市町数 41 市町</u></p>			整備数	整備率	防災行政無線	同報系	23 市町	56.1%	移動系	26 市町	63.4%	全体	32 市町	78.0%	A 被害状況の把握		26 市町	63.4%	B 住民への情報伝達		41 市町	100%	<table border="1" data-bbox="1196 1010 1856 1414"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>23 市町</td> <td>56.1%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29 市町</td> <td>70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40 市町</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41 市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>25 市町</td> <td>61.0%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>3 市町</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>28 市町</td> <td>68.3%</td> </tr> </tbody> </table>			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	23 市町	56.1%	その他同報系	29 市町	70.7%	ひょうご防災ネット	40 市町	97.6%	全体(重複除く)	41 市町	100.0%	移動系	防災行政無線	25 市町	61.0%	その他移動系	3 市町	7.3%	全体(重複除く)	28 市町	68.3%	
		整備数	整備率																																																	
防災行政無線	同報系	23 市町	56.1%																																																	
	移動系	26 市町	63.4%																																																	
	全体	32 市町	78.0%																																																	
A 被害状況の把握		26 市町	63.4%																																																	
B 住民への情報伝達		41 市町	100%																																																	
		整備数	整備率																																																	
同報系	防災行政無線	23 市町	56.1%																																																	
	その他同報系	29 市町	70.7%																																																	
	ひょうご防災ネット	40 市町	97.6%																																																	
	全体(重複除く)	41 市町	100.0%																																																	
移動系	防災行政無線	25 市町	61.0%																																																	
	その他移動系	3 市町	7.3%																																																	
	全体(重複除く)	28 市町	68.3%																																																	

頁	現行	頁	修正案	理由
33	<p>5 地域住民に対する通信連絡手段の整備</p> <p>県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[主な情報伝達手段例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機 ○電話、ファクシミリ ○携帯電話（ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、緊急速報メール、聴覚障害者向け緊急情報発信システム 等） ○インターネット ○地域メディア（CATV、コミュニティFM 等） ○サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき） ○広報車 ○放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（公共情報コモンズを経由した連携を含む） ○自主防災組織等人的ネットワークによる連絡 ○アマチュア無線等情報ボランティアの協力 </div>	33	<p>5 地域住民に対する通信連絡手段の整備</p> <p>県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[主な情報伝達手段例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機、<u>簡易無線</u> ○電話、ファクシミリ ○携帯電話（ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、緊急速報メール、聴覚障害者向け緊急情報発信システム 等） ○<u>ホームページ</u> ○地域メディア（CATV、コミュニティFM 等） ○サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき） ○広報車 ○放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（公共情報コモンズを経由した連携を含む） ○自主防災組織等人的ネットワークによる連絡 ○アマチュア無線等情報ボランティアの協力 </div>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

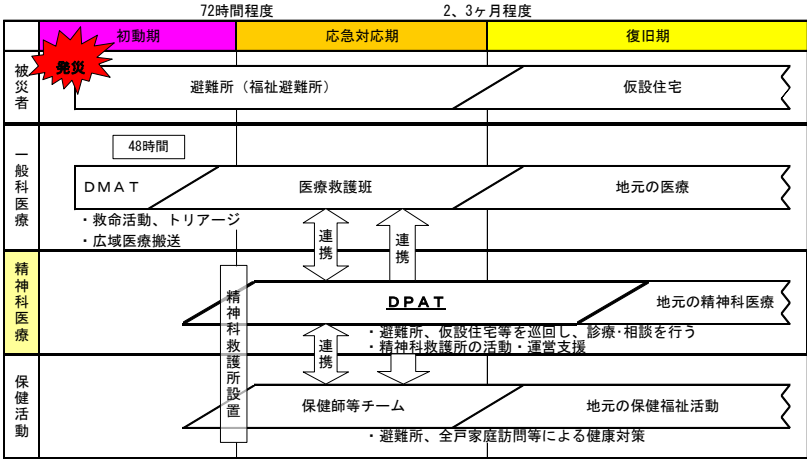
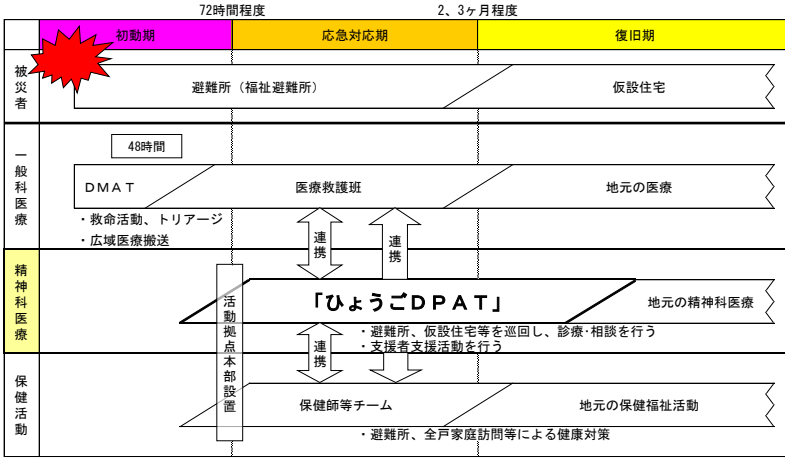
頁	現行	頁	修正案	理由																																																				
40	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第1款 出火防止・初期消火体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 組織の確立</p> <p>(1) 常備消防</p> <p>平成25年4月1日現在、県下の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。</p> <p>○ 常備消防設置状況 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>19</td> <td>18市1町</td> <td>4,930</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市5町</td> <td>843</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>—</td> <td>6町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>5,773</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防</p> <p>○ 消防団設置状況 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>43,873人</td> </tr> </tbody> </table>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	18市1町	4,930	一部事務組合	5	11市5町	843	事務委託	—	6町	—	計	24	29市12町	5,773	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	43,873人	41	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第1款 出火防止・初期消火体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 組織の確立</p> <p>(1) 常備消防</p> <p>平成26年4月1日現在、県内の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。</p> <p>○ 常備消防設置状況 (平成26年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>19</td> <td>18市1町</td> <td>4,956</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市5町</td> <td>837</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>—</td> <td>6町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>5,793</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防</p> <p>○ 消防団設置状況 (平成26年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>43,647人</td> </tr> </tbody> </table>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	18市1町	4,956	一部事務組合	5	11市5町	837	事務委託	—	6町	—	計	24	29市12町	5,793	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	43,647人	所管課からの意見に基づく修正
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																					
単 独	19	18市1町	4,930																																																					
一部事務組合	5	11市5町	843																																																					
事務委託	—	6町	—																																																					
計	24	29市12町	5,773																																																					
消防団の数	市町の数	消防団員数																																																						
62	29市12町	43,873人																																																						
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																					
単 独	19	18市1町	4,956																																																					
一部事務組合	5	11市5町	837																																																					
事務委託	—	6町	—																																																					
計	24	29市12町	5,793																																																					
消防団の数	市町の数	消防団員数																																																						
62	29市12町	43,647人																																																						

頁	現行	頁	修正案	理由																																																																																															
42	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第2款 消防施設・設備の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>3 消防施設の整備</p> <p>(1) 現況</p> <p>② 消防職員・団員の数等 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>消防署数</td> <td>56</td> <td>消防団数</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td>116</td> <td>分団数</td> <td>1,257</td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td>5,773</td> <td>消防団員数</td> <td>43,873</td> </tr> </table>	消防署数	56	消防団数	62	出張所数	116	分団数	1,257	消防職員数	5,773	消防団員数	43,873	43	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第2款 消防施設・設備の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>3 消防施設の整備</p> <p>(1) 現況</p> <p>② 消防職員・団員の数等 (平成26年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>消防署数</td> <td>56</td> <td>消防団数</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td>113</td> <td>分団数</td> <td>1,255</td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td>5,793</td> <td>消防団員数</td> <td>43,647</td> </tr> </table>	消防署数	56	消防団数	62	出張所数	113	分団数	1,255	消防職員数	5,793	消防団員数	43,647	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>																																																																							
消防署数	56	消防団数	62																																																																																																
出張所数	116	分団数	1,257																																																																																																
消防職員数	5,773	消防団員数	43,873																																																																																																
消防署数	56	消防団数	62																																																																																																
出張所数	113	分団数	1,255																																																																																																
消防職員数	5,793	消防団員数	43,647																																																																																																
43	<p>③ 消防ポンプ自動車等の保有数 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td>161</td> <td>525</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td>—</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>98</td> <td>13</td> <td>大型高所放水車</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td>54</td> <td>—</td> <td>泡原液搬送車</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>救急自動車</td> <td>218</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>48</td> <td>—</td> <td>救助工作車</td> <td>50</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td>26</td> <td>1,507</td> <td>消防艇</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>82</td> <td>409</td> <td>ヘリコプター</td> <td>3(※)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ヘリコプターについては県所有分1機を含む</p>	種別	消防本部	消防団	種別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	161	525	手引動力ポンプ	—	24	水槽付消防ポンプ自動車	98	13	大型高所放水車	3	—	はしご付消防自動車	54	—	泡原液搬送車	4	—	屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	218	—	化学消防自動車	48	—	救助工作車	50	—	小型動力ポンプ付積載車	26	1,507	消防艇	3	—	小型動力ポンプ	82	409	ヘリコプター	3(※)	—	44	<p>③ 消防ポンプ自動車等の保有数 (平成26年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td>164</td> <td>514</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td>—</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>97</td> <td>19</td> <td>大型高所放水車</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td>53</td> <td>—</td> <td>泡原液搬送車</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>救急自動車</td> <td>219</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>48</td> <td>—</td> <td>救助工作車</td> <td>50</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td>26</td> <td>1,509</td> <td>消防艇</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>97</td> <td>401</td> <td>ヘリコプター</td> <td>3(※)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ヘリコプターについては県所有分1機を含む</p>	種別	消防本部	消防団	種別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	164	514	手引動力ポンプ	—	20	水槽付消防ポンプ自動車	97	19	大型高所放水車	4	—	はしご付消防自動車	53	—	泡原液搬送車	4	—	屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	219	—	化学消防自動車	48	—	救助工作車	50	—	小型動力ポンプ付積載車	26	1,509	消防艇	3	—	小型動力ポンプ	97	401	ヘリコプター	3(※)	—
種別	消防本部	消防団	種別	消防本部	消防団																																																																																														
普通消防ポンプ自動車	161	525	手引動力ポンプ	—	24																																																																																														
水槽付消防ポンプ自動車	98	13	大型高所放水車	3	—																																																																																														
はしご付消防自動車	54	—	泡原液搬送車	4	—																																																																																														
屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	218	—																																																																																														
化学消防自動車	48	—	救助工作車	50	—																																																																																														
小型動力ポンプ付積載車	26	1,507	消防艇	3	—																																																																																														
小型動力ポンプ	82	409	ヘリコプター	3(※)	—																																																																																														
種別	消防本部	消防団	種別	消防本部	消防団																																																																																														
普通消防ポンプ自動車	164	514	手引動力ポンプ	—	20																																																																																														
水槽付消防ポンプ自動車	97	19	大型高所放水車	4	—																																																																																														
はしご付消防自動車	53	—	泡原液搬送車	4	—																																																																																														
屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	219	—																																																																																														
化学消防自動車	48	—	救助工作車	50	—																																																																																														
小型動力ポンプ付積載車	26	1,509	消防艇	3	—																																																																																														
小型動力ポンプ	97	401	ヘリコプター	3(※)	—																																																																																														

頁	現行	頁	修正案	理由																																																				
43	<p>④ 消火水利の概要 (平成 25 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="241 280 938 663"> <tr> <td>消火栓</td> <td colspan="3">110,831</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td rowspan="4">17,639</td> <td>100m³以上</td> <td>973</td> </tr> <tr> <td>60～100 m³</td> <td>1,188</td> </tr> <tr> <td>40～ 60 m³</td> <td>13,071</td> </tr> <tr> <td>20～ 40 m³</td> <td>2,407</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td colspan="3">536</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td colspan="3">1,039</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">879</td> </tr> </table>	消火栓	110,831			防火水槽	17,639	100m ³ 以上	973	60～100 m ³	1,188	40～ 60 m ³	13,071	20～ 40 m ³	2,407	井 戸	536			プール	1,039			その他	879			44	<p>④ 消火水利の概要 (平成 26 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1171 276 1868 659"> <tr> <td>消火栓</td> <td colspan="3"><u>111,423</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td rowspan="4"><u>17,757</u></td> <td>100m³以上</td> <td><u>974</u></td> </tr> <tr> <td>60～100 m³</td> <td><u>1,204</u></td> </tr> <tr> <td>40～ 60 m³</td> <td><u>13,186</u></td> </tr> <tr> <td>20～ 40 m³</td> <td><u>2,393</u></td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td colspan="3"><u>552</u></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td colspan="3"><u>1,035</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">879</td> </tr> </table>	消火栓	<u>111,423</u>			防火水槽	<u>17,757</u>	100m ³ 以上	<u>974</u>	60～100 m ³	<u>1,204</u>	40～ 60 m ³	<u>13,186</u>	20～ 40 m ³	<u>2,393</u>	井 戸	<u>552</u>			プール	<u>1,035</u>			その他	879			<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
消火栓	110,831																																																							
防火水槽	17,639	100m ³ 以上	973																																																					
		60～100 m ³	1,188																																																					
		40～ 60 m ³	13,071																																																					
		20～ 40 m ³	2,407																																																					
井 戸	536																																																							
プール	1,039																																																							
その他	879																																																							
消火栓	<u>111,423</u>																																																							
防火水槽	<u>17,757</u>	100m ³ 以上	<u>974</u>																																																					
		60～100 m ³	<u>1,204</u>																																																					
		40～ 60 m ³	<u>13,186</u>																																																					
		20～ 40 m ³	<u>2,393</u>																																																					
井 戸	<u>552</u>																																																							
プール	<u>1,035</u>																																																							
その他	879																																																							

頁	現行	頁	修正案	理由
45	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第3款 大規模火災時の避難計画</p> <p>第2 内容</p> <p>1 延焼火災の危険性の予測</p> <p>※対象は、以下の31市町の市街化区域内もしくは用途地域内 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川長、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、上郡町</p>	46	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第3款 大規模火災時の避難計画</p> <p>第2 内容</p> <p>1 延焼火災の危険性の予測</p> <p>※対象は、以下の31市町の市街化区域内もしくは用途地域内 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、<u>猪名川町</u>、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、上郡町</p>	誤字の修正

頁	現行	頁	修正案	理由																																																							
53	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>第2 内容 ＜参考＞ ○ こころのケアチーム（DPAT）とは（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）</p> <table border="1" data-bbox="203 592 972 999"> <caption>こころのケアチームDPATの活動内容</caption> <tr><td>目的</td><td colspan="3">被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援</td></tr> <tr><td>活動期間</td><td colspan="3">概ね、救命活動終了後～復旧期</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td colspan="3">医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う</td></tr> <tr><td>活動拠点</td><td colspan="3">DPAT活動拠点本部（健康福祉事務所等）</td></tr> <tr><td>活動場所</td><td colspan="3">救護所、避難所、仮設住宅等</td></tr> <tr><td>対象者</td><td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 被災前から精神科疾患に罹患しているもの 被災後、精神的不調を訴えた者（トラウマ・PTSD関連疾患患者含む） 支援者（地域医療従事者、救急隊員、行政職等） </td></tr> <tr><td>チーム構成</td><td colspan="3"> 精神科病院単位を基本として登録 精神科医師 1名 精神科看護師等 1名 精神保健福祉士、臨床心理士 1名 ロジスティクス（公的機関職員） 1名 </td></tr> </table>	目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援			活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期			活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う			活動拠点	DPAT活動拠点本部（健康福祉事務所等）			活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等			対象者	<ul style="list-style-type: none"> 被災前から精神科疾患に罹患しているもの 被災後、精神的不調を訴えた者（トラウマ・PTSD関連疾患患者含む） 支援者（地域医療従事者、救急隊員、行政職等） 			チーム構成	精神科病院単位を基本として登録 精神科医師 1名 精神科看護師等 1名 精神保健福祉士、臨床心理士 1名 ロジスティクス（公的機関職員） 1名			<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>第2 内容 ＜参考＞ ○ <u>「ひょうごDPAT」</u>とは（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）</p> <table border="1" data-bbox="1144 592 1912 999"> <caption><u>「ひょうごDPAT」</u>の活動内容</caption> <tr><td>目的</td><td colspan="3">被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援</td></tr> <tr><td>活動期間</td><td colspan="3">概ね、救命活動終了後～復旧期</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td colspan="3">医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う</td></tr> <tr><td>活動拠点</td><td colspan="3">DPAT活動拠点本部（健康福祉事務所等）</td></tr> <tr><td>活動場所</td><td colspan="3">救護所、避難所、仮設住宅等</td></tr> <tr><td>対象者</td><td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 被災前から精神科疾患に罹患しているもの 被災後、精神的不調を訴えた者（トラウマ・PTSD関連疾患患者含む） 支援者（地域医療従事者、救急隊員、行政職等） </td></tr> <tr><td>チーム構成</td><td colspan="3"> 精神科病院単位を基本として登録 精神科医師 1名 精神科看護師等 1名 精神保健福祉士、臨床心理士 1名 ロジスティクス（公的機関職員） <u>1～2名</u> 計4～5名 </td></tr> </table>	目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援			活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期			活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う			活動拠点	DPAT活動拠点本部（健康福祉事務所等）			活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等			対象者	<ul style="list-style-type: none"> 被災前から精神科疾患に罹患しているもの 被災後、精神的不調を訴えた者（トラウマ・PTSD関連疾患患者含む） 支援者（地域医療従事者、救急隊員、行政職等） 			チーム構成	精神科病院単位を基本として登録 精神科医師 1名 精神科看護師等 1名 精神保健福祉士、臨床心理士 1名 ロジスティクス（公的機関職員） <u>1～2名</u> 計4～5名			<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援																																																										
活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期																																																										
活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う																																																										
活動拠点	DPAT活動拠点本部（健康福祉事務所等）																																																										
活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等																																																										
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 被災前から精神科疾患に罹患しているもの 被災後、精神的不調を訴えた者（トラウマ・PTSD関連疾患患者含む） 支援者（地域医療従事者、救急隊員、行政職等） 																																																										
チーム構成	精神科病院単位を基本として登録 精神科医師 1名 精神科看護師等 1名 精神保健福祉士、臨床心理士 1名 ロジスティクス（公的機関職員） 1名																																																										
目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援																																																										
活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期																																																										
活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う																																																										
活動拠点	DPAT活動拠点本部（健康福祉事務所等）																																																										
活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等																																																										
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 被災前から精神科疾患に罹患しているもの 被災後、精神的不調を訴えた者（トラウマ・PTSD関連疾患患者含む） 支援者（地域医療従事者、救急隊員、行政職等） 																																																										
チーム構成	精神科病院単位を基本として登録 精神科医師 1名 精神科看護師等 1名 精神保健福祉士、臨床心理士 1名 ロジスティクス（公的機関職員） <u>1～2名</u> 計4～5名																																																										

頁	現行	頁	修正案	理由
53	<p>○ 災害時における DMAT、医療救護班と DPAT の動き</p>  <p>The diagram shows a timeline from 0 to 72 hours (initial phase), 72 hours to 2-3 months (emergency phase), and after 2-3 months (recovery phase). A red starburst labeled '発生' (Occurrence) is at the start. The '被災者' (Victims) row shows '避難所 (福祉避難所)' (Welfare shelter) in the initial phase and '仮設住宅' (Temporary housing) in the recovery phase. The '一般科医療' (General medical care) row shows 'DMAT' (48 hours) in the initial phase, '医療救護班' (Medical rescue team) in the emergency phase, and '地元の医療' (Local medical care) in the recovery phase. The '精神科医療' (Mental health care) row shows 'DPAT' in the emergency phase, with '地元の精神科医療' (Local mental health care) in the recovery phase. The '保健活動' (Welfare activities) row shows '保健師等チーム' (Welfare team) in the emergency phase and '地元の保健福祉活動' (Local welfare activities) in the recovery phase. Vertical boxes for '精神科救護所設置' (Mental health care facility) and '活動拠点本部設置' (Activity base) are shown in the emergency phase. Arrows indicate '連携' (Cooperation) between the teams.</p>	54	<p>○ 災害時における「ひょうごDPAT」と医療救護班、保健師チームとの連携</p>  <p>The diagram is similar to the current plan but replaces 'DPAT' with '「ひょうごDPAT」' (Hyogo DPAT) in the emergency phase. The '連携' (Cooperation) arrows are updated to reflect the new team structure.</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
56	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 内容 2 緊急交通路予定路線の事前指定 (1) 緊急交通路の確保</p> <p>県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、被害想定状況、河川等の地理的条件等を勘案して、県内を阪神地域、東・西播地域、但馬・丹波地域及び淡路地域に分割し、高速道路及び幹線道路を中心に道路及びその区間を緊急交通路の予定路線として事前指定するとともに、その周知を図る。また、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。</p>	57	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 内容 2 緊急交通路予定路線の事前指定 (1) 緊急交通路の確保</p> <p>県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、被害想定状況、河川等の地理的条件等を勘案して、県内を阪神地域、東・西播地域、但馬・丹波地域及び淡路地域に分割し、高速道路及び幹線道路を中心に道路及びその区間を緊急交通路の予定路線として事前指定するとともに、その周知を図る。</p> <p>また、<u>道路管理者は</u>、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
68	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第14節 廃棄物対策の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市町は、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておくこととする。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図ることとする。</p> <p>さらに、市町は、廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努めることを明記することとする。</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定</p> <p>県及び神戸市安全協力会、(一社)兵庫県産業廃棄物協会、(一社)兵庫県水質保全センター、(一社)日本建設業連合会(関西支部)及び兵庫県環境整備事業協同組合との間で、県の依頼・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月に災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。</p> <p>協定内容 ① 県が被災市町の要請を受け各団体に依頼・調整 ② ①に基づき各団体が被災市町を応援</p>	69	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第14節 廃棄物対策の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市町は、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておくこととする。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図ることとする。</p> <p>さらに、市町は、廃棄物処理施設等の浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努めることを明記することとする。</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定</p> <p>県及び神戸市安全協力会、(一社)兵庫県産業廃棄物協会、(一社)兵庫県水質保全センター、(一社)日本建設業連合会(関西支部)、兵庫県環境整備事業協同組合及び兵庫県環境事業商工組合との間で、県の要請・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月以降、順次、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。</p> <p>協定内容 ① 県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整 ② ①に基づき各団体が被災市町を応援</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
73	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>[実施機関：県企画県民部、<u>県企画県民部防災企画局</u>、市町]</p>	74	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>[実施機関：県企画県民部、市町]</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
75	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第17節 水防対策等の充実</p> <p>第2 内容 1 洪水 (5) その他の対策 ① 情報の収集・伝達・共有 河川管理者は、水位計、雨量計、河川監視用カメラなど情報収集のため整備した施設を適切に管理する。また流域面積が大きく洪水により甚大な被害が生じる恐れがあるとして指定した洪水予報河川において、神戸地方気象台と共同して洪水予報を発表する。</p>	76	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第17節 水防対策等の充実</p> <p>第2 内容 1 洪水 (5) その他の対策 ① 情報の収集・伝達・共有 河川管理者は、水位計、雨量計、河川監視用カメラなど情報収集のため整備した施設を適切に管理する。また、<u>知事は</u>、流域面積が大きく洪水により甚大な被害が生じる恐れがあるとして指定した洪水予報河川に<u>ついて</u>、神戸地方気象台と共同して洪水予報を発表する。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
77	<p>【参考】</p> <p>【水防法に基づく事務処理の流れ】</p> <p>国又は都道府県（河川管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川の指定【法第10条、第11条】 洪水予報の実施（気象庁長官と共同で実施）【法第10条、第11条、第13条の2】 浸水想定区域の指定【法第14条第1項】 指定区域及び想定される浸水深の明示【法第14条第2項】 指定区域及び想定される浸水深の公表及び関係市町への通知【法第14条第3項】 <p>水位周知河川の指定【法第13条】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位（特別警戒水位）の通知等【法第13条、第13条の2】 <p>市町</p> <p>浸水想定区域毎に以下の事項を市町村地域防災計画に規定【法第15条第1項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 洪水予報・避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達方法 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 浸水想定区域内の地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する者が利用する施設で、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要と認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地 <p>市町村地域防災計画に定められた上記の事項を住民に周知させるため、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない【法第15条第3項】</p> <p>市町村地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。【法第15条の2第2項】</p>	78	<p>【参考】</p> <p>【水防法に基づく事務処理の流れ】</p> <p>国又は都道府県（河川管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川の指定【法第10条、第11条】 洪水予報の実施（気象庁長官と共同で実施）【法第10条、第11条、第13条の2】 浸水想定区域の指定【法第14条第1項】 指定区域及び想定される浸水深の明示【法第14条第2項】 指定区域及び想定される浸水深の公表及び関係市町への通知【法第14条第3項】 <p>水位周知河川の指定【法第13条】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別警戒水位の通知等【法第13条、第13条の2】 <p>市町</p> <p>浸水想定区域毎に以下の事項を市町村地域防災計画に規定【法第15条第1項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 洪水予報・特別警戒水位到達情報の伝達方法 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 浸水想定区域内の地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する者が利用する施設で、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要と認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地 <p>市町村地域防災計画に定められた上記の事項を住民に周知させるため、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない【法第15条第3項】</p> <p>市町村地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。【法第15条の2第1項及び第2項】</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
78	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 土砂災害対策の充実</p> <p>第2 内容 3 特別警戒区域内の制限等 (3) 移転等の勧告</p> <p>② 知事は、勧告を行った場合、必要があると認めるときは、勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他必要な措置を講じるよう努めるとともに、住宅金融公庫の融資の斡旋など、建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はその斡旋に努めることとする。</p>	79	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 土砂災害対策の充実</p> <p>第2 内容 3 特別警戒区域内の制限等 (3) 移転等の勧告</p> <p>② 知事は、勧告を行った場合、必要があると認めるときは、勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他必要な措置を講じるよう努めるとともに、<u>住宅金融支援機構</u>の融資の斡旋など、建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はその斡旋に努めることとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
79	<p>5 その他の対策 (1) 土砂災害のおそれのある場所情報の提供 ② 土砂災害警戒区域<u>等</u>の点検</p> <p>県は、26年8月豪雨による丹波市及び広島市の土砂災害を契機に、全県の土砂災害警戒区域（未指定の危険箇所を含む）の総点検を、26年度から28年度の3年間で実施する。さらに、<u>土木事務所や市町にヒアリングを行い、危険箇所以外についても</u>土砂災害警戒区域の指定について検討する。</p> <p>(2) 土砂災害のおそれのある時間情報の提供</p> <p>県は、「土砂災害警戒情報」を補足するより詳細な情報である「地域別土砂災害危険度」をフェニックス防災システムや県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビ等の伝達媒体を用いて市町及び住民に提供する。</p>	80	<p>5 その他の対策 (1) 土砂災害のおそれのある場所情報の提供 ② 土砂災害警戒区域の<u>総</u>点検</p> <p>県は、26年8月豪雨による丹波市及び広島市の土砂災害を契機に、全県の土砂災害警戒区域（未指定の危険箇所を含む）の総点検を、26年度から28年度の3年間で実施する。さらに、<u>危険箇所以外で、26年8月豪雨災害が発生した箇所などについて</u>土砂災害警戒区域の<u>新規</u>指定について検討する。</p> <p>(2) 土砂災害のおそれのある時間情報の提供</p> <p>県は、「土砂災害警戒情報」を補足するより詳細な情報である「地域別土砂災害危険度」をフェニックス防災システムや県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビ等の伝達媒体を用いて市町及び住民に提供する。<u>また、「地域別土砂災害危険度」に比べ、より局所的に危険度を予測できる「箇所別土砂災害危険度」についても、フェニックス防災システムを通じて市町に情</u></p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
80	<p>6 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p><u>(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防災するために必要な警戒避難体制（避難勧告発令基準・対象地域、避難所の開設・運営等）に関する事項</u></p> <p><新設></p> <p>(2) 主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等の周知</p> <p>(4) 土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区等の周知</p> <p>(5) 防災意識の向上（住民説明会、防災訓練、防災教育等）</p> <p>※ (1)～(2)については土砂災害警戒区域ごとに定める。</p>	80	<p><u>報提供すべく、システム整備を進めており、整備の完了した市町から、順次、情報提供を行う。</u></p> <p>81</p> <p>6 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p><u>(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u></p> <p><u>(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>(3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項 の防災訓練として市町が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>(4) 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の利用者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれのある場合に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合にあっては、施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>(5) 救助に関する事項</u></p> <p><u>(6) (1)～(5)のほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>(7) (4)に掲げる事項を定める時は、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法</u></p> <p><u>(8) 土砂災害警戒区域等の周知</u></p> <p><u>(9) 土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区等の周知</u></p> <p><u>(10) 防災意識の向上（住民説明会、防災訓練、防災教育等）</u></p> <p>※ (1)～(6)については土砂災害警戒区域ごとに定める。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
85	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>5 一般県民に対する防災知識の普及</p> <p>防災関係機関は、所管業務に関する次の事項等について広報し、県民の防災意識の高揚を図ることとする。</p> <p>(1) 周知方法</p> <p>防災関係機関は、正しい防災知識をわかりやすく伝えるため、多様な媒体を活用するとともに、防災学習教材のユニバーサルデザイン化や多言語化にも努めることとする。</p> <p>① 人と防災未来センター等、普及啓発施設の活用</p> <p>② インターネット（県は、県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池による危険度等を示すCGハザードマップを公開している。）、ビデオ、ラジオ、テレビ等による普及</p> <p>[CGハザードマップの内容] http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/</p> <p>○ 5つの自然災害（洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池）の危険度（洪水・高潮・津波・ため池浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等）や避難に必要な情報（避難所等）が確認できる。</p> <p>○ 雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。</p> <p>○ 駅や主要地点における浸水イメージCGなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。</p> <p>○ 作図機能で地域の防災マップの作成ができる。</p>	85	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>5 一般県民に対する防災知識の普及</p> <p>防災関係機関は、所管業務に関する次の事項等について広報し、県民の防災意識の高揚を図ることとする。</p> <p>(1) 周知方法</p> <p>防災関係機関は、正しい防災知識をわかりやすく伝えるため、多様な媒体を活用するとともに、防災学習教材のユニバーサルデザイン化や多言語化にも努めることとする。</p> <p>① 人と防災未来センター等、普及啓発施設の活用</p> <p>② インターネット（県は、県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池の災害危険情報をCGハザードマップで公開している。）、ビデオ、ラジオ、テレビ等による普及</p> <p>[CGハザードマップの内容] http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/</p> <p>○ 5つの自然災害（洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池）の災害危険情報（洪水・高潮・津波・ため池浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等）や避難に必要な情報（避難所等）が確認できる。</p> <p>○ 雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。</p> <p>○ 駅や主要地点における浸水イメージCGなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。</p> <p>○ 作図機能で地域の防災マップの作成ができる。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
97	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第1節 治山・治水対策の総合的推進</p> <p>[実施機関：<u>県</u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、 県農政環境部農林水産局、県農政環境部環境創造局、 県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局]</p> <p>第1 趣旨</p> <p><u>平成16年台風第23号災害</u>や平成21年台風第9号災害等を教訓に推進する、総合的な治山・治水対策について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 頻発する風水害に備える総合的な治水対策</p> <p>(1) 地域総合治水推進計画の策定</p> <p><u>県・市町・県民の連携のもと、河川下水道対策、流域対策、減災対策を組み合わせた総合治水を推進するため、県下11地域で「地域総合治水推進計画」を策定する。</u></p> <p><u>(2) 河川対策「ながす」の推進</u></p> <p>緊急的に実施している再度災害防止対策をはじめ、災害を未然に防止するための河川改修やダムの整備等、水系毎の特性に応じた河川対策を計画的に推進する。</p> <p><u>(3) 流域対策「ためる」の推進</u></p> <p>校庭・公園・ため池・水田等への雨水貯留浸透施設の整備、利水ダム・ため池の治水活用(事前放流の拡大)等の多様な流域対策を市町・県民とともに推進する。</p> <p><新設></p>	97	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第1節 治山・治水対策の総合的推進</p> <p>[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、 県農政環境部農林水産局、県農政環境部環境創造局、 県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局]</p> <p>第1 趣旨</p> <p>平成21年台風第9号災害や<u>平成26年8月豪雨災害</u>等を教訓に推進する、総合的な治山・治水対策について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 頻発する風水害に備える総合的な治水対策</p> <p>(1) <u>総合治水の推進（地域総合治水推進計画（県下11地域））</u></p> <p><削除></p> <p><u>〔河川対策「ながす」〕</u></p> <p>緊急的に実施している再度災害防止対策をはじめ、災害を未然に防止するための河川改修やダムの整備等、水系毎の特性に応じた河川対策を計画的に推進する。</p> <p><u>〔流域対策「ためる」〕</u></p> <p>校庭・公園・ため池・水田等への雨水貯留浸透施設の整備、利水ダム・ため池の治水活用(事前放流の拡大)等の多様な流域対策を市町・県民とともに推進する。</p> <p><u>〔減災対策「そなえる」〕※詳細は下記「3 自然災害に備える(ソフト対策)」参照</u></p> <p><u>CGハザードマップの充実、出前講座の実施等の災害発生時</u></p>	<p>誤字の修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
97	<p>(4) ため池等の水害対策の推進（ため池整備 5 箇年計画）</p> <p>(5) 高潮対策の推進</p>	97	<p><u>の被害を可能な限り軽減するための取組を推進する。</u></p> <p><u>(2) ため池等の水害対策の推進（ため池整備 5 箇年計画）</u></p> <p><u>(3) 高潮対策の推進</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
98	<p>2 山の管理の徹底・土砂災害対策</p> <p>(1) 土砂災害対策の推進（第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年計画）</p> <p>[人家等保全対策]</p> <p>保全対象の人家が多い未対策箇所(概ね 10 戸以上)のうち、災害発生時に影響が大きい谷出口周辺等に人家がある箇所など緊急性が高い箇所等で、砂防えん堤等の整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 550 箇所（治山ダム 350 箇所、砂防えん堤等 200 箇所）を 5 年間で整備 <p>[流木・土砂流出防止対策]</p> <p>流木等による下流への被害拡大を防止するため、谷筋にスギ、ヒノキが植林されている溪流等を対象に、緊急性の高い箇所から治山ダムの整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 130 箇所を 5 年間で整備 <p>[災害に強い森づくり]</p> <p>人工林が大半を占める溪流勾配 15 度以上の地区で、災害緩衝林の整備を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 88 箇所を 5 年間で整備 <u>する。</u> <p><新設></p>	98	<p>2 山の管理の徹底・土砂災害対策</p> <p>(1) 土砂災害対策の推進（第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年計画）</p> <p>[人家等保全対策]</p> <p>保全対象の人家が多い未対策箇所(概ね 10 戸以上)のうち、災害発生時に影響が大きい谷出口周辺等に人家がある箇所など緊急性が高い箇所等で、砂防えん堤等の整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>630</u> 箇所（治山ダム 350 箇所、砂防えん堤等 <u>280</u> 箇所）を 5 年間で整備 <p>[流木・土砂流出防止対策]</p> <p>流木等による下流への被害拡大を防止するため、谷筋にスギ、ヒノキが植林されている溪流等を対象に、緊急性の高い箇所から治山ダムの整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>194</u> 箇所を 5 年間で整備 <p>[災害に強い森づくり]</p> <p>人工林が大半を占める溪流勾配 15 度以上の<u>溪流に加え、谷上流部に勾配 30 度以上の凹型斜面がある 15 度未満の溪流</u>で、災害緩衝林の<u>造成を推進する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>165</u> 箇所を 5 年間で整備 <p>[災害対応]</p> <p><u>平成 26 年 8 月豪雨災害で甚大な被害を受けた丹波市等で被災箇所の二次被害防止対策を推進する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>64 箇所（治山事業 36 箇所、砂防事業 28 箇所）を 5 年間で整備</u> 	

頁	現行	頁	修正案	理由																																																																															
98	<p>3 自然災害に備える(ソフト対策)</p> <p>(1) 減災のための情報発信</p> <p>[県民への災害危険情報の提供]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県下全 684 河川の洪水浸水想定区域図のCGハザードマップへの掲載等、最新の災害危険情報を提供 	98	<p>3 自然災害に備える(ソフト対策)</p> <p>(1) 減災のための情報発信</p> <p>[県民への災害危険情報の提供]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県下全 685 河川の洪水浸水想定区域図のCGハザードマップへの掲載等、最新の災害危険情報を提供 	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>																																																																															
99	<p>○災害危険情報等の情報発信</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>情報の種別</th> <th>対象</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">防 災</td> <td>CGハザードマップ(地域の風水害対策情報)</td> <td rowspan="5">県民</td> <td>災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を集約しHPで提供</td> </tr> <tr> <td>水位・雨量</td> <td>HPやテレビで放送で提供</td> </tr> <tr> <td>河川水位標(現地)</td> <td>夜間も識別可能な水位標を70河川98箇所に設置</td> </tr> <tr> <td>河川監視カメラ画像</td> <td>全124箇所の画像をHPで提供</td> </tr> <tr> <td>洪水予報(洪水注意報・警報)</td> <td>主要3水系(市川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じた周知とHPで提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">川</td> <td>氾濫予測(河川の区間単位)</td> <td>市町</td> <td>県下全684河川で運用開始</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>県民</td> <td>テレビのトップや携帯メール等で提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山</td> <td>地域別土砂災害危険度</td> <td>県民</td> <td>HP、携帯サイト、ケーブルテレビで提供</td> </tr> <tr> <td>箇所別土砂災害危険度</td> <td>市町</td> <td>表六甲山系等で情報提供中 順次エリア拡大</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海</td> <td>潮位等観測情報</td> <td rowspan="2">県民</td> <td>潮位、風向風速の情報をHPで提供</td> </tr> <tr> <td>港内監視カメラ画像</td> <td>福良港、尼崎西宮芦屋港の画像をHPで提供</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>道路ワダーレス部の冠水情報</td> <td></td> <td>ワダーレス部の冠水情報を現地・HPで提供</td> </tr> </tbody> </table>	区分	情報の種別		対象	内 容	防 災	CGハザードマップ(地域の風水害対策情報)	県民	災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を集約しHPで提供	水位・雨量	HPやテレビで放送で提供	河川水位標(現地)	夜間も識別可能な水位標を70河川98箇所に設置	河川監視カメラ画像	全124箇所の画像をHPで提供	洪水予報(洪水注意報・警報)	主要3水系(市川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じた周知とHPで提供	川	氾濫予測(河川の区間単位)	市町	県下全684河川で運用開始	土砂災害警戒情報	県民	テレビのトップや携帯メール等で提供	山	地域別土砂災害危険度	県民	HP、携帯サイト、ケーブルテレビで提供	箇所別土砂災害危険度	市町	表六甲山系等で情報提供中 順次エリア拡大	海	潮位等観測情報	県民	潮位、風向風速の情報をHPで提供	港内監視カメラ画像	福良港、尼崎西宮芦屋港の画像をHPで提供	道	道路ワダーレス部の冠水情報		ワダーレス部の冠水情報を現地・HPで提供	99	<p>○災害危険情報等の情報発信</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>情報の種別</th> <th>対象</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">防 災</td> <td>CGハザードマップ(地域の風水害対策情報)</td> <td rowspan="5">県民</td> <td>災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を集約しHPで提供</td> </tr> <tr> <td>水位・雨量</td> <td>HPやテレビで放送で提供</td> </tr> <tr> <td>河川水位標(現地)</td> <td>夜間も識別可能な水位標を70河川98箇所に設置</td> </tr> <tr> <td>河川監視カメラ画像</td> <td>全124箇所の画像をHPで提供</td> </tr> <tr> <td>洪水予報(洪水注意報・警報)</td> <td>主要3水系(市川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じた周知とHPで提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">川</td> <td>氾濫予測(河川の区間単位)</td> <td>市町</td> <td>県下全685河川で運用開始</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>県民</td> <td>テレビのトップや携帯メール等で提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山</td> <td>地域別土砂災害危険度</td> <td>県民</td> <td>HP、携帯サイト、ケーブルテレビで提供</td> </tr> <tr> <td>箇所別土砂災害危険度</td> <td>市町</td> <td>表六甲山系等で情報提供中 順次エリア拡大</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海</td> <td>潮位等観測情報</td> <td rowspan="2">県民</td> <td>潮位、風向風速の情報をHPで提供</td> </tr> <tr> <td>港内監視カメラ画像</td> <td>福良港、尼崎西宮芦屋港の画像をHPで提供</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>道路ワダーレス部の冠水情報</td> <td></td> <td>ワダーレス部の冠水情報を現地・HPで提供</td> </tr> </tbody> </table>	区分	情報の種別	対象	内 容	防 災	CGハザードマップ(地域の風水害対策情報)	県民	災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を集約しHPで提供	水位・雨量	HPやテレビで放送で提供	河川水位標(現地)	夜間も識別可能な水位標を70河川98箇所に設置	河川監視カメラ画像	全124箇所の画像をHPで提供	洪水予報(洪水注意報・警報)	主要3水系(市川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じた周知とHPで提供	川	氾濫予測(河川の区間単位)	市町	県下全 685 河川で運用開始	土砂災害警戒情報	県民	テレビのトップや携帯メール等で提供	山	地域別土砂災害危険度	県民	HP、携帯サイト、ケーブルテレビで提供	箇所別土砂災害危険度	市町	表六甲山系等で情報提供中 順次エリア拡大	海	潮位等観測情報	県民	潮位、風向風速の情報をHPで提供	港内監視カメラ画像	福良港、尼崎西宮芦屋港の画像をHPで提供	道	道路ワダーレス部の冠水情報	
区分	情報の種別	対象	内 容																																																																																
防 災	CGハザードマップ(地域の風水害対策情報)	県民	災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を集約しHPで提供																																																																																
	水位・雨量		HPやテレビで放送で提供																																																																																
	河川水位標(現地)		夜間も識別可能な水位標を70河川98箇所に設置																																																																																
	河川監視カメラ画像		全124箇所の画像をHPで提供																																																																																
	洪水予報(洪水注意報・警報)		主要3水系(市川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じた周知とHPで提供																																																																																
川	氾濫予測(河川の区間単位)	市町	県下全684河川で運用開始																																																																																
	土砂災害警戒情報	県民	テレビのトップや携帯メール等で提供																																																																																
山	地域別土砂災害危険度	県民	HP、携帯サイト、ケーブルテレビで提供																																																																																
	箇所別土砂災害危険度	市町	表六甲山系等で情報提供中 順次エリア拡大																																																																																
海	潮位等観測情報	県民	潮位、風向風速の情報をHPで提供																																																																																
	港内監視カメラ画像		福良港、尼崎西宮芦屋港の画像をHPで提供																																																																																
道	道路ワダーレス部の冠水情報		ワダーレス部の冠水情報を現地・HPで提供																																																																																
区分	情報の種別	対象	内 容																																																																																
防 災	CGハザードマップ(地域の風水害対策情報)	県民	災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を集約しHPで提供																																																																																
	水位・雨量		HPやテレビで放送で提供																																																																																
	河川水位標(現地)		夜間も識別可能な水位標を70河川98箇所に設置																																																																																
	河川監視カメラ画像		全124箇所の画像をHPで提供																																																																																
	洪水予報(洪水注意報・警報)		主要3水系(市川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じた周知とHPで提供																																																																																
川	氾濫予測(河川の区間単位)	市町	県下全 685 河川で運用開始																																																																																
	土砂災害警戒情報	県民	テレビのトップや携帯メール等で提供																																																																																
山	地域別土砂災害危険度	県民	HP、携帯サイト、ケーブルテレビで提供																																																																																
	箇所別土砂災害危険度	市町	表六甲山系等で情報提供中 順次エリア拡大																																																																																
海	潮位等観測情報	県民	潮位、風向風速の情報をHPで提供																																																																																
	港内監視カメラ画像		福良港、尼崎西宮芦屋港の画像をHPで提供																																																																																
道	道路ワダーレス部の冠水情報		ワダーレス部の冠水情報を現地・HPで提供																																																																																

頁	現行	頁	修正案	理由																																																																																																
100	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第1款 河川施設の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24～</td> <td>広域河川改修事業</td> <td>15 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合治水対策特定河川事業</td> <td>2 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震・高潮対策河川事業</td> <td>9 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>流域治水対策河川事業</td> <td>1 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調節池整備事業</td> <td>1 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>流域貯留浸透事業</td> <td>2 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅市街地基盤整備事業</td> <td>5 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床上浸水対策特別緊急事業</td> <td>1 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合流域防災事業</td> <td>10 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川災害復旧助成事業</td> <td>1 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川災害関連事業</td> <td>1 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川災害復旧等関連緊急事業</td> <td>1 河川</td> </tr> <tr> <td>24～</td> <td>河川総合開発事業 (管理ダム)</td> <td>引原ダム(F, N, I, P)、生野ダム(F, N, W, I)、諭鶴羽ダム(F, N)、菅生ダム(F, N)、天王ダム(F)、安富ダム(F, N)、青野ダム(F, N, W)、安室ダム(F, N, W)、長谷ダム(F, N)、三宝ダム(F, N, W)、大日ダム(F, N)、牛内ダム(F, N, W)、大路ダム(F, N, W)、成相ダム(F, N, W)、北富士ダム(F, N, W)、但東ダム(F, N, W)、石井ダム(F, R)、みくまりダム(F, N, W)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川総合開発事業 (建設ダム)</td> <td>金出地ダム(F, N)、<u>与布士ダム(F, N, W)</u>、<u>西紀ダム(F, N, W)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">※F:洪水調節 N:不特定用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電 R:レクリエーション</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	24～	広域河川改修事業	15 河川		総合治水対策特定河川事業	2 河川		地震・高潮対策河川事業	9 河川		流域治水対策河川事業	1 河川		調節池整備事業	1 河川		流域貯留浸透事業	2 河川		住宅市街地基盤整備事業	5 河川		床上浸水対策特別緊急事業	1 河川		総合流域防災事業	10 河川		河川災害復旧助成事業	1 河川		河川災害関連事業	1 河川		河川災害復旧等関連緊急事業	1 河川	24～	河川総合開発事業 (管理ダム)	引原ダム(F, N, I, P)、生野ダム(F, N, W, I)、諭鶴羽ダム(F, N)、菅生ダム(F, N)、天王ダム(F)、安富ダム(F, N)、青野ダム(F, N, W)、安室ダム(F, N, W)、長谷ダム(F, N)、三宝ダム(F, N, W)、大日ダム(F, N)、牛内ダム(F, N, W)、大路ダム(F, N, W)、成相ダム(F, N, W)、北富士ダム(F, N, W)、但東ダム(F, N, W)、石井ダム(F, R)、みくまりダム(F, N, W)		河川総合開発事業 (建設ダム)	金出地ダム(F, N)、 <u>与布士ダム(F, N, W)</u> 、 <u>西紀ダム(F, N, W)</u>		※F:洪水調節 N:不特定用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電 R:レクリエーション		100	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第1款 河川施設の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24～</td> <td>広域河川改修事業</td> <td>15 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合治水対策特定河川事業</td> <td>2 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震・高潮対策河川事業</td> <td>9 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>流域治水対策河川事業</td> <td>1 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調節池整備事業</td> <td>1 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>流域貯留浸透事業</td> <td>2 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅市街地基盤整備事業</td> <td><u>7 河川</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>床上浸水対策特別緊急事業</td> <td>1 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合流域防災事業</td> <td><u>16 河川</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川災害復旧助成事業</td> <td>1 河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川災害関連事業</td> <td><u>4 河川</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川災害復旧等関連緊急事業</td> <td>1 河川</td> </tr> <tr> <td>24～</td> <td>河川総合開発事業 (管理ダム)</td> <td>引原ダム(F, N, I, P)、生野ダム(F, N, W, I)、諭鶴羽ダム(F, N)、菅生ダム(F, N)、天王ダム(F)、安富ダム(F, N)、青野ダム(F, N, W)、安室ダム(F, N, W)、長谷ダム(F, N)、三宝ダム(F, N, W)、大日ダム(F, N)、牛内ダム(F, N, W)、大路ダム(F, N, W)、成相ダム(F, N, W)、北富士ダム(F, N, W)、但東ダム(F, N, W)、石井ダム(F, R)、みくまりダム(F, N, W)、<u>与布士ダム(F, N, W)</u>、<u>栗柄ダム(F, N, W)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川総合開発事業 (建設ダム)</td> <td>金出地ダム(F, N)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">※F:洪水調節 N:不特定用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電 R:レクリエーション</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	24～	広域河川改修事業	15 河川		総合治水対策特定河川事業	2 河川		地震・高潮対策河川事業	9 河川		流域治水対策河川事業	1 河川		調節池整備事業	1 河川		流域貯留浸透事業	2 河川		住宅市街地基盤整備事業	<u>7 河川</u>		床上浸水対策特別緊急事業	1 河川		総合流域防災事業	<u>16 河川</u>		河川災害復旧助成事業	1 河川		河川災害関連事業	<u>4 河川</u>		河川災害復旧等関連緊急事業	1 河川	24～	河川総合開発事業 (管理ダム)	引原ダム(F, N, I, P)、生野ダム(F, N, W, I)、諭鶴羽ダム(F, N)、菅生ダム(F, N)、天王ダム(F)、安富ダム(F, N)、青野ダム(F, N, W)、安室ダム(F, N, W)、長谷ダム(F, N)、三宝ダム(F, N, W)、大日ダム(F, N)、牛内ダム(F, N, W)、大路ダム(F, N, W)、成相ダム(F, N, W)、北富士ダム(F, N, W)、但東ダム(F, N, W)、石井ダム(F, R)、みくまりダム(F, N, W)、 <u>与布士ダム(F, N, W)</u> 、 <u>栗柄ダム(F, N, W)</u>		河川総合開発事業 (建設ダム)	金出地ダム(F, N)		※F:洪水調節 N:不特定用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電 R:レクリエーション		<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>
年度	事業名	事業内容																																																																																																		
24～	広域河川改修事業	15 河川																																																																																																		
	総合治水対策特定河川事業	2 河川																																																																																																		
	地震・高潮対策河川事業	9 河川																																																																																																		
	流域治水対策河川事業	1 河川																																																																																																		
	調節池整備事業	1 河川																																																																																																		
	流域貯留浸透事業	2 河川																																																																																																		
	住宅市街地基盤整備事業	5 河川																																																																																																		
	床上浸水対策特別緊急事業	1 河川																																																																																																		
	総合流域防災事業	10 河川																																																																																																		
	河川災害復旧助成事業	1 河川																																																																																																		
	河川災害関連事業	1 河川																																																																																																		
	河川災害復旧等関連緊急事業	1 河川																																																																																																		
24～	河川総合開発事業 (管理ダム)	引原ダム(F, N, I, P)、生野ダム(F, N, W, I)、諭鶴羽ダム(F, N)、菅生ダム(F, N)、天王ダム(F)、安富ダム(F, N)、青野ダム(F, N, W)、安室ダム(F, N, W)、長谷ダム(F, N)、三宝ダム(F, N, W)、大日ダム(F, N)、牛内ダム(F, N, W)、大路ダム(F, N, W)、成相ダム(F, N, W)、北富士ダム(F, N, W)、但東ダム(F, N, W)、石井ダム(F, R)、みくまりダム(F, N, W)																																																																																																		
	河川総合開発事業 (建設ダム)	金出地ダム(F, N)、 <u>与布士ダム(F, N, W)</u> 、 <u>西紀ダム(F, N, W)</u>																																																																																																		
	※F:洪水調節 N:不特定用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電 R:レクリエーション																																																																																																			
年度	事業名	事業内容																																																																																																		
24～	広域河川改修事業	15 河川																																																																																																		
	総合治水対策特定河川事業	2 河川																																																																																																		
	地震・高潮対策河川事業	9 河川																																																																																																		
	流域治水対策河川事業	1 河川																																																																																																		
	調節池整備事業	1 河川																																																																																																		
	流域貯留浸透事業	2 河川																																																																																																		
	住宅市街地基盤整備事業	<u>7 河川</u>																																																																																																		
	床上浸水対策特別緊急事業	1 河川																																																																																																		
	総合流域防災事業	<u>16 河川</u>																																																																																																		
	河川災害復旧助成事業	1 河川																																																																																																		
	河川災害関連事業	<u>4 河川</u>																																																																																																		
	河川災害復旧等関連緊急事業	1 河川																																																																																																		
24～	河川総合開発事業 (管理ダム)	引原ダム(F, N, I, P)、生野ダム(F, N, W, I)、諭鶴羽ダム(F, N)、菅生ダム(F, N)、天王ダム(F)、安富ダム(F, N)、青野ダム(F, N, W)、安室ダム(F, N, W)、長谷ダム(F, N)、三宝ダム(F, N, W)、大日ダム(F, N)、牛内ダム(F, N, W)、大路ダム(F, N, W)、成相ダム(F, N, W)、北富士ダム(F, N, W)、但東ダム(F, N, W)、石井ダム(F, R)、みくまりダム(F, N, W)、 <u>与布士ダム(F, N, W)</u> 、 <u>栗柄ダム(F, N, W)</u>																																																																																																		
	河川総合開発事業 (建設ダム)	金出地ダム(F, N)																																																																																																		
	※F:洪水調節 N:不特定用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電 R:レクリエーション																																																																																																			

頁	現行	頁	修正案	理由																		
102	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第2款 内水の排除対策の推進</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (1) 河川高潮対策事業 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24～</td> <td>高潮対策事業</td> <td>排水施設他 計3河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広域河川改修事業</td> <td>排水施設他 1河川</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	24～	高潮対策事業	排水施設他 計3河川		広域河川改修事業	排水施設他 1河川	102	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第2款 内水の排除対策の推進</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (1) 河川高潮対策事業 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24～</td> <td><u>地震</u>・高潮対策事業</td> <td>排水施設他 計3河川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広域河川改修事業</td> <td>排水施設他 1河川</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	24～	<u>地震</u> ・高潮対策事業	排水施設他 計3河川		広域河川改修事業	排水施設他 1河川	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>
年度	事業名	事業内容																				
24～	高潮対策事業	排水施設他 計3河川																				
	広域河川改修事業	排水施設他 1河川																				
年度	事業名	事業内容																				
24～	<u>地震</u> ・高潮対策事業	排水施設他 計3河川																				
	広域河川改修事業	排水施設他 1河川																				

頁	現行	頁	修正案	理由																				
103	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第3款 海岸施設の整備</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (2) 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="185 616 976 815"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(農村環境室所管分) 侵食対策事業</td> <td>慶野海岸（潜堤 他）</td> </tr> <tr> <td>(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（離岸堤） 丸山漁港海岸（陸開改良他）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 近畿地方整備局所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="185 914 976 967"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄海岸保全施設整備事業</td> <td>東播海岸 養浜工 他</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）	(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業	沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（離岸堤） 丸山漁港海岸（陸開改良他）	事業名	事業内容	直轄海岸保全施設整備事業	東播海岸 養浜工 他	103	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第3款 海岸施設の整備</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (2) 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1126 616 1917 839"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(農村環境室所管分) 侵食対策事業</td> <td>慶野海岸（潜堤 他）</td> </tr> <tr> <td>(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 <u>海岸堤防老朽化対策緊急事業</u></td> <td>沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（離岸堤） 丸山漁港海岸（陸開改良他） <u>妻鹿漁港海岸（排水機場他）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 近畿地方整備局所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1126 914 1917 967"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄海岸保全施設整備事業</td> <td>東播海岸 <u>（養浜工 他）</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）	(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 <u>海岸堤防老朽化対策緊急事業</u>	沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（離岸堤） 丸山漁港海岸（陸開改良他） <u>妻鹿漁港海岸（排水機場他）</u>	事業名	事業内容	直轄海岸保全施設整備事業	東播海岸 <u>（養浜工 他）</u>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
事業名	事業内容																							
(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）																							
(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業	沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（離岸堤） 丸山漁港海岸（陸開改良他）																							
事業名	事業内容																							
直轄海岸保全施設整備事業	東播海岸 養浜工 他																							
事業名	事業内容																							
(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）																							
(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 <u>海岸堤防老朽化対策緊急事業</u>	沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（離岸堤） 丸山漁港海岸（陸開改良他） <u>妻鹿漁港海岸（排水機場他）</u>																							
事業名	事業内容																							
直轄海岸保全施設整備事業	東播海岸 <u>（養浜工 他）</u>																							

頁	現行	頁	修正案	理由																										
105	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第5款 漁港の防災施設の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県（農政環境部）管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">26</td> <td>水産流通基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港漁場機能高度化事業</td> <td>(3地区)</td> </tr> <tr> <td>水産物供給基盤機能保全事業</td> <td>(4地区)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	26	水産流通基盤整備事業	(1地区)	水産生産基盤整備事業	(1地区)	漁港漁場機能高度化事業	(3地区)	水産物供給基盤機能保全事業	(4地区)	105	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第5款 漁港の防災施設の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">27</td> <td>水産流通基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(3地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業</td> <td>(5地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(3地区)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	27	水産流通基盤整備事業	(1地区)	水産生産基盤整備事業	(1地区)	漁港施設機能強化事業	(3地区)	漁港機能保全事業	(5地区)	漁港施設機能強化事業	(3地区)	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
年度	事業名	事業内容																												
26	水産流通基盤整備事業	(1地区)																												
	水産生産基盤整備事業	(1地区)																												
	漁港漁場機能高度化事業	(3地区)																												
	水産物供給基盤機能保全事業	(4地区)																												
年度	事業名	事業内容																												
27	水産流通基盤整備事業	(1地区)																												
	水産生産基盤整備事業	(1地区)																												
	漁港施設機能強化事業	(3地区)																												
	漁港機能保全事業	(5地区)																												
	漁港施設機能強化事業	(3地区)																												

頁	現行	頁	修正案	理由																																				
110	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第4款 治山施設の整備</p> <p>第2 内容 1 主な事業の内訳</p> <table border="1" data-bbox="183 576 976 852"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>根拠法規</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地治山</td> <td>・ 森林法</td> <td rowspan="3">県</td> </tr> <tr> <td>防災林整備</td> <td>・ 森林法</td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急治山 災害関連緊急地すべり防止</td> <td>・ 森林法 ・ 地すべり等防止法</td> </tr> <tr> <td>林地崩壊防止</td> <td>・ 林地崩壊防止事業実施要綱</td> <td>市 町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県単独治山</td> <td>・ 県単独県営治山事業実施基準</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>・ 農林水産部補助金交付要綱</td> <td>市 町</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	根拠法規	事業主体	山地治山	・ 森林法	県	防災林整備	・ 森林法	災害関連緊急治山 災害関連緊急地すべり防止	・ 森林法 ・ 地すべり等防止法	林地崩壊防止	・ 林地崩壊防止事業実施要綱	市 町	県単独治山	・ 県単独県営治山事業実施基準	県	・ 農林水産部補助金交付要綱	市 町	110	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第4款 治山施設の整備</p> <p>第2 内容 1 主な事業の内訳</p> <table border="1" data-bbox="1128 576 1921 852"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>根拠法規</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地治山</td> <td>・ 森林法</td> <td rowspan="3">県</td> </tr> <tr> <td>防災林整備</td> <td>・ 森林法</td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急治山 災害関連緊急地すべり防止</td> <td>・ 森林法 ・ 地すべり等防止法</td> </tr> <tr> <td>林地崩壊防止</td> <td>・ 林地崩壊防止事業実施要綱</td> <td>市 町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県単独治山</td> <td>・ 県単独県営治山事業実施基準</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>・ 農政環境部補助金交付要綱</td> <td>市 町</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	根拠法規	事業主体	山地治山	・ 森林法	県	防災林整備	・ 森林法	災害関連緊急治山 災害関連緊急地すべり防止	・ 森林法 ・ 地すべり等防止法	林地崩壊防止	・ 林地崩壊防止事業実施要綱	市 町	県単独治山	・ 県単独県営治山事業実施基準	県	・ 農政環境部 補助金交付要綱	市 町	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>
事業名	根拠法規	事業主体																																						
山地治山	・ 森林法	県																																						
防災林整備	・ 森林法																																							
災害関連緊急治山 災害関連緊急地すべり防止	・ 森林法 ・ 地すべり等防止法																																							
林地崩壊防止	・ 林地崩壊防止事業実施要綱	市 町																																						
県単独治山	・ 県単独県営治山事業実施基準	県																																						
	・ 農林水産部補助金交付要綱	市 町																																						
事業名	根拠法規	事業主体																																						
山地治山	・ 森林法	県																																						
防災林整備	・ 森林法																																							
災害関連緊急治山 災害関連緊急地すべり防止	・ 森林法 ・ 地すべり等防止法																																							
林地崩壊防止	・ 林地崩壊防止事業実施要綱	市 町																																						
県単独治山	・ 県単独県営治山事業実施基準	県																																						
	・ 農政環境部 補助金交付要綱	市 町																																						

頁	現行	頁	修正案	理由
114	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第7款 災害危険区域対策の実施</p> <p>第2 内容 3 危険住宅の除却又は移転 (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 限度額 4,150千円（土地を取得しない場合 3,190千円） 年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息につ いて助成 助成区分 国 1/2、県 1/4、市町 1/4 <u>(注) 助成費の補助限度額は、平成26年度の額である。</u></p>	114	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第7款 災害危険区域対策の実施</p> <p>第2 内容 3 危険住宅の除却又は移転 (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 限度額 4,150千円（土地を取得しない場合 3,190千円） 年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息につ いて助成 助成区分 国 1/2、県 1/4、市町 1/4</p>	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
117	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第4節 災害に強い森づくりの推進等</p> <p>第1 趣旨</p> <p>森林の有する公益的機能を維持・保全するため、「新ひょうごの森づくり（第2期対策）」（計画期間：H24～33年度）を第1期対策（H14～23）に引き続き実施し、市町と連携し公的支援により間伐を実施する「森林管理100%作戦」（全体計画：67,800ha）や集落周辺の里山林において地域住民等が自ら行う「住民参画型里山林再生事業」（全体計画：4,000ha）に取り組むとともに、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進める「災害に強い森づくり（第2期対策）」（計画期間：H23～29年度）を第1期対策（H18～24）に引き続き内容を拡充して計画的に推進する。</p>	117	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第4節 災害に強い森づくりの推進等</p> <p>第1 趣旨</p> <p>森林の有する公益的機能を維持・保全するため、「新ひょうごの森づくり（第2期対策）」（計画期間：H24～33年度）を第1期対策（H14～23）に引き続き実施し、市町と連携し公的支援により間伐を実施する「森林管理100%作戦」（全体計画：67,800ha）や集落周辺の里山林において地域住民等が自ら行う「<u>里山林の再生</u>」（全体計画：4,000ha）に取り組むとともに、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進める「災害に強い森づくり（第2期対策）」（計画期間：H23～29年度）を第1期対策（H18～24）に引き続き内容を拡充して計画的に推進する。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																								
123	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p> <p>第2 内容 5 その他の施設の整備</p> <p>施設の管理者は、災害の発生、発生後の対処等に配慮し、以下の施設整備に努めることとする。</p> <table border="1" data-bbox="212 571 967 833"> <tr> <td>道路施設</td> <td>各道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>河川施設</td> <td>河川管理者は、防災活動拠点等として活用できる河川施設の整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>港湾緑地</td> <td>港湾管理者は、広域防災拠点等として活用する緑地整備を図るとともに、耐震強化岸壁の整備に併せて、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するよう努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>海岸施設</td> <td>海岸管理者は、避難地としての機能を有する海岸施設の整備により、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ、海岸施設の整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>公園施設</td> <td>公園管理者は、避難地として位置づけられた公園については、その機能を果すよう広場の確保または整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>学校施設</td> <td>学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。</td> </tr> </table>	道路施設	各道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。	河川施設	河川管理者は、防災活動拠点等として活用できる河川施設の整備に努めることとする。	港湾緑地	港湾管理者は、広域防災拠点等として活用する緑地整備を図るとともに、耐震強化岸壁の整備に併せて、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するよう努めることとする。	海岸施設	海岸管理者は、避難地としての機能を有する海岸施設の整備により、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ、海岸施設の整備に努めることとする。	公園施設	公園管理者は、避難地として位置づけられた公園については、その機能を果すよう広場の確保または整備に努めることとする。	学校施設	学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。	123	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p> <p>第2 内容 5 その他の施設の整備</p> <p>施設の管理者は、災害の発生、発生後の対処等に配慮し、以下の施設整備に努めることとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 571 1915 833"> <tr> <td>道路施設</td> <td>各道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>河川施設</td> <td>河川管理者は、防災活動拠点等として活用できる河川施設の整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>港湾緑地</td> <td>港湾管理者は、防災施設として活用できる緑地整備や耐震強化岸壁の整備に努める。また、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するよう配慮することとする。</td> </tr> <tr> <td>海岸施設</td> <td>海岸管理者は、避難地としての機能を求められる場合には、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ、海岸施設の整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>公園施設</td> <td>公園管理者は、避難地として位置づけられた公園については、その機能を果すよう広場の確保または整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>学校施設</td> <td>学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。</td> </tr> </table>	道路施設	各道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。	河川施設	河川管理者は、防災活動拠点等として活用できる河川施設の整備に努めることとする。	港湾緑地	港湾管理者は、防災施設として活用できる緑地整備や耐震強化岸壁の整備に努める。また、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するよう配慮することとする。	海岸施設	海岸管理者は、避難地としての機能を求められる場合には、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ、海岸施設の整備に努めることとする。	公園施設	公園管理者は、避難地として位置づけられた公園については、その機能を果すよう広場の確保または整備に努めることとする。	学校施設	学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
道路施設	各道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。																											
河川施設	河川管理者は、防災活動拠点等として活用できる河川施設の整備に努めることとする。																											
港湾緑地	港湾管理者は、広域防災拠点等として活用する緑地整備を図るとともに、耐震強化岸壁の整備に併せて、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するよう努めることとする。																											
海岸施設	海岸管理者は、避難地としての機能を有する海岸施設の整備により、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ、海岸施設の整備に努めることとする。																											
公園施設	公園管理者は、避難地として位置づけられた公園については、その機能を果すよう広場の確保または整備に努めることとする。																											
学校施設	学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。																											
道路施設	各道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。																											
河川施設	河川管理者は、防災活動拠点等として活用できる河川施設の整備に努めることとする。																											
港湾緑地	港湾管理者は、防災施設として活用できる緑地整備や耐震強化岸壁の整備に努める。また、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するよう配慮することとする。																											
海岸施設	海岸管理者は、避難地としての機能を求められる場合には、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ、海岸施設の整備に努めることとする。																											
公園施設	公園管理者は、避難地として位置づけられた公園については、その機能を果すよう広場の確保または整備に努めることとする。																											
学校施設	学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。																											

頁	現行	頁	修正案	理由											
124	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、県県土整備部土木局、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有開発(株)〕</p> <p>第2 内容</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路事業</td> <td rowspan="3">緊急輸送道路等の整備を実施する。</td> </tr> <tr> <td>街路事業</td> </tr> <tr> <td>交通安全施設等整備事業</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	道路事業	緊急輸送道路等の整備を実施する。	街路事業	交通安全施設等整備事業	124	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、県県土整備部土木局、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有 <u>ドライブウェイ</u>(株)〕</p> <p>第2 内容</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路事業</td> <td rowspan="2">緊急輸送道路等の整備を実施する。</td> </tr> <tr> <td>街路事業</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	道路事業	緊急輸送道路等の整備を実施する。	街路事業	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>
事業名	事業内容														
道路事業	緊急輸送道路等の整備を実施する。														
街路事業															
交通安全施設等整備事業															
事業名	事業内容														
道路事業	緊急輸送道路等の整備を実施する。														
街路事業															
125	<p>4 落橋防止</p> <p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁補修事業</td> <td>老朽化対策や耐震補強工事等の順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	橋梁補修事業	老朽化対策や耐震補強工事等の順次実施	125	<p>4 落橋防止</p> <p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁耐震対策事業</td> <td>耐震補強工事等の順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	橋梁耐震対策事業	耐震補強工事等の順次実施				
事業名	事業内容														
橋梁補修事業	老朽化対策や耐震補強工事等の順次実施														
事業名	事業内容														
橋梁耐震対策事業	耐震補強工事等の順次実施														
126	<p>5 道路情報の提供</p> <p>「道の駅」には、道路情報提供装置を設置し、道路利用者の安全性や利便性向上のための情報の提供に加え、緊急災害時には通行規制箇所等の情報提供を行う。</p>	126	<p>5 道路情報の提供</p> <p>「道の駅」には、道路情報提供装置を設置し、道路利用者の安全性や利便性向上のための <u>道路規制・渋滞・気象情報等</u> の提供に加え、緊急災害時には通行規制箇所等の情報提供を行う。</p>												

頁	現行	頁	修正案	理由																																																																													
126	<p>○「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所</p> <table border="1" data-bbox="185 228 976 552"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぐう</td> <td>国道 179号</td> <td>たつの市新宮町平野99-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あわじ</td> <td>県道 福良江井岩屋線</td> <td>淡路市岩屋1873-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿場町ひらふく</td> <td>国道 373号</td> <td>佐用郡佐用町平福988-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>とうじょう</td> <td>県道 平木南山線</td> <td>加東市南山1-5-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あおがき</td> <td>県道 青垣柏原線</td> <td>丹波市青垣町西苜田540</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あゆの里矢田川</td> <td>県道 香住村岡線</td> <td>美方郡香美町村岡区長瀬宇933-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R427かみ</td> <td>国道 427号</td> <td>多可郡多可町加美区鳥羽733-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>丹波おばあちゃんの里</td> <td>国道 175号</td> <td>丹波市春日野町七日市710</td> <td></td> </tr> <tr> <td>みつ</td> <td>国道 250号</td> <td>たつの市御津町室津896-23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あまるべ</td> <td>国道 178号</td> <td>美方郡香美町香住区餘部1723-4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>提供情報：道路規制情報、渋滞情報、気象情報 等</p>	駅名	路線名	所在地	備考	しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野99-2		あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1		宿場町ひらふく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1		とうじょう	県道 平木南山線	加東市南山1-5-1		あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西苜田540		あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬宇933-1		R427かみ	国道 427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1		丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市春日野町七日市710		みつ	国道 250号	たつの市御津町室津896-23		あまるべ	国道 178号	美方郡香美町香住区餘部1723-4		126	<p>○「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所 <u>(県管理分)</u></p> <table border="1" data-bbox="1198 228 1832 552"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>路線名</th> <th>所在市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぐう</td> <td>国道 179号</td> <td>たつの市</td> </tr> <tr> <td>あわじ</td> <td>県道 福良江井岩屋線</td> <td>淡路市</td> </tr> <tr> <td>宿場町ひらふく</td> <td>国道 373号</td> <td>佐用町</td> </tr> <tr> <td>とうじょう</td> <td>県道 平木南山線</td> <td>加東市</td> </tr> <tr> <td>あおがき</td> <td>県道 青垣柏原線</td> <td>丹波市</td> </tr> <tr> <td>あゆの里矢田川</td> <td>県道 香住村岡線</td> <td>香美町</td> </tr> <tr> <td>R427かみ</td> <td>国道 427号</td> <td>多可町</td> </tr> <tr> <td>丹波おばあちゃんの里</td> <td>国道 175号</td> <td>丹波市</td> </tr> <tr> <td>みつ</td> <td>国道 250号</td> <td>たつの市</td> </tr> <tr> <td>あまるべ</td> <td>国道 178号</td> <td>香美町</td> </tr> </tbody> </table>	駅名	路線名	所在市町	しんぐう	国道 179号	たつの市	あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市	宿場町ひらふく	国道 373号	佐用町	とうじょう	県道 平木南山線	加東市	あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市	あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	香美町	R427かみ	国道 427号	多可町	丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市	みつ	国道 250号	たつの市	あまるべ	国道 178号	香美町	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
駅名	路線名	所在地	備考																																																																														
しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野99-2																																																																															
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1																																																																															
宿場町ひらふく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1																																																																															
とうじょう	県道 平木南山線	加東市南山1-5-1																																																																															
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西苜田540																																																																															
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬宇933-1																																																																															
R427かみ	国道 427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1																																																																															
丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市春日野町七日市710																																																																															
みつ	国道 250号	たつの市御津町室津896-23																																																																															
あまるべ	国道 178号	美方郡香美町香住区餘部1723-4																																																																															
駅名	路線名	所在市町																																																																															
しんぐう	国道 179号	たつの市																																																																															
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市																																																																															
宿場町ひらふく	国道 373号	佐用町																																																																															
とうじょう	県道 平木南山線	加東市																																																																															
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市																																																																															
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	香美町																																																																															
R427かみ	国道 427号	多可町																																																																															
丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市																																																																															
みつ	国道 250号	たつの市																																																																															
あまるべ	国道 178号	香美町																																																																															

頁	現行	頁	修正案	理由																																																
128	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備</p> <p>第3款 空港・ヘリポート対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 空港管理者の役割</p> <p>※空港管理者：空港管理事務所又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する法律及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律により運営権を設定されている場合は運営権者。</p> <p>3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定</p> <p>(1) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。</p> <p>○ ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1"> <tr> <th>地域</th> <th>神戸</th> <th>阪神南</th> <th>阪神北</th> <th>東播磨</th> <th>北播磨</th> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>30</td> <td>14</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>27</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>中播磨</th> <th>西播磨</th> <th>但馬</th> <th>丹波</th> <th>淡路</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>25</td> <td>38</td> <td>40</td> <td>21</td> <td>26</td> <td>264</td> </tr> </table>	地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	箇所数	30	14	24	19	27	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計	25	38	40	21	26	264	128	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備</p> <p>第3款 空港・ヘリポート対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 空港管理者の役割</p> <p>※空港管理者：空港管理事務所又は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する法律」、<u>「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」及び「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」</u>により運営権を設定されている場合は運営権者。</p> <p>3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定</p> <p>(1) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。</p> <p>○ ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1"> <tr> <th>地域</th> <th>神戸</th> <th>阪神南</th> <th>阪神北</th> <th>東播磨</th> <th>北播磨</th> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td><u>27</u></td> <td>14</td> <td><u>25</u></td> <td><u>20</u></td> <td>27</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>中播磨</th> <th>西播磨</th> <th>但馬</th> <th>丹波</th> <th>淡路</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>25</td> <td>38</td> <td>40</td> <td>21</td> <td>26</td> <td><u>263</u></td> </tr> </table>	地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	箇所数	<u>27</u>	14	<u>25</u>	<u>20</u>	27	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計	25	38	40	21	26	<u>263</u>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>
地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨																																															
箇所数	30	14	24	19	27																																															
中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計																																															
25	38	40	21	26	264																																															
地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨																																															
箇所数	<u>27</u>	14	<u>25</u>	<u>20</u>	27																																															
中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計																																															
25	38	40	21	26	<u>263</u>																																															

頁	現行	頁	修正案	理由
136	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>[実施機関：西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、<u>ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)</u>]</p> <p>第2 内容 2 KDDIの取組 <u>KDDI(株)は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。</u></p> <p><新設></p> <p>(1) 通信設備等に対する防災設計 災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して</p>	136	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>[実施機関：西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)]</p> <p>第2 内容 2 KDDIの取組 <削除></p> <p><u>(1) 防災に関する関係機関との連絡調整</u> <u>災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。</u> <u>① 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。</u> <u>② 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。</u> <u>③ 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。</u></p> <p><u>(2) 通信設備等に対する防災設計</u> 災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して</p>	関係機関からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
136	<p>通信設備等の防災設計を行うこととする。また、主要な通信設備等については、予備電源を設置することとする。</p> <p>(2) 通信網等の整備</p> <p>災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うこととする。</p> <p>① 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。</p> <p>② 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。</p>	136	<p>通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置<u>する</u>。</p> <p>(3) 通信網等の整備</p> <p>災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行う<u>もの</u>とする。</p> <p>① 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。</p> <p>② 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。</p>	関係機関からの意見に基づく修正
137	<p>(3) 災害対策用機器、車両等の配備</p> <p>災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備することとする。</p> <p><新設></p>	137	<p>(4) 災害対策用機器、車両等の配備</p> <p>災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。</p> <p>(5) 災害時における通信の疎通計画</p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。</u></p> <p>(6) 社員の動員計画</p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。</u></p> <p>(7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請</p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があるこ</u></p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
137	<p>(4) 防災訓練の実施 <新規></p> <p>① 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図ることとする。</p> <p>② 訓練に実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うこととする。</p> <p>3 <u>ソフトバンクテレコム(株)及び、ソフトバンクモバイル(株)の取組</u> <u>ソフトバンクテレコム</u>、ソフトバンクモバイルは、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。</p>	137	<p><u>とを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。</u></p> <p>(8) 防災に関する教育、訓練</p> <p>① <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。</u></p> <p>② 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係わる情報の収集・伝達、<u>災害</u>対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害<u>応急</u>復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る<u>もの</u>とする。</p> <p>③ 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う<u>もの</u>とする。</p> <p>3 ソフトバンクモバイル(株)の取組 ソフトバンクモバイルは、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
147	<p>第2編 災害予防計画 第6章 調査研究体制の強化</p> <p>第1節 気象観測体制の整備</p> <p>第2 内容 3 県 雨量計 193 箇所（うちテレメータ 191 箇所）、風向・風速計 13 箇所、検潮器 15 箇所（漁港含む）などを整備し、観測を行っている。</p>	149	<p>第2編 災害予防計画 第6章 調査研究体制の強化</p> <p>第1節 気象観測体制の整備</p> <p>第2 内容 3 県 雨量計 193 箇所（うちテレメータ <u>193</u> 箇所）、風向・風速計 13 箇所、検潮器 15 箇所（漁港含む）などを整備し、観測を行っている。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
148	<p>第2編 災害予防計画 第6章 調査研究体制の強化</p> <p>第2節 風水害等に関する調査研究の推進</p> <p>第2 内容 5 防災関係機関による調査研究 (1) アジア防災センター(ADRC) アジア地域レベルでの多国間防災協力を推進する中心機関として、各国・関係機関の防災専門家の交流、防災情報の収集・提供、多国間防災協力に関する調査研究などの活動を行う。 平成10年7月 <u>に</u>神戸東部新都心に開設。 平成15年4月 <u>に</u>「人と防災未来センター東館」に移転。</p>	150	<p>第2編 災害予防計画 第6章 調査研究体制の強化</p> <p>第2節 風水害等に関する調査研究の推進</p> <p>第2 内容 5 防災関係機関による調査研究 (1) アジア防災センター(ADRC) アジア地域レベルでの多国間防災協力を推進する中心機関として、各国・関係機関の防災専門家の交流、防災情報の収集・提供、多国間防災協力に関する調査研究などの活動を行う。 平成10年7月 神戸東部新都心に開設。 平成15年4月 「人と防災未来センター東館」に移転。</p>	表現を合わせるための修正
149	<p>(5) 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」 阪神・淡路大震災をはじめとする災害の経験、教訓やノウハウについて、研究員が防災関係機関の専門家や災害対策を経験した職員等から資料収集や詳細な聞き取りを行うなどの方法により、実戦的・総合的な調査研究を行い、総合防災学とも言うべき知識体系の確立を図る。 平成14年4月 <u>に</u>神戸東部新都心に開設。 (6) WHO健康開発総合研究センター(WHO神戸センター) 社会、経済、及び環境の変化が及ぼす健康への影響、またそれらの保健政策への反映についての応用研究や大災害からの健康・保健関連の回復に関する支援活動を行う。 平成8年8月 <u>に</u>開所。平成10年4月 <u>に</u>神戸東部新都心に移転。</p>	151	<p>(5) 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」 阪神・淡路大震災をはじめとする災害の経験、教訓やノウハウについて、研究員が防災関係機関の専門家や災害対策を経験した職員等から資料収集や詳細な聞き取りを行うなどの方法により、実戦的・総合的な調査研究を行い、総合防災学とも言うべき知識体系の確立を図る。 平成14年4月 神戸東部新都心に開設。 (6) WHO健康開発総合研究センター(WHO神戸センター) 社会、経済、及び環境の変化が及ぼす健康への影響、またそれらの保健政策への反映についての応用研究や大災害からの健康・保健関連の回復に関する支援活動を行う。 平成8年8月 開所。 平成10年4月 神戸東部新都心に移転。</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
157	<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進</p> <p>第2節 危険物等の事故の予防対策の推進</p> <p>第3款 火薬類の保安対策の実施</p> <p>第2 内容 5 防災技術の研究 関係機関及び事業者は、火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努めることとする。</p>	159	<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進</p> <p>第2節 危険物等の事故の予防対策の推進</p> <p>第3款 火薬類の保安対策の実施</p> <p>第2 内容 5 防災技術の研究 関係機関及び事業者は、火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努めることとする。 <u>その他、火工品については、土砂災害等により流出した場合に回収が難しいため、包装材による散逸防止策を講じることとする。</u></p>	所管課からの意見に基づく修正
158	<p>第4款 毒物・劇物の保安対策の実施</p> <p>[実施機関：県健康福祉部健康局、毒物劇物営業者]</p> <p>第2 内容 1 毒物劇物営業者 台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、毒物劇物営業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立することとする。 (1) 警戒体制の発令 台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発表等により事業所が警戒事態となったとき、毒物劇物営業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令することとする。</p>	160	<p>第4款 毒物・劇物の保安対策の実施</p> <p>[実施機関：県健康福祉部健康局、<u>毒物・劇物取扱事業者</u>]</p> <p>第2 内容 1 <u>毒物・劇物取扱事業者</u> 台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、<u>毒物・劇物取扱事業者</u>は天候の状況に応じた警戒体制を確立することとする。 (1) 警戒体制の発令 台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発表等により事業所が警戒事態となったとき、<u>毒物・劇物取扱事業者</u>は、天候の状況に応じた警戒体制を発令することとする。</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由												
162	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="192 564 898 1425"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 564 282 604">名称</th> <th data-bbox="282 564 584 604">兵庫県災害対策本部</th> <th data-bbox="584 564 898 604">兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 604 282 1425">その他</td> <td data-bbox="282 604 584 1425"> <p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p><u>2 災害対策本部の機動性を確保するため指令部を設置し、間断のない災害予防（被害の拡大防止）、応急対応指令機能を果たすこととする。</u></p> <p><u>(構成) 指令本部長：知事</u> <u>指令副本部長：副知事（2人）</u> <u>防災監</u> <u>指令本部長：会計管理者</u> <u>理事（1人）</u></p> <p>3 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p>4 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>5 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>6 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p> </td> <td data-bbox="584 604 898 1425"> <p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部	その他	<p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p><u>2 災害対策本部の機動性を確保するため指令部を設置し、間断のない災害予防（被害の拡大防止）、応急対応指令機能を果たすこととする。</u></p> <p><u>(構成) 指令本部長：知事</u> <u>指令副本部長：副知事（2人）</u> <u>防災監</u> <u>指令本部長：会計管理者</u> <u>理事（1人）</u></p> <p>3 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p>4 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>5 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>6 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p>	<p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>	164	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="1133 564 1877 1401"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 564 1236 604">名称</th> <th data-bbox="1236 564 1547 604">兵庫県災害対策本部</th> <th data-bbox="1547 564 1877 604">兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 604 1236 1401">その他</td> <td data-bbox="1236 604 1547 1401"> <p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p>3 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>4 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p> </td> <td data-bbox="1547 604 1877 1401"> <p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部	その他	<p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p>3 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>4 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p>	<p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
名称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部														
その他	<p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p><u>2 災害対策本部の機動性を確保するため指令部を設置し、間断のない災害予防（被害の拡大防止）、応急対応指令機能を果たすこととする。</u></p> <p><u>(構成) 指令本部長：知事</u> <u>指令副本部長：副知事（2人）</u> <u>防災監</u> <u>指令本部長：会計管理者</u> <u>理事（1人）</u></p> <p>3 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p>4 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>5 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>6 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p>	<p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>														
名称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部														
その他	<p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p>3 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>4 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p>	<p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>														

頁	現行	頁	修正案	理由
163	<p>② 伝達方法</p> <p>ア 災害対策本部 災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> <p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>	165	<p>② 伝達方法</p> <p>ア 災害対策本部 災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> <p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
166	<p>(6) 複合災害発生時の体制</p> <p>【複合災害の例】</p> <p>＜法に基づく本部が複数設置される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震により石油コンビナートで大規模な爆発・火災等が発生した場合 <p>＜自然災害に伴う二次災害等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による大規模な火災や列車事故の発生 ・地震の揺れと津波による大規模な浸水被害の発生 ・地震直後の台風来襲等による水害、土砂災害の発生 <p>＜自然災害と危機事案の同時発生＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ発生中の風水害の発生 <p>＜南海トラフ沿いにおける地震の同時・連続発生＞</p> <p>＜県内被害対応と県外支援を並行して行う場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海地震や上町断層帯地震など県内及び近隣府県に被害が発生する場合 ・県内風水害対応中に県外で地震災害が発生し、県外支援も行う場合 	168	<p>(6) 複合災害発生時の体制</p> <p>【複合災害の例】</p> <p>＜法に基づく本部が複数設置される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震により石油コンビナートで大規模な爆発・火災等が発生した場合 ・<u>地震災害により緊急消防援助隊の応援を受けた場合</u> <p>＜自然災害に伴う二次災害等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による大規模な火災や列車事故の発生 ・地震の揺れと津波による大規模な浸水被害の発生 ・地震直後の台風来襲等による水害、土砂災害の発生 <p>＜自然災害と危機事案の同時発生＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ発生中の風水害の発生 <p>＜南海トラフ沿いにおける地震の同時・連続発生＞</p> <p>＜県内被害対応と県外支援を並行して行う場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海地震や上町断層帯地震など県内及び近隣府県に被害が発生する場合 ・県内風水害対応中に県外で地震災害が発生し、県外支援も行う場合 	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
167	<p>別図 第1 災害対策本部組織図</p>	169	<p>別図 第1 災害対策本部組織図</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
169	<p>別図 第3 警戒本部組織図</p> <p>※ 警報などの種類に応じて、関係課長等を防災監が指名する者を加える。</p>	171	<p>別図 第3 警戒本部組織図</p> <p>※ 警報などの種類に応じて、関係課長等を防災監が指名する者を加える。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
172	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第2節 動員の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>② 災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害警戒本部長（防災監）、副本部長（防災企画局長・災害対策局長）、事務局長（災害対策局長）、警戒本部員、防災企画局・災害対策局その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p>	174	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第2節 動員の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>② 災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害警戒本部長（防災監）、副本部長（副防災監兼防災企画局長・災害対策局長）、事務局長（災害対策課長）、警戒本部員、防災企画局・災害対策局その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由												
175	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 気象予警報等の発表</p> <p>第2 内容</p> <p>1 気象予警報</p> <p>(3) 特別警報・警報・注意報基準</p> <p>特別警報・警報・注意報の基準は次に示すとおりである。</p> <p>新設</p>	178	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 気象予警報等の発表</p> <p>第2 内容</p> <p>1 気象予警報</p> <p>(3) 特別警報・警報・注意報基準</p> <p>特別警報・警報・注意報の基準は次に示すとおりである。</p> <p>気象等に関する特別警報の発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1164 710 1926 957"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 暴風が吹くと予想される場合 高潮になると予想される場合 高波になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。</p>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 暴風が吹くと予想される場合 高潮になると予想される場合 高波になると予想される場合	高潮	波浪	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
現象の種類	基準															
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合															
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 暴風が吹くと予想される場合 高潮になると予想される場合 高波になると予想される場合															
高潮																
波浪																
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合															
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合															

頁 176	現行									
	平成 25 年 3 月 4 日 13 時実施の警報・注意報基準一覧表									
	市町村	大雨警報(土砂災害)基準 土壌雨量指数基準	大雨警報(浸水害)基準 (雨量基準)単位:mm	大雨注意報基準 土壌雨量指数基準	(雨量基準)単位:mm	(雨量基準)単位:mm	浸水警報基準 流域雨量指数基準	種合基準		
神戸市	123	R1=60	88	R1=40	R1=60	明石川流域<20 伊川流域<12 新瀬川流域<12 武庫川流域<33	平地地:R1=45かつ明石川流域<12			
尾崎市	—	R1=50	128	R1=30	R1=50					
西宮市	134	平地地:R1=50 平地地以外:R1=70	96	平地地:R1=25 平地地以外:R1=30	平地地:R1=50 平地地以外:R1=70		平地地:R1=30かつ武庫川流域<21			
伊丹市	163	R3=100	117	R3=50	R3=100	武庫川流域<36				
宝塚市	134	R1=70	96	R1=30	R1=70	武庫川流域<36 淡岸川流域<16	平地地:R3=80かつ武庫川流域<19			
川西市	162	平地地:R1=50 平地地以外:R1=70	116	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	平地地:R1=50 平地地以外:R1=70					
三田市	155	R1=60	111	R1=30	R1=60	武庫川流域<28 吹上川流域<11 豊野川流域<12				
播磨川町	161	R1=70	115	R1=30	R1=70	播磨川流域<13	R1=50かつ播磨川流域<10			
西脇市	155	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	116	R1=30	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	加古川流域<33 杉野川流域<16 野間川流域<15				
播磨市	128	R1=60	96	R1=40	R1=60	藤山川流域<23 東条川流域<18 東条川流域<15				
丹波市	156	R1=60	117	R1=30	R1=60	加古川流域<37 藤山川流域<16 中田川流域<25				
多可町	155	R1=60	116	R1=40	R1=60	杉野川流域<12 野間川流域<11				
内栗市	150	R1=60	112	R1=40	R1=60	豊野川流域<9 伊川流域<9 引籠川流域<18 千種川流域<13 宗文川流域<6				
市川町	136	R1=50	102	R1=30	R1=50	市川流域<30	平地地:R3=40かつ市川流域<23			
福崎町	130	R1=50	97	R1=30	R1=50	市川流域<30				
神岡町	148	R1=60	111	R1=30	R1=60	小田原川流域<11 未知川流域<17 千種川流域<22	R1=45かつ市川流域<14			
佐用町	130	R1=50	97	R1=30	R1=50	佐用川流域<17 宗文川流域<16				
明石市	124	R1=50	91	R1=25	R1=50	明石川流域<18				
加古川市	126	R1=50	93	R1=50	R1=50	淡岸川流域<9				
三木市	124	R1=60	91	R1=40	R1=60	美濃川流域<33 宗武川流域<12				
高砂市	129	R1=50	95	R1=30	R1=50	天川流域<11 津島山崎川流域<11				
小野市	128	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	94	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	東条川流域<18 万福寺川流域<18				
加西市	126	平地地:R1=60 平地地以外:R3=100	93	平地地:R1=30 平地地以外:R3=60	平地地:R1=60 平地地以外:R3=100	万福寺川流域<17 大田川流域<10				
加東市	135	R1=60	99	R1=40	R1=60	東条川流域<18				
播磨町	128	平地地:R1=50あるいは R3=70 平地地以外:R3=70	94	平地地:R1=30あるいは R3=40 平地地以外:R3=70	平地地:R1=50あるいは R3=70 平地地以外:R3=70					
播磨町	—	平地地:R1=50あるいはR3=70	111	平地地:R1=30あるいは R3=40	平地地:R1=50あるいは R3=70					
姫路市	138	R1=50	88	R1=30	R1=50	夢前川流域<16 宮川流域<8 林田川流域<13 天川流域<8 大津高川流域<11				
福生市	168	平地地:R1=45 平地地以外:R1=60	105	平地地:R1=20 平地地以外:R1=30	平地地:R1=45 平地地以外:R1=60					
赤穂市	167	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	105	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	千種川流域<23				
七つこの市	154	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	97	平地地:R1=25 平地地以外:R1=30	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	林田川流域<14 栗原川流域<9				
太子町	154	R1=50	97	R1=30	R1=50	林田川流域<15 大津高川流域<8				
上郡町	168	R1=50	105	R1=30	R1=50	安室川流域<7 鏡川流域<12				
洲本市	138	平地地:R1=60 平地地以外:R1=70 あるいはR3=130	97	平地地:R1=40 平地地以外:R1=40 あるいはR3=80	平地地:R1=60 平地地以外:R1=70 あるいはR3=130	洲本川流域<15	平地地:R1=45かつ洲本川流域<10			
南あわじ市	143	R1=60	101	R1=30	R1=60	三原川流域<27 大石川流域<20				
淡路市	132	平地地:R1=60 平地地以外:R3=140	93	平地地:R1=30 平地地以外:R3=60	平地地:R1=60 平地地以外:R3=140					
豊岡市	132	平地地:R3=60 平地地以外:R1=50	101	平地地:R3=60 平地地以外:R1=30	平地地:R3=60 平地地以外:R1=50	竹野川流域<18 船葉川流域<17 六方川流域<5	平地地:R3=30かつ円山川流域<32			
香美町	168	R1=90	129	R1=60	R1=90	大田川流域<16 佐野川流域<10	R3=60かつ大田川流域<15			
新温泉町	180	R1=60	138	R1=30	R1=60	岸田川流域<12 久保川流域<11				
養父市	143	R1=60	110	R1=40	R1=60	円山川流域<48 八木川流域<19 大瀬川流域<18 藤原川流域<12 明鏡川流域<12				
朝来市	135	R1=70	103	R1=40	R1=70	円山川流域<22 種子畑川流域<6 市川流域<17	R3=60かつ円山川流域<20			

頁 179	修正案									
	平成 25 年 3 月 4 日 13 時実施の警報・注意報基準一覧表									
	市町村	大雨警報(土砂災害)基準 土壌雨量指数基準	大雨警報(浸水害)基準 (雨量基準)単位:mm	大雨注意報基準 土壌雨量指数基準	(雨量基準)単位:mm	(雨量基準)単位:mm	浸水警報基準 流域雨量指数基準	種合基準		
神戸市	123	R1=60	88	R1=40	R1=60	明石川流域<20 伊川流域<12 新瀬川流域<12 武庫川流域<33	平地地:R1=45かつ明石川流域<12			
尾崎市	—	R1=50	128	R1=30	R1=50					
西宮市	134	平地地:R1=50 平地地以外:R1=70	96	平地地:R1=25 平地地以外:R1=30	平地地:R1=50 平地地以外:R1=70		平地地:R1=30かつ武庫川流域<21			
伊丹市	163	R3=100	117	R3=50	R3=100	武庫川流域<36				
宝塚市	134	R1=70	96	R1=30	R1=70	武庫川流域<36 淡岸川流域<16	平地地:R3=80かつ武庫川流域<19			
川西市	162	平地地:R1=50 平地地以外:R1=70	116	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	平地地:R1=50 平地地以外:R1=70					
三田市	155	R1=60	111	R1=30	R1=60	武庫川流域<28 吹上川流域<11 豊野川流域<12				
播磨川町	161	R1=70	115	R1=30	R1=70	播磨川流域<13	R1=50かつ播磨川流域<10			
西脇市	155	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	116	R1=30	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	加古川流域<33 杉野川流域<16 野間川流域<15				
播磨市	128	R1=60	96	R1=40	R1=60	藤山川流域<23 東条川流域<18 東条川流域<15				
丹波市	156	R1=60	117	R1=30	R1=60	加古川流域<37 藤山川流域<16 中田川流域<25				
多可町	155	R1=60	116	R1=40	R1=60	杉野川流域<12 野間川流域<11				
内栗市	150	R1=60	112	R1=40	R1=60	豊野川流域<9 伊川流域<9 引籠川流域<18 千種川流域<13 宗文川流域<6				
市川町	136	R1=50	102	R1=30	R1=50	市川流域<30	平地地:R3=40かつ市川流域<23			
福崎町	130	R1=50	97	R1=30	R1=50	市川流域<30				
神岡町	148	R1=60	111	R1=30	R1=60	小田原川流域<11 未知川流域<17 千種川流域<22	R1=45かつ市川流域<14			
佐用町	130	R1=50	97	R1=30	R1=50	佐用川流域<17 宗文川流域<16				
明石市	124	R1=50	91	R1=25	R1=50	明石川流域<18				
加古川市	126	R1=50	93	R1=50	R1=50	淡岸川流域<9				
三木市	124	R1=60	91	R1=40	R1=60	美濃川流域<33 宗武川流域<12				
高砂市	129	R1=50	95	R1=30	R1=50	天川流域<11 津島山崎川流域<11				
小野市	128	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	94	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	東条川流域<18 万福寺川流域<18				
加西市	126	平地地:R1=60 平地地以外:R3=100	93	平地地:R1=30 平地地以外:R3=60	平地地:R1=60 平地地以外:R3=100	万福寺川流域<17 大田川流域<10				
加東市	135	R1=60	99	R1=40	R1=60	東条川流域<18				
播磨町	128	平地地:R1=50あるいは R3=70 平地地以外:R3=70	94	平地地:R1=30あるいは R3=40 平地地以外:R3=70	平地地:R1=50あるいは R3=70 平地地以外:R3=70					
播磨町	—	平地地:R1=50あるいはR3=70	111	平地地:R1=30あるいは R3=40	平地地:R1=50あるいは R3=70					
姫路市	138	R1=50	88	R1=30	R1=50	夢前川流域<16 宮川流域<8 林田川流域<13 天川流域<8 大津高川流域<11				
福生市	168	平地地:R1=45 平地地以外:R1=60	105	平地地:R1=20 平地地以外:R1=30	平地地:R1=45 平地地以外:R1=60					
赤穂市	167	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	105	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	千種川流域<23				
七つこの市	154	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	97	平地地:R1=25 平地地以外:R1=30	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	林田川流域<14 栗原川流域<9				
太子町	154	R1=50	97	R1=30	R1=50	林田川流域<15 大津高川流域<8				
上郡町	168	R1=50	105	R1=30	R1=50	安室川流域<7 鏡川流域<12				
洲本市	138	平地地:R1=60 平地地以外:R1=70 あるいはR3=130	97	平地地:R1=40 平地地以外:R1=40 あるいはR3=80	平地地:R1=60 平地地以外:R1=70 あるいはR3=130	洲本川流域<15	平地地:R1=45かつ洲本川流域<10			
南あわじ市	143	R1=60	101	R1=30	R1=60	三原川流域<27 大石川流域<20				
淡路市	132	平地地:R1=60 平地地以外:R3=140	93	平地地:R1=30 平地地以外:R3=60	平地地:R1=60 平地地以外:R3=140					
豊岡市	132	平地地:R3=60 平地地以外:R1=50	101	平地地:R3=60 平地地以外:R1=30	平地地:R3=60 平地地以外:R1=50	竹野川流域<18 船葉川流域<17 六方川流域<5	平地地:R3=30かつ円山川流域<32			
香美町	168	R1=90	129	R1=60	R1=90	大田川流域<16 佐野川流域<10	R3=60かつ大田川流域<15			
新温泉町	180	R1=60	138	R1=30	R1=60	岸田川流域<12 久保川流域<11				
養父市	143	R1=60	110	R1=40	R1=60	円山川流域<48 八木川流域<19 大瀬川流域<18 藤原川流域<12 明鏡川流域<12				
朝来市	135	R1=70	103	R1=40	R1=70	円山川流域<22 種子畑川流域<6 市川流域<17	R3=60かつ円山川流域<20			

関係機関からの意見に基づく修正

風水害等対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由																																																
177	<p>平成25年3月4日13時実施の警報・注意報基準一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>洪水注意報基準</th> <th>高浪注意報基準</th> <th>高浪注意報基準</th> <th>暴風注意報基準</th> <th>暴風注意報基準</th> <th>暴風注意報基準</th> <th>暴風注意報基準</th> </tr> <tr> <th>(雨量基準)mm</th> <th>気象庁発表基準</th> <th>気象庁発表基準</th> <th>気象庁発表基準</th> <th>気象庁発表基準</th> <th>気象庁発表基準</th> <th>気象庁発表基準</th> <th>気象庁発表基準</th> </tr> </thead> <tr> <td>神戸市</td> <td>R1-40 伊丹川流域-16 伊丹川流域-17 伊丹川流域-18 伊丹川流域-19</td> <td>早稲地: R1-100(伊丹川流域)-12</td> <td>1.6 1.2</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> </tr> <!-- Additional rows would follow the same pattern, capturing the dense data in the table --> </table>	市町村	洪水注意報基準	高浪注意報基準	高浪注意報基準	暴風注意報基準	暴風注意報基準	暴風注意報基準	暴風注意報基準	(雨量基準)mm	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	神戸市	R1-40 伊丹川流域-16 伊丹川流域-17 伊丹川流域-18 伊丹川流域-19	早稲地: R1-100(伊丹川流域)-12	1.6 1.2	陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	180	<p>平成 25 年 3 月 4 日 13 時実施の警報・注意報基準一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>洪水注意報基準</th> <th>高浪注意報基準</th> <th>高浪注意報基準</th> <th>暴風注意報基準</th> <th>暴風注意報基準</th> <th>暴風注意報基準</th> <th>暴風注意報基準</th> </tr> <tr> <th>(雨量基準)mm</th> <th>気象庁発表基準</th> <th>気象庁発表基準</th> <th>気象庁発表基準</th> <th>気象庁発表基準</th> <th>気象庁発表基準</th> <th>気象庁発表基準</th> <th>気象庁発表基準</th> </tr> </thead> <tr> <td>神戸市</td> <td>R1-40 伊丹川流域-16 伊丹川流域-17 伊丹川流域-18 伊丹川流域-19</td> <td>早稲地: R1-100(伊丹川流域)-12</td> <td>1.6 1.2</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> </tr> <!-- Additional rows would follow the same pattern, capturing the dense data in the table --> </table>	市町村	洪水注意報基準	高浪注意報基準	高浪注意報基準	暴風注意報基準	暴風注意報基準	暴風注意報基準	暴風注意報基準	(雨量基準)mm	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	神戸市	R1-40 伊丹川流域-16 伊丹川流域-17 伊丹川流域-18 伊丹川流域-19	早稲地: R1-100(伊丹川流域)-12	1.6 1.2	陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	<p>関係機関からの意見に基づく修正 所管課からの意見に基づく修正</p>
市町村	洪水注意報基準	高浪注意報基準	高浪注意報基準	暴風注意報基準	暴風注意報基準	暴風注意報基準	暴風注意報基準																																													
(雨量基準)mm	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準																																													
神戸市	R1-40 伊丹川流域-16 伊丹川流域-17 伊丹川流域-18 伊丹川流域-19	早稲地: R1-100(伊丹川流域)-12	1.6 1.2	陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s																																													
市町村	洪水注意報基準	高浪注意報基準	高浪注意報基準	暴風注意報基準	暴風注意報基準	暴風注意報基準	暴風注意報基準																																													
(雨量基準)mm	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準	気象庁発表基準																																													
神戸市	R1-40 伊丹川流域-16 伊丹川流域-17 伊丹川流域-18 伊丹川流域-19	早稲地: R1-100(伊丹川流域)-12	1.6 1.2	陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s																																													

頁	現行	頁	修正案	理由
		181	<p><u>注) 本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																					
180	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供</p> <p>第2 内容 2 水害に関する情報 (2) 河川水位</p> <p><u>河川管理者である</u>国及び県は、水位観測所等による水位等の監視を行い、水防警報の発令や避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の通知及び周知等を行う。</p> <p>【水位の種類】</p> <table border="1" data-bbox="208 1010 987 1185"> <tr> <td>水防団待機水位（通報水位）</td> <td>水防団が出勤に備えて待機する水位</td> </tr> <tr> <td>はん濫注意水位（警戒水位）</td> <td>市町長の避難準備情報の発令判断や水防団の出勤の目安となる水位</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位（<u>特別警戒水位</u>）</td> <td>市町長の避難勧告の発令判断の目安となる水位</td> </tr> <tr> <td>はん濫危険水位（危険水位）</td> <td>河川がはん濫し家屋浸水等の被害を生じる恐れがある水位</td> </tr> </table>	水防団待機水位（通報水位）	水防団が出勤に備えて待機する水位	はん濫注意水位（警戒水位）	市町長の避難準備情報の発令判断や水防団の出勤の目安となる水位	避難判断水位（ <u>特別警戒水位</u> ）	市町長の避難勧告の発令判断の目安となる水位	はん濫危険水位（危険水位）	河川がはん濫し家屋浸水等の被害を生じる恐れがある水位	183	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供</p> <p>第2 内容 2 水害に関する情報 (2) 河川水位</p> <p>国、<u>県</u>は、水位観測所等による水位等の監視を行い、水防警報の発令や<u>※特別警戒水位</u>到達情報の通知及び周知等を行う。</p> <p><u>※ 特別警戒水位の定義について、平成 26 年 9 月に内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が改定され、平成 27 年 4 月、国は直轄河川の見直しを行ったが、県は現在県管理河川の見直しを進めており、当分の間、従来の水位基準で運用を行う。</u></p> <p>【水位の種類】</p> <table border="1" data-bbox="1155 1010 1935 1281"> <thead> <tr> <th>水 位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防団待機水位</td> <td>水防団が出勤に備えて待機する水位（通報水位）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">氾濫注意水位</td> <td>【直轄河川】水防団の出勤の目安となる水位（警戒水位）</td> </tr> <tr> <td>【<u>県管理河川</u>】市町長の避難準備情報の発令判断や水防団の出勤の目安となる水位（警戒水位）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難判断水位</td> <td>【直轄河川】市町長の避難準備情報等の発令判断の目安となる水位</td> </tr> <tr> <td>【<u>県管理河川</u>】市町長の避難勧告の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">氾濫危険水位</td> <td>【直轄河川】市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）</td> </tr> <tr> <td>【<u>県管理河川</u>】河川が氾濫し家屋浸水等の被害を生じる恐れがある水位（危険水位）</td> </tr> </tbody> </table>	水 位	内 容	水防団待機水位	水防団が出勤に備えて待機する水位（通報水位）	氾濫注意水位	【直轄河川】水防団の出勤の目安となる水位（警戒水位）	【 <u>県管理河川</u> 】市町長の避難準備情報の発令判断や水防団の出勤の目安となる水位（警戒水位）	避難判断水位	【直轄河川】市町長の避難準備情報等の発令判断の目安となる水位	【 <u>県管理河川</u> 】市町長の避難勧告の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）	氾濫危険水位	【直轄河川】市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）	【 <u>県管理河川</u> 】河川が氾濫し家屋浸水等の被害を生じる恐れがある水位（危険水位）	<p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの意見に基づく修正 所管課からの意見に基づく修正</p>
水防団待機水位（通報水位）	水防団が出勤に備えて待機する水位																								
はん濫注意水位（警戒水位）	市町長の避難準備情報の発令判断や水防団の出勤の目安となる水位																								
避難判断水位（ <u>特別警戒水位</u> ）	市町長の避難勧告の発令判断の目安となる水位																								
はん濫危険水位（危険水位）	河川がはん濫し家屋浸水等の被害を生じる恐れがある水位																								
水 位	内 容																								
水防団待機水位	水防団が出勤に備えて待機する水位（通報水位）																								
氾濫注意水位	【直轄河川】水防団の出勤の目安となる水位（警戒水位）																								
	【 <u>県管理河川</u> 】市町長の避難準備情報の発令判断や水防団の出勤の目安となる水位（警戒水位）																								
避難判断水位	【直轄河川】市町長の避難準備情報等の発令判断の目安となる水位																								
	【 <u>県管理河川</u> 】市町長の避難勧告の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）																								
氾濫危険水位	【直轄河川】市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）																								
	【 <u>県管理河川</u> 】河川が氾濫し家屋浸水等の被害を生じる恐れがある水位（危険水位）																								

頁	現行	頁	修正案	理由																																				
180	<p>(3) 洪水予報</p> <p>① 国の機関が行う洪水予報</p> <p>国土交通大臣は、大雨等による洪水で国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合に、気象庁長官と共同して洪水予報を行うとともに、関係市町長に通知する。</p>	184	<p>(3) 洪水予報</p> <p>① 国の機関が行う洪水予報</p> <p>国土交通大臣は、大雨等による洪水で国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合に、気象庁長官と共同して洪水予報を行うとともに、<u>知事及び</u>関係市町長に通知する。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>																																				
181	<p>③洪水予報の種類等と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」</td> <td>「はん濫発生情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> はん濫が発生したとき はん濫が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td>「はん濫危険情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> はん濫危険水位に到達したとき はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td>「はん濫警戒情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> はん濫危険水位に達すると見込まれるとき 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） はん濫危険情報を発表中にははん濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） </td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」</td> <td>「はん濫注意情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき はん濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき </td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報（警戒情報解除）」</td> <td>「はん濫注意情報（警戒情報解除）」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> はん濫危険情報又ははん濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（はん濫注意水位を下回った場合を除く） はん濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（はん濫危険水位に達した場合を除く） </td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「はん濫注意情報解除」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> はん濫危険情報、はん濫警戒情報又ははん濫注意情報を発表中に、はん濫注意水位を下回り、はん濫のおそれなくなったとき </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	情報名		発表基準	「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「はん濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> はん濫が発生したとき はん濫が継続しているとき 	「はん濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> はん濫危険水位に到達したとき はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき 	「はん濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> はん濫危険水位に達すると見込まれるとき 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） はん濫危険情報を発表中にははん濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） 	「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「はん濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき はん濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき 	「洪水注意報（警戒情報解除）」	「はん濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> はん濫危険情報又ははん濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（はん濫注意水位を下回った場合を除く） はん濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（はん濫危険水位に達した場合を除く） 	「洪水注意報解除」	「はん濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> はん濫危険情報、はん濫警戒情報又ははん濫注意情報を発表中に、はん濫注意水位を下回り、はん濫のおそれなくなったとき 	<p>③洪水予報の種類等と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」</td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生したとき 氾濫が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に到達したとき 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） </td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報（警戒情報解除）」</td> <td>「氾濫注意情報（警戒情報解除）」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） </td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「氾濫注意情報解除」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	情報名	発表基準	「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき 	「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生したとき 氾濫が継続しているとき 	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に到達したとき 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき 	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） 	「洪水注意報（警戒情報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」
種 類	情報名	発表基準																																						
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「はん濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> はん濫が発生したとき はん濫が継続しているとき 																																						
	「はん濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> はん濫危険水位に到達したとき はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき 																																						
	「はん濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> はん濫危険水位に達すると見込まれるとき 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） はん濫危険情報を発表中にははん濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） 																																						
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「はん濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき はん濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき 																																						
「洪水注意報（警戒情報解除）」	「はん濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> はん濫危険情報又ははん濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（はん濫注意水位を下回った場合を除く） はん濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（はん濫危険水位に達した場合を除く） 																																						
「洪水注意報解除」	「はん濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> はん濫危険情報、はん濫警戒情報又ははん濫注意情報を発表中に、はん濫注意水位を下回り、はん濫のおそれなくなったとき 																																						
種 類	情報名	発表基準																																						
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき 																																						
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生したとき 氾濫が継続しているとき 																																						
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に到達したとき 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき 																																						
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） 																																						
「洪水注意報（警戒情報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 																																						
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき 																																						

頁	現行	頁	修正案	理由
181	<p>(4) 水防警報</p> <p>国土交通大臣または知事は、洪水、高潮等により災害の発生が予想される場合に、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防警報を発する。</p> <p>(5) 国の機関が行う水位情報の通知及び周知</p> <p>国土交通大臣は、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合で水防法第 13 条第 1 項及び第 13 条の 2 に基づき指定した河川の水位が<u>避難判断水位</u>（特別警戒水位）に到達したときは、<u>避難判断水位</u>（特別警戒水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>(6) 知事が行う水位情報の通知及び周知</p> <p>知事は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある場合で水防法第 13 条第 2 項に基づき指定した河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報を水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p>	184	<p>(4) 水防警報</p> <p>国土交通大臣または知事は、洪水、<u>津波又は</u>高潮等により災害の発生が予想される場合に、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防警報を発する。</p> <p>(5) 国の機関が行う水位情報の通知及び周知</p> <p>国土交通大臣は、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合で水防法第 13 条第 1 項及び第 13 条の 2 に基づき指定した河川の水位が<u>※氾濫危険水位</u>（特別警戒水位）に到達したときは、<u>氾濫危険水位</u>（特別警戒水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p><u>※ 特別警戒水位の定義について、平成 26 年 9 月に内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が改定され、平成 27 年 4 月、国は直轄河川の見直しを行ったが、県は現在県管理河川の見直しを進めており、当分の間、従来の水位基準で運用を行う。</u></p> <p>(6) 知事が行う水位情報の通知及び周知</p> <p>知事は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある場合で水防法第 13 条第 2 項<u>及び第 13 条の 2</u>に基づき指定した河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報を<u>関係市町長</u>に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p>	所管課からの意見に基づき修正
182	<p>3 土砂災害に関する情報</p> <p>(2) 地域別土砂災害危険度</p> <p>県は、フェニックス防災システム及びインターネットによって地域別土砂災害危険度を提供する。</p>	185	<p>3 土砂災害に関する情報</p> <p>(2) 地域別土砂災害危険度</p> <p>県は、フェニックス防災システム及び<u>県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビ</u>によって地域別土砂災害危険度を提供する。</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
<p>182</p> <p><新設></p> <p>(3) 注意警戒時系列</p> <p><新設></p>	<p>地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表される「土砂災害警戒情報」を補足する情報として発信する県内5kmメッシュ毎の危険度情報。この危険度情報は、市町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができる。また、危険度推移図によって、1時間後、2時間後の土砂災害の危険度を表す。</p>	<p>185</p>	<p>地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表している「土砂災害警戒情報」を補足する情報として県内を細分化したメッシュ毎に色分けすることにより危険度を表す情報。この危険度情報は、市町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができ、市町による避難勧告地区の絞り込みや、住民の自主避難の判断のための情報としての活用を期待している。平成27年6月から従来の5kmメッシュ情報に加え、より細分化した1kmメッシュ情報も、県ホームページから発信している。</p> <p><u>(3) 箇所別土砂災害危険度</u></p> <p>県は、より局所的に危険度を予測する箇所別土砂災害情報についても、フェニックス防災システムを用いて、システム整備が完了した市町に対して、順次、情報提供する。</p> <p>箇所別土砂災害危険度は、県独自のシステムで、土砂災害警戒区域毎に、地形、地質情報と実績降雨、予測降雨を用いて、斜面の危険度を予測するシステム。斜面を10mメッシュ毎に色分けして危険度を表示する。</p> <p><u>(4) 注意警戒時系列</u></p> <p><u>(5) 土砂災害警戒判定メッシュ情報</u></p> <p>神戸地方気象台は、防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって、土砂災害警戒判定メッシュ情報を提供する。</p> <p>土砂災害警戒判断メッシュ情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報。5km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を表示する。避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。</p>	<p>所管課からの意見に基づき修正</p> <p>関係機関からの意見に基づき修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
184	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第3款 気象情報等の伝達系統</p> <p>第2 内容 1 関係機関への伝達 (2) 気象予警報等の指定地方行政機関等への伝達</p> <div data-bbox="183 635 956 746" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>神戸地方気象台 → NHK神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、県警察本部、第五管区海上保安本部、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所、関西電力、神戸運輸監理部</p> </div>	188	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第3款 気象情報等の伝達系統</p> <p>第2 内容 1 関係機関への伝達 (2) 気象予警報等の指定地方行政機関等への伝達</p> <div data-bbox="1124 635 1910 746" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>神戸地方気象台 → NHK神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、県警察本部、第五管区海上保安本部、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所、神戸運輸監理部</p> </div>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																																				
187	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第4款 災害情報の収集・報告</p> <p>第2 内容</p> <p>3 報告内容</p> <p>(1) 緊急報告</p> <p>③ 県は、大規模な被害が予想される場合には、直ちに県消防防災ヘリコプターによる偵察活動を行うとともに、状況に応じ県警察本部、自衛隊、海上保安本部 <u>及び神戸市消防局</u> に対し、航空機による偵察活動を依頼することとする。</p>	191	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第4款 災害情報の収集・報告</p> <p>第2 内容</p> <p>3 報告内容</p> <p>(1) 緊急報告</p> <p>③ 県は、大規模な被害が予想される場合には、直ちに県消防防災ヘリコプターによる偵察活動を行うとともに、状況に応じ県警察本部、自衛隊 <u>及び</u> 海上保安本部に対し、航空機による偵察活動を依頼することとする。</p>	所管課からの意見に基づく修正																																				
189	<p>4 報告系統</p> <p>(注) 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平日 (8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話 03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話 90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 TN-048-500-90-43422</td> <td>TN-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX TN-048-500-90-49033</td> <td>TN-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平日 (8:30~18:15)		左記以外	NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話 90-49013	90-49102	FAX 90-49033	90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036	193	<p>4 報告系統</p> <p>(注) 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平日 (8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話 03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話 90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 <u>87</u>-048-500-90-43422</td> <td><u>87</u>-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX <u>87</u>-048-500-90-49033</td> <td><u>87</u>-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平日 (8:30~18:15)	左記以外	NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話 90-49013	90-49102	FAX 90-49033	90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話 <u>87</u> -048-500-90-43422	<u>87</u> -048-500-90-49102	FAX <u>87</u> -048-500-90-49033	<u>87</u> -048-500-90-49036
区 分	平日 (8:30~18:15)	左記以外																																						
NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777																																						
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553																																						
消防防災無線	電話 90-49013	90-49102																																						
	FAX 90-49033	90-49036																																						
地域衛星通信ネットワーク	電話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102																																						
	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036																																						
区 分	平日 (8:30~18:15)	左記以外																																						
NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777																																						
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553																																						
消防防災無線	電話 90-49013	90-49102																																						
	FAX 90-49033	90-49036																																						
地域衛星通信ネットワーク	電話 <u>87</u> -048-500-90-43422	<u>87</u> -048-500-90-49102																																						
	FAX <u>87</u> -048-500-90-49033	<u>87</u> -048-500-90-49036																																						
190	<p>6 画像情報の送信</p> <p>画像情報を送信することができる市町（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、<u>ヘリコプターテレビ電送システム</u>等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を県に送信することとする。</p>	194	<p>6 画像情報の送信</p> <p>画像情報を送信することができる市町（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を県に送信することとする。</p>																																					

頁	現行	頁	修正案	理由																
193	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部</td> <td>社会福祉施設等の被害</td> <td> 社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 人権推進課 ← 健康福祉事務所(保健所) 介護保険課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害福祉課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害者支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) こども政策課 ← 健康福祉事務所(保健所) 児童課 ← 健康福祉事務所(保健所) 男女家庭課 ← 健康福祉事務所(保健所) </td> </tr> <tr> <td>火葬施設の被害</td> <td> 社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 各保健所設置市 </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	健康福祉部	社会福祉施設等の被害	社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 人権推進課 ← 健康福祉事務所(保健所) 介護保険課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害福祉課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害者支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) こども政策課 ← 健康福祉事務所(保健所) 児童課 ← 健康福祉事務所(保健所) 男女家庭課 ← 健康福祉事務所(保健所)	火葬施設の被害	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 各保健所設置市	197	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部</td> <td>社会福祉施設等の被害</td> <td> 社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 人権推進課 ← 健康福祉事務所(保健所) 介護保険課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害福祉課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害者支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) こども政策課 ← 健康福祉事務所(保健所) 児童課 ← 健康福祉事務所(保健所) </td> </tr> <tr> <td>火葬施設の被害</td> <td> 社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 各保健所設置市 </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	健康福祉部	社会福祉施設等の被害	社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 人権推進課 ← 健康福祉事務所(保健所) 介護保険課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害福祉課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害者支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) こども政策課 ← 健康福祉事務所(保健所) 児童課 ← 健康福祉事務所(保健所)	火葬施設の被害	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 各保健所設置市	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
部	調査事項	調査（報告）系統																		
健康福祉部	社会福祉施設等の被害	社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 人権推進課 ← 健康福祉事務所(保健所) 介護保険課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害福祉課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害者支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) こども政策課 ← 健康福祉事務所(保健所) 児童課 ← 健康福祉事務所(保健所) 男女家庭課 ← 健康福祉事務所(保健所)																		
	火葬施設の被害	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 各保健所設置市																		
部	調査事項	調査（報告）系統																		
健康福祉部	社会福祉施設等の被害	社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 人権推進課 ← 健康福祉事務所(保健所) 介護保険課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害福祉課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害者支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) こども政策課 ← 健康福祉事務所(保健所) 児童課 ← 健康福祉事務所(保健所)																		
	火葬施設の被害	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 各保健所設置市																		
194	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部</td> <td>医療施設・感染症施設の被害</td> <td> 社会福祉課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会 疾病対策課 ← 兵庫県民間病院協会 兵庫県病院協会 近畿厚生局 ← 国立病院 地域医療 ← 病院局 ← 県立病院 情報センター ← 健康福祉事務所(保健所)市保健所 ← 各医療機関 </td> </tr> <tr> <td>水道施設の被害 復旧状況</td> <td> 社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合 企業庁 神戸市（水道事業者） 広域水道事業者等 </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	健康福祉部	医療施設・感染症施設の被害	社会福祉課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会 疾病対策課 ← 兵庫県民間病院協会 兵庫県病院協会 近畿厚生局 ← 国立病院 地域医療 ← 病院局 ← 県立病院 情報センター ← 健康福祉事務所(保健所)市保健所 ← 各医療機関	水道施設の被害 復旧状況	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合 企業庁 神戸市（水道事業者） 広域水道事業者等	198	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部</td> <td>医療施設・感染症施設の被害</td> <td> 社会福祉課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会 疾病対策課 ← 兵庫県民間病院協会 兵庫県病院協会 近畿厚生局 ← 国立病院等※ 地域医療 ← 病院局 ← 県立病院 情報センター ← 健康福祉事務所(保健所)市保健所 ← 各医療機関 </td> </tr> <tr> <td>水道施設の被害 復旧状況</td> <td> 社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合 企業庁 神戸市（水道事業者） 広域水道事業者等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国立病院等には、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等を含む。</p>	部	調査事項	調査（報告）系統	健康福祉部	医療施設・感染症施設の被害	社会福祉課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会 疾病対策課 ← 兵庫県民間病院協会 兵庫県病院協会 近畿厚生局 ← 国立病院等※ 地域医療 ← 病院局 ← 県立病院 情報センター ← 健康福祉事務所(保健所)市保健所 ← 各医療機関	水道施設の被害 復旧状況	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合 企業庁 神戸市（水道事業者） 広域水道事業者等	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
部	調査事項	調査（報告）系統																		
健康福祉部	医療施設・感染症施設の被害	社会福祉課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会 疾病対策課 ← 兵庫県民間病院協会 兵庫県病院協会 近畿厚生局 ← 国立病院 地域医療 ← 病院局 ← 県立病院 情報センター ← 健康福祉事務所(保健所)市保健所 ← 各医療機関																		
	水道施設の被害 復旧状況	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合 企業庁 神戸市（水道事業者） 広域水道事業者等																		
部	調査事項	調査（報告）系統																		
健康福祉部	医療施設・感染症施設の被害	社会福祉課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会 疾病対策課 ← 兵庫県民間病院協会 兵庫県病院協会 近畿厚生局 ← 国立病院等※ 地域医療 ← 病院局 ← 県立病院 情報センター ← 健康福祉事務所(保健所)市保健所 ← 各医療機関																		
	水道施設の被害 復旧状況	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合 企業庁 神戸市（水道事業者） 広域水道事業者等																		
196	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業庁</td> <td>企業庁関連施設被害</td> <td> 総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所 </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所	200	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業庁</td> <td>企業庁関連施設被害</td> <td> 総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所 </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>				
部	調査事項	調査（報告）系統																		
企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所																		
部	調査事項	調査（報告）系統																		
企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所																		

頁	現行	頁	修正案	理由																																														
197	<p>○ 市町からの主な緊急対策支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部 事務局</td> <td>自衛隊派遣</td> <td>第3師団[陸上・航空]</td> </tr> <tr> <td>各種支援要請</td> <td>第3特科隊[陸上] 阪神基地隊[海上]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務局 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町 ↓ 各部総務課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>隣接市町での避難所の開設</td> <td>隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>陸上鉄道輸送の要請</td> <td>J R 西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 私鉄各社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海上輸送の要請</td> <td>神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 海上保安本部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空輸送の要請</td> <td>大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 新関西国際空港(株) ↓ 神戸空港管理事務所 ↓ 但馬空港管理事務所</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	自衛隊派遣	第3師団[陸上・航空]	各種支援要請	第3特科隊[陸上] 阪神基地隊[海上]			事務局 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町 ↓ 各部総務課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		隣接市町での避難所の開設	隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		陸上鉄道輸送の要請	J R 西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 私鉄各社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		海上輸送の要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 海上保安本部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 新関西国際空港(株) ↓ 神戸空港管理事務所 ↓ 但馬空港管理事務所	201	<p>○ 市町からの主な緊急対策支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部 事務局</td> <td>自衛隊派遣</td> <td>第3師団[陸上・航空]</td> </tr> <tr> <td>各種支援要請</td> <td>第3特科隊[陸上] 阪神基地隊[海上]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務局 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町 ↓ 各部総務課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>隣接市町での避難所の開設</td> <td>隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>陸上鉄道輸送の要請</td> <td>J R 西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 私鉄各社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海上輸送の要請</td> <td>神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 海上保安本部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空輸送の要請</td> <td>大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 新関西国際空港(株) ↓ 神戸空港管理事務所 ↓ <u>但馬空港ターミナル</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	自衛隊派遣	第3師団[陸上・航空]	各種支援要請	第3特科隊[陸上] 阪神基地隊[海上]			事務局 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町 ↓ 各部総務課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		隣接市町での避難所の開設	隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		陸上鉄道輸送の要請	J R 西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 私鉄各社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		海上輸送の要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 海上保安本部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 新関西国際空港(株) ↓ 神戸空港管理事務所 ↓ <u>但馬空港ターミナル</u>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
部	調査事項	調査（報告）系統																																																
災害対策本部 事務局	自衛隊派遣	第3師団[陸上・航空]																																																
	各種支援要請	第3特科隊[陸上] 阪神基地隊[海上]																																																
		事務局 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町 ↓ 各部総務課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																
	隣接市町での避難所の開設	隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																
	陸上鉄道輸送の要請	J R 西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 私鉄各社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																
	海上輸送の要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 海上保安本部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																
	航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 新関西国際空港(株) ↓ 神戸空港管理事務所 ↓ 但馬空港管理事務所																																																
部	調査事項	調査（報告）系統																																																
災害対策本部 事務局	自衛隊派遣	第3師団[陸上・航空]																																																
	各種支援要請	第3特科隊[陸上] 阪神基地隊[海上]																																																
		事務局 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町 ↓ 各部総務課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																
	隣接市町での避難所の開設	隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																
	陸上鉄道輸送の要請	J R 西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 私鉄各社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																
	海上輸送の要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 海上保安本部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																
	航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 新関西国際空港(株) ↓ 神戸空港管理事務所 ↓ <u>但馬空港ターミナル</u>																																																
198	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害対策本部 事務局</td> <td rowspan="4">ヘリの出動</td> <td>神戸市 ← 事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>消防庁（他都道府県） ← 事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>自衛隊 ← 事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>海上保安本部 ← 事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">健康福祉部</td> <td rowspan="10">医療関係者の派遣</td> <td>全国都道府県（厚生労働省） ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字兵庫県支部 ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>医師会 ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会 ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>市町立病院 ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>国立病院 ← <u>近畿厚生局</u> ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>県立病院 ← 病院局 ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>県内医療機関 ← 災害医療センター ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>薬剤師会 ← 薬務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害拠点病院 ↓ 地域医療情報センター ↑ 各医療機関</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	ヘリの出動	神戸市 ← 事務局 ← 市町	消防庁（他都道府県） ← 事務局 ← 市町	自衛隊 ← 事務局 ← 市町	海上保安本部 ← 事務局 ← 市町	健康福祉部	医療関係者の派遣	全国都道府県（厚生労働省） ← 医務課 ← 市町	日本赤十字兵庫県支部 ← 医務課 ← 市町	医師会 ← 医務課 ← 市町	歯科医師会 ← 医務課 ← 市町	市町立病院 ← 医務課 ← 市町	国立病院 ← <u>近畿厚生局</u> ← 医務課 ← 市町	県立病院 ← 病院局 ← 医務課 ← 市町	県内医療機関 ← 災害医療センター ← 医務課 ← 市町	薬剤師会 ← 薬務課 ← 市町		災害拠点病院 ↓ 地域医療情報センター ↑ 各医療機関	202	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害対策本部 事務局</td> <td rowspan="4">ヘリの出動</td> <td><u>消防防災航空隊</u> ← 事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>消防庁（他都道府県） ← 事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>自衛隊 ← 事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>海上保安本部 ← 事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">健康福祉部</td> <td rowspan="10">医療関係者の派遣</td> <td>全国都道府県（厚生労働省） ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字兵庫県支部 ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>医師会 ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会 ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>市町立病院 ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>国立病院等 ← 病院局 ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>県立病院 ← 病院局 ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>県内医療機関 ← 災害医療センター ← 医務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>薬剤師会 ← 薬務課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害拠点病院 ↓ 地域医療情報センター ↑ 各医療機関</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	ヘリの出動	<u>消防防災航空隊</u> ← 事務局 ← 市町	消防庁（他都道府県） ← 事務局 ← 市町	自衛隊 ← 事務局 ← 市町	海上保安本部 ← 事務局 ← 市町	健康福祉部	医療関係者の派遣	全国都道府県（厚生労働省） ← 医務課 ← 市町	日本赤十字兵庫県支部 ← 医務課 ← 市町	医師会 ← 医務課 ← 市町	歯科医師会 ← 医務課 ← 市町	市町立病院 ← 医務課 ← 市町	国立病院等 ← 病院局 ← 医務課 ← 市町	県立病院 ← 病院局 ← 医務課 ← 市町	県内医療機関 ← 災害医療センター ← 医務課 ← 市町	薬剤師会 ← 薬務課 ← 市町		災害拠点病院 ↓ 地域医療情報センター ↑ 各医療機関	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>		
部	調査事項	調査（報告）系統																																																
災害対策本部 事務局	ヘリの出動	神戸市 ← 事務局 ← 市町																																																
		消防庁（他都道府県） ← 事務局 ← 市町																																																
		自衛隊 ← 事務局 ← 市町																																																
		海上保安本部 ← 事務局 ← 市町																																																
健康福祉部	医療関係者の派遣	全国都道府県（厚生労働省） ← 医務課 ← 市町																																																
		日本赤十字兵庫県支部 ← 医務課 ← 市町																																																
		医師会 ← 医務課 ← 市町																																																
		歯科医師会 ← 医務課 ← 市町																																																
		市町立病院 ← 医務課 ← 市町																																																
		国立病院 ← <u>近畿厚生局</u> ← 医務課 ← 市町																																																
		県立病院 ← 病院局 ← 医務課 ← 市町																																																
		県内医療機関 ← 災害医療センター ← 医務課 ← 市町																																																
		薬剤師会 ← 薬務課 ← 市町																																																
			災害拠点病院 ↓ 地域医療情報センター ↑ 各医療機関																																															
部	調査事項	調査（報告）系統																																																
災害対策本部 事務局	ヘリの出動	<u>消防防災航空隊</u> ← 事務局 ← 市町																																																
		消防庁（他都道府県） ← 事務局 ← 市町																																																
		自衛隊 ← 事務局 ← 市町																																																
		海上保安本部 ← 事務局 ← 市町																																																
健康福祉部	医療関係者の派遣	全国都道府県（厚生労働省） ← 医務課 ← 市町																																																
		日本赤十字兵庫県支部 ← 医務課 ← 市町																																																
		医師会 ← 医務課 ← 市町																																																
		歯科医師会 ← 医務課 ← 市町																																																
		市町立病院 ← 医務課 ← 市町																																																
		国立病院等 ← 病院局 ← 医務課 ← 市町																																																
		県立病院 ← 病院局 ← 医務課 ← 市町																																																
		県内医療機関 ← 災害医療センター ← 医務課 ← 市町																																																
		薬剤師会 ← 薬務課 ← 市町																																																
			災害拠点病院 ↓ 地域医療情報センター ↑ 各医療機関																																															

頁	現行	頁	修正案	理由
201	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第5款 通信手段の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム</p> <p>(1) フェニックス防災端末設置数 316 台（本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、ライフライン事業者等）</p> <p>2 兵庫県防災行政無線</p> <p>(1) 衛星系（兵庫衛星通信ネットワーク）</p> <p>① 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計 106 局 ・県庁局 1 局、広域防災センター局 1 局、市町・消防本部局 88 局（うち併設局 6 局）、防災関係機関局 10 局、平面可搬局 2 局 		<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第5款 通信手段の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム</p> <p>(1) フェニックス防災端末設置数 <u>310</u> 台（本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、ライフライン事業者等）</p> <p>2 兵庫県防災行政無線</p> <p>(1) 衛星系（兵庫衛星通信ネットワーク）</p> <p>① 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計 <u>100</u> 局 ・県庁<u>統制局</u> 1 局、<u>県機関局（広域防災センター・災害医療センター）</u> <u>2</u> 局、市町・消防本部局 <u>86</u> 局（うち併設局 6 局）、防災関係機関局 <u>9</u> 局、平面可搬局 2 局 	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
206	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第6款 被災者支援のための情報の収集・活用</p> <p>第2 内容</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供することとする。</p> <p>(被災者台帳に記載する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ 住所又は居所 ・ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 ・ 援護の実施の状況 ・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ・ 電話番号その他の連絡先 ・ 世帯の構成 ・ 罹災証明書の交付の状況 ・ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 ・ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨 	210	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第6款 被災者支援のための情報の収集・活用</p> <p>第2 内容</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供することとする。</p> <p>(被災者台帳に記載する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ 住所又は居所 ・ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況 ・ 援護の実施の状況 ・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ・ 電話番号その他の連絡先 ・ 世帯の構成 ・ 罹災証明書の交付の状況 ・ 市町長が台帳情報を当該市町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 ・ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨 	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
206	及びその日時 ・その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項	210	及びその日時 ・その他被災者の援護の実施に関し市町長が必要と認める事項	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
215	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(4) 他の都道府県との応援協定に基づく応援要請</p> <p>① 近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請</p> <p><u>ア 応援の種類</u></p> <p><u>(ア) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供</u></p> <p><u>(イ) 資機材の提供</u></p> <p><u>(ウ) 避難者、傷病者の受入れ</u></p> <p><u>(エ) 職員の派遣</u></p> <p><u>(オ) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</u></p> <p><u>イ 要請手続</u></p> <p><u>県は、次の事項を可能な限り明らかにして応援主管府県である大阪府(大阪府が被災等により業務を遂行できない場合は応援副主管府県である徳島県)に応援を要請することとする。なお同一の災害について応援主管府県が複数となるおそれがある場合又は応援主管府県と応援副主管府県で同時に危機が発生した場合は、近畿府県防災・危機管理協議会の会長府県又は会長府県が指定した府県が応援主管府県となる。</u></p> <p><u>(ア) 被害の状況</u></p> <p><u>(イ) 援助を必要とする物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段及び経路</u></p> <p><u>(ウ) 援助を必要とする人員の活動内容、職種、人員、要請場所、派遣の期間及び交通手段</u></p>	220	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(4) 他の都道府県との応援協定に基づく応援要請</p> <p>① 近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請</p> <p><u>上記(3)に定めるところによる。</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																																			
215	<p><u>(エ) その他要請措置内容、要請場所及び期間等</u></p> <p>4 消防本部</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p>	223	<p>4 消防本部</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>																																			
219	<p>③ 消防庁長官への応援要請（消防組織法第44条）</p> <p>知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊、<u>大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づくヘリコプターの応援</u>を要請することとする。</p> <p>ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができるものとされている。</p>	<p>③ 消防庁長官への応援要請（消防組織法第44条）</p> <p>知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の<u>出動等</u>を要請することとする。</p> <p>ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができるものとされている。</p>																																					
220	<p>○ 緊急消防援助隊応援要請先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平日 (8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話 03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話 90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 TN-048-500-90-43422</td> <td>TN-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX TN-048-500-90-49033</td> <td>TN-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平日 (8:30~18:15)		左記以外	NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話 90-49013	90-49102	FAX 90-49033	90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036	<p>○ 緊急消防援助隊応援要請先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平日 (8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話 03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話 90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 <u>87</u>-048-500-90-43422</td> <td><u>87</u>-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX <u>87</u>-048-500-90-49033</td> <td><u>87</u>-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平日 (8:30~18:15)	左記以外	NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話 90-49013	90-49102	FAX 90-49033	90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話 <u>87</u> -048-500-90-43422	<u>87</u> -048-500-90-49102	FAX <u>87</u> -048-500-90-49033	<u>87</u> -048-500-90-49036
区分	平日 (8:30~18:15)	左記以外																																					
NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777																																					
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553																																					
消防防災無線	電話 90-49013	90-49102																																					
	FAX 90-49033	90-49036																																					
地域衛星通信ネットワーク	電話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102																																					
	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036																																					
区分	平日 (8:30~18:15)	左記以外																																					
NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777																																					
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553																																					
消防防災無線	電話 90-49013	90-49102																																					
	FAX 90-49033	90-49036																																					
地域衛星通信ネットワーク	電話 <u>87</u> -048-500-90-43422	<u>87</u> -048-500-90-49102																																					
	FAX <u>87</u> -048-500-90-49033	<u>87</u> -048-500-90-49036																																					
220	<p><u>(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。</u></p> <p>④ 緊急消防援助隊受援計画の策定</p> <p>県は、あらかじめ、県内の市町が被災し、他都道府県から緊急援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定することとする。</p> <p>〔資料〕「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」(H18.4.26)</p> <p>「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目」(H18.8.30)</p>	<p>④ 緊急消防援助隊受援計画の策定</p> <p>県は、あらかじめ、県内の市町が被災し、他都道府県から緊急<u>消防</u>援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定することとする。</p> <p>〔資料〕「<u>近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定</u>」(H24.10.25)</p> <p>「<u>近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目</u>」(H24.10.25)</p>																																					

風水害等対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
220	「近畿 2 府 7 県危機発生時等の相互応援に関する協定窓口」(H20. 7. 1)	224	<p>「<u>近畿圏危機発生時等の相互応援に関する協定窓口</u>」 <u>(H27. 4. 1)</u></p> <p><略></p> <p>「<u>兵庫県広域消防相互応援協定</u>」(H25. 10. 23)</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由																														
221	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>第2 内容</p> <p>3 動員の実施</p> <table border="1" data-bbox="192 571 958 906"> <thead> <tr> <th>災害の発生時期</th> <th colspan="2">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td colspan="2">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">●勤務時間外</td> <td>当直職員</td> <td>直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長</td> <td>直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	災害の発生時期	配 備 体 制		●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。	防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	225	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>第2 内容</p> <p>3 動員の実施</p> <table border="1" data-bbox="1137 571 1904 906"> <thead> <tr> <th>災害の発生時期</th> <th colspan="2">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td colspan="2">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">●勤務時間外</td> <td>当直職員</td> <td>直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>副防災課長防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長</td> <td>直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	災害の発生時期	配 備 体 制		●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。	副防災課長 防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
災害の発生時期	配 備 体 制																																	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																	
●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。																																
	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。																																
	防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																
	防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																
災害の発生時期	配 備 体 制																																	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																	
●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。																																
	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。																																
	副防災課長 防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																
	防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																
222	<p>6 他の都道府県との応援協定に基づく応援</p> <p>(1) 近畿府県との相互応援協定に基づく応援</p> <p><u>① 大阪府又は徳島県に対する応援が必要な場合、本県は応援主管府県としての役割を果たすこととし、万一それが困難なときは速やかに両府県の応援副主管府県（大阪府が被災した場合は奈良県、徳島県が被災した場合は和歌山県）に連絡することとする。</u></p> <p><u>② 県は、大阪府又は徳島県で激甚な災害が発生し通信が途絶するなどの場合にあっては、状況により職員の緊急派遣を行うとともに、支援本部等を設置し、近畿府県全体としての応援計画を作成のうえ、各府県と連携して応援を行うこととする。</u></p> <p><u>③ 県は、大阪府又は徳島県が応援要請をすることが困難である</u></p>	226	<p>6 他の都道府県との応援協定に基づく応援</p> <p>(1) 近畿府県との相互応援協定に基づく応援</p> <p><u>上記5に定めるところによる。</u></p>																															

頁	現行	頁	修正案	理由
222	<p><u>と判断したときは、要請を待たずに応援を行うこととする。</u></p> <p><u>④ 県は、大阪府又は徳島県以外の近隣府県が応援を必要とする場合、当該府県の応援主管府県等が作成した応援計画に従い、応援することとする。</u></p> <p><u>⑤ 県は応援の実施にあたり、必要により、防災関係機関や災害救援専門ボランティア等に協力を要請することとする。</u></p> <p><u>⑥ 県は、あらかじめ応援に係る内部手順等を定め、迅速な応援を図ることとする。</u></p>			<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
223	<p>[資料] 「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」(H18.4.26)</p> <p>「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目」(H18.8.30)</p> <p>「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する協定窓口」(H20.7.1)</p>	227	<p>[資料] 「<u>近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定</u>」(H24.10.25)</p> <p>「<u>近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目</u>」(H24.10.25)</p> <p>「<u>近畿圏危機発生時等の相互応援に関する協定窓口</u>」(H27.4.1)</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
227	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 水防活動の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 水防の責任等</p> <p>(4) 国土交通大臣（水防法第10条第2項、第13条第1項、第13条の2、第16条第1項、第2項、第32条） 気象庁長官と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うとともに関係市町長に通知すること。 あらかじめ指定した河川について避難判断水位（特別警戒水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。 猪名川、円山川、加古川、揖保川等について水防警報を発すること等 洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときに特定緊急水防活動を行うこと。</p> <p>(8) 量水標管理者（水防法第12条） 関係者に対する警戒水位の通報及び公表</p>	231	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 水防活動の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 水防の責任等</p> <p>(4) 国土交通大臣（水防法第10条第2項、第13条第1項、第13条の2、第16条第1項、第2項、第32条） 気象庁長官と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うとともに<u>知事及び</u>関係市町長に通知すること。 あらかじめ指定した河川について<u>※氾濫危険</u>水位（特別警戒水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。 猪名川、円山川、加古川、揖保川等について水防警報を発すること等 洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときに特定緊急水防活動を行うこと。 <u>※ 特別警戒水位の定義について、平成26年9月に内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が改定され、平成27年4月、国は直轄河川の見直しを行ったが、県は現在県管理河川の見直しを進めており、当分の間、従来の水位基準で運用を行う。</u></p> <p>(8) 量水標管理者（水防法第12条） 関係者に対する<u>通報水位（水防団待機水位）及び警戒水位（氾濫注意水位）</u>の通報及び公表</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																																								
228	<p>2 水防組織</p> <p>(2) 各班の事務分担</p> <p>② 情報連絡班 気象台、庁内関係各課室及び関係事務所、国土交通省等関係機関との情報連絡、水防記録及び広報</p> <p>3 水防態勢</p> <p>(2) 水防非常配備</p> <p>① 連絡員待機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 備 時 期</th> <th>態勢及び業務の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象台から水防に関する予報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき</td> <td>雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。</td> <td>数名</td> <td>連絡員待機</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令	気象台から水防に関する予報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機	232	<p>2 水防組織</p> <p>(2) 各班の事務分担</p> <p>② 情報連絡班 気象台、庁内関係各課室及び<u>土木事務所等</u>、国土交通省、<u>県警本部</u>等関係機関との情報連絡、水防記録及び広報 <u>(災害対策本部設置時の本部と水防部との連絡調整)</u></p> <p>3 水防態勢</p> <p>(2) 水防非常配備</p> <p>① 連絡員待機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 備 時 期</th> <th>態勢及び業務の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象台から水防に関する情報予報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき</td> <td>雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。</td> <td>数名</td> <td>連絡員待機</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令	気象台から水防に関する情報 予報 が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機	所管課からの意見に基づく修正																								
配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																									
気象台から水防に関する予報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機																																									
配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																									
気象台から水防に関する情報 予報 が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機																																									
229	<p>② 水防非常配備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢区分</th> <th>配 備 時 期</th> <th>態勢の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備態勢</td> <td>(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)</td> <td>主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢</td> <td>少数</td> <td>水防指令第1号</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)</td> <td>水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢</td> <td>所属人員の半数</td> <td>水防指令第2号</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。(自動発令)</td> <td>完全な水防態勢</td> <td>所属人員の全員</td> <td>水防指令第3号</td> </tr> </tbody> </table>	態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令	第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数	水防指令第1号	第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号	第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。(自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号	233	<p>② 水防非常配備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢区分</th> <th>配 備 時 期</th> <th>態勢の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備態勢</td> <td>(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)</td> <td>主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢</td> <td>少数</td> <td>水防指令第1号</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)</td> <td>水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢</td> <td>所属人員の半数</td> <td>水防指令第2号</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。(自動発令)</td> <td>完全な水防態勢</td> <td>所属人員の全員</td> <td>水防指令第3号</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※(自動発令)と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等</u></p>	態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令	第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数	水防指令第1号	第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号	第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。(自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号	
態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																								
第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数	水防指令第1号																																								
第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号																																								
第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。(自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号																																								
態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																								
第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数	水防指令第1号																																								
第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号																																								
第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。(自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号																																								

頁	現行	頁	修正案	理由
229	<p>4 水防指令及び水防警報</p> <p>(2) 国土交通大臣の発する水防警報</p> <p>② 水防警報の種類</p> <p><u>第1段階</u> 待機 水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。</p> <p><u>第2段階</u> 準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</p> <p><u>第3段階</u> 出動 水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令する。</p> <p><u>第4段階</u> 解除 水防活動の終了の通知を行う。</p>	233	<p><u>の発表をもって水防指令が自動的に発令されたものとみなす。</u></p> <p>4 水防指令及び水防警報</p> <p>(2) 国土交通大臣の発する水防警報</p> <p>② 水防警報の種類</p> <p>待機 水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。</p> <p>準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</p> <p>出動 水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令する。</p> <p>解除 水防活動の終了の通知を行う。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
235	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策の実施</p> <p>第3款 医療・助産対策の実施</p> <p>〔実施機関：近畿厚生局、海上保安本部、県健康福祉部健康局、市町、独立行政法人国立病院機構（近畿ブロック事務所）、日本赤十字社兵庫県支部、災害拠点病院等の医療機関〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施責任機関</p> <p>(2) 県は市町から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、兵庫DMA T及び救護班（兵庫JMA Tを含む）を現地に派遣するなど保健医療活動を実施することとする。</p>	239	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策の実施</p> <p>第3款 医療・助産対策の実施</p> <p>〔実施機関：近畿厚生局、海上保安本部、県健康福祉部健康局、市町、独立行政法人国立病院機構（<u>近畿グループ担当理事部門</u>）、日本赤十字社兵庫県支部、災害拠点病院等の医療機関〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施責任機関</p> <p>(2) 県は市町から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、兵庫DMA T及び救護班（<u>JMA T兵庫</u>を含む）を現地に派遣するなど保健医療活動を実施することとする。</p>	関係機関からの意見に基づく修正
236	<p>5 救護班の派遣等</p> <p>(1) 救護班の派遣等関係機関への要請</p> <p>① 県（医務課）は、市町長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行うこととする。</p> <p>ア 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、独立行政法人国立病院機構病院（以下「国立病院」という。）、公的病院、私的医療機関に対する救護班等の編成と被災地への派遣要請</p>	240	<p>5 救護班の派遣等</p> <p>(1) 救護班の派遣等関係機関への要請</p> <p>① 県（医務課）は、市町長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行うこととする。</p> <p>ア 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、<u>国立病院等（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等）</u>、公的病院、私的医療機関に対する救護班等の編成と被災地への派遣要請</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
237	<p>(2) 救護班の編成</p> <p>⑤ 国立病院救護班</p> <p>ア 国立病院救護班は、医師1名、薬剤師1名、看護師2名、事務官1名の計5名をもって1班を編成することとする。</p> <p>イ 国立病院救護班は18班とすることとする。なお、災害の状況によっては班数を増やすこととする。</p> <p>ウ 県からの国立病院の医療班等の派遣要請は、同機構近畿ブロック事務所（以下「近畿ブロック事務所」という。）を通じて行うこととする。</p> <p>エ 神戸大学医学部附属病院、神戸通信病院、神戸労災病院、関西労災病院に対しては、県又は災害医療センターが医療班の派遣要請を行うこととする。</p> <p>オ 近畿ブロック事務所は、県から職員の派遣要請があった場合には、国立病院に対し医療班の派遣指令を行うこととする。</p> <p>カ 国立病院等は、県又は災害医療センターから職員の派遣要請があった場合には、速やかに医療班を派遣することとする。</p> <p>キ 国立病院は、施設の近辺において初期災害医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により近畿ブロック事務所の指令を待つ時間的猶予がないと認めるときなど、状況により、自らの判断に基づき速やかに医療班を派遣するとともに、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県又は災害医療センターに対し通知することとする。</p> <p>ク 近畿厚生局及び近畿ブロック事務所等は、被災地に厚生労働省対策本部が設置された場合は、その業務を支援し、国立病院等医療班と密接な連絡を保ち、常に必要な情報の伝達を確保することとする。</p>	241	<p>(2) 救護班の編成</p> <p>⑤ 国立病院等救護班</p> <p>ア 国立病院等救護班は、医師1名、薬剤師1名、看護師2名、事務官1名の計5名をもって1班を編成することとする。</p> <p>イ 国立病院等救護班は18班とすることとする。なお、災害の状況によっては班数を増やすこととする。</p> <p>ウ 県からの<u>独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院」という。）</u>の救護班等の派遣要請は、同機構<u>近畿グループ担当理事部門</u>（以下「<u>近畿グループ担当理事部門</u>」という。）を通じて行うこととする。</p> <p>エ 神戸大学医学部附属病院、神戸通信病院、神戸労災病院、関西労災病院に対しては、県又は災害医療センターが<u>救護班</u>の派遣要請を行うこととする。</p> <p>オ <u>近畿グループ担当理事部門</u>は、県から<u>救護班</u>の派遣要請があった場合には、国立病院に対し<u>救護班</u>の派遣指令を行うこととする。</p> <p>カ 国立病院等は、県又は災害医療センターから<u>救護班</u>の派遣要請があった場合には、速やかに<u>救護班</u>を派遣することとする。</p> <p>キ 国立病院は、施設の近辺において初期災害医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により<u>近畿グループ担当理事部門</u>の指令を待つ時間的猶予がないと認めるときなど、状況により、自らの判断に基づき速やかに<u>救護班</u>を派遣するとともに、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県又は災害医療センターに対し通知することとする。</p> <p>ク <u>国立病院</u>等は、被災地に厚生労働省対策本部が設置された場合は、その業務を支援し、国立病院等<u>救護班</u>と密接な連絡を保ち、常に必要な情報の伝達を確保することとする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
237	⑥ 公的病院救護班（県立病院、国立病院を除く。）	241	⑥ 公的病院救護班（県立病院、国立病院等を除く。）	関係機関からの意見に基づく修正
238	⑦ 私的医療機関による救護班 県は、必要により、県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、兵庫 J M A T の派遣を要請することとする。	242	⑦ 私的医療機関による救護班 県は、必要により、県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、 <u>J M A T 兵庫</u> の派遣を要請することとする。	

頁	現行	頁	修正案	理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
246	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1) 道路法(第46条)に基づく応急対策</p> <p>④ 西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路(「防災業務要領」による。)</p> <p>ア 交通規制の実施基準</p> <p>別表1 通行止め等基準値</p> <table border="1" data-bbox="235 790 795 1460"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路名</th> <th rowspan="2">事務所</th> <th rowspan="2">IC名</th> <th colspan="3">通行止め基準値</th> <th colspan="3">通行止め基準値(第二基準)</th> <th rowspan="2">通行規制基準値</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>連続雨量(mm)</th> <th>総合雨量(mm)</th> <th>時間雨量</th> <th>連続雨量(mm)</th> <th>総合雨量(mm)</th> <th>時間雨量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名神</td> <td>大阪高速道路事務所</td> <td>豊中IC 西宮IC</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">中 国 道</td> <td rowspan="2">大阪高速道路事務所</td> <td>吹田JCT</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国池田 宝塚IC</td> <td>210</td> <td>160</td> <td>45</td> <td>160</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">神戸高速道路事務所</td> <td>吉川IC 滝野社IC</td> <td>180</td> <td>150</td> <td>50</td> <td>130</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福崎IC 山崎IC</td> <td>180</td> <td>130</td> <td>35</td> <td>130</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福崎IC 山崎IC</td> <td>220</td> <td>180</td> <td>45</td> <td>170</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐用IC</td> <td>200</td> <td>150</td> <td>45</td> <td>150</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取道</td> <td>佐用JCT</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>45</td> <td>100</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山 陽 道</td> <td rowspan="2">神戸高速道路事務所</td> <td>神戸JCT 三木小野IC 姫路東IC</td> <td>170</td> <td>120</td> <td>45</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>姫路東IC 備前IC</td> <td>220</td> <td>140</td> <td>35</td> <td>170</td> <td>140</td> <td>35</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山 西 神 道</td> <td>神戸高速道路事務所</td> <td>三木JCT 神戸西IC</td> <td>170</td> <td>120</td> <td>45</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">舞 鶴 道</td> <td rowspan="2">神戸高速道路事務所</td> <td>吉川JCT 三田西IC</td> <td>210</td> <td>160</td> <td>45</td> <td>160</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三田西IC 綾部IC</td> <td>180</td> <td>130</td> <td>45</td> <td>130</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福知山高速道路事務所</td> <td>小浜西IC 小浜IC</td> <td>160</td> <td>110</td> <td>40</td> <td>110</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小浜西IC 小浜IC</td> <td>110</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>播 磨 道</td> <td>姫路高速道路事務所</td> <td>播磨JCT 播磨新宮IC</td> <td>130</td> <td>90</td> <td>30</td> <td>80</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 二 神 明 道</td> <td rowspan="2">第二神明道路事務所</td> <td>須磨IC 明石西IC</td> <td>180</td> <td>150</td> <td>35</td> <td>130</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>明石西IC 永井谷JCT</td> <td>180</td> <td>150</td> <td>35</td> <td>130</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>110</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	道路名	事務所	IC名	通行止め基準値			通行止め基準値(第二基準)			通行規制基準値	備考	連続雨量(mm)	総合雨量(mm)	時間雨量	連続雨量(mm)	総合雨量(mm)	時間雨量	名神	大阪高速道路事務所	豊中IC 西宮IC	-	-	-	-	-	-	-		中 国 道	大阪高速道路事務所	吹田JCT	-	-	-	-	-	-	-		中国池田 宝塚IC	210	160	45	160	-	-	110		神戸高速道路事務所	吉川IC 滝野社IC	180	150	50	130	-	-	100		福崎IC 山崎IC	180	130	35	130	-	-	90		福崎IC 山崎IC	220	180	45	170	-	-	130		佐用IC	200	150	45	150	-	-	100		鳥取道	佐用JCT	150	100	45	100	-	-	-		山 陽 道	神戸高速道路事務所	神戸JCT 三木小野IC 姫路東IC	170	120	45	120	-	-	70		姫路東IC 備前IC	220	140	35	170	140	35	100		山 西 神 道	神戸高速道路事務所	三木JCT 神戸西IC	170	120	45	120	-	-	70		舞 鶴 道	神戸高速道路事務所	吉川JCT 三田西IC	210	160	45	160	-	-	110		三田西IC 綾部IC	180	130	45	130	-	-	80		福知山高速道路事務所	小浜西IC 小浜IC	160	110	40	110	-	-	70		小浜西IC 小浜IC	110	-	-	-	-	-	70		播 磨 道	姫路高速道路事務所	播磨JCT 播磨新宮IC	130	90	30	80	-	-	50		第 二 神 明 道	第二神明道路事務所	須磨IC 明石西IC	180	150	35	130	-	-	110		明石西IC 永井谷JCT	180	150	35	130	-	-	110		250	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1) 道路法(第46条)に基づく応急対策</p> <p>④ 西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路(「防災業務要領」による。)</p> <p>ア 交通規制の実施基準</p> <p>別表1 通行止め等基準値</p> <table border="1" data-bbox="1198 790 1758 1460"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路名</th> <th rowspan="2">事務所</th> <th rowspan="2">IC名</th> <th colspan="3">通行止め基準値</th> <th colspan="3">通行止め基準値(第二基準)</th> <th rowspan="2">通行規制基準値</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>連続雨量(mm)</th> <th>総合雨量(mm)</th> <th>時間雨量</th> <th>連続雨量(mm)</th> <th>総合雨量(mm)</th> <th>時間雨量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名神</td> <td>大阪高速道路事務所</td> <td>豊中IC 西宮IC</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">中 国 道</td> <td rowspan="2">大阪高速道路事務所</td> <td>吹田JCT</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国池田 宝塚IC</td> <td>210</td> <td>160</td> <td>45</td> <td>160</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">神戸高速道路事務所</td> <td>吉川IC 滝野社IC</td> <td>180</td> <td>150</td> <td>50</td> <td>130</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福崎IC 山崎IC</td> <td>180</td> <td>130</td> <td>35</td> <td>130</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福崎IC 山崎IC</td> <td>220</td> <td>180</td> <td>45</td> <td>170</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐用IC</td> <td>200</td> <td>150</td> <td>45</td> <td>150</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取道</td> <td>佐用JCT</td> <td>200</td> <td>150</td> <td>45</td> <td>150</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山 陽 道</td> <td rowspan="2">神戸高速道路事務所</td> <td>神戸JCT 三木小野IC 姫路東IC</td> <td>200</td> <td>140</td> <td>45</td> <td>150</td> <td>140</td> <td>45</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>姫路東IC 備前IC</td> <td>220</td> <td>140</td> <td>35</td> <td>170</td> <td>140</td> <td>35</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山 西 神 道</td> <td>神戸高速道路事務所</td> <td>三木JCT 神戸西IC</td> <td>200</td> <td>140</td> <td>45</td> <td>150</td> <td>140</td> <td>45</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">舞 鶴 道</td> <td rowspan="2">神戸高速道路事務所</td> <td>吉川JCT 三田西IC</td> <td>210</td> <td>160</td> <td>45</td> <td>160</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三田西IC 綾部IC</td> <td>180</td> <td>130</td> <td>45</td> <td>130</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福知山高速道路事務所</td> <td>小浜西IC 小浜IC</td> <td>140</td> <td>100</td> <td>40</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>40</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小浜西IC 小浜IC</td> <td>110</td> <td>80</td> <td>40</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>40</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>播 磨 道</td> <td>姫路高速道路事務所</td> <td>播磨JCT 播磨新宮IC</td> <td>220</td> <td>140</td> <td>30</td> <td>120</td> <td>140</td> <td>30</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 二 神 明 道</td> <td rowspan="2">第二神明道路事務所</td> <td>須磨IC 明石西IC</td> <td>180</td> <td>150</td> <td>40</td> <td>140</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>明石西IC 永井谷JCT</td> <td>180</td> <td>150</td> <td>45</td> <td>140</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>110</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	道路名	事務所	IC名	通行止め基準値			通行止め基準値(第二基準)			通行規制基準値	備考	連続雨量(mm)	総合雨量(mm)	時間雨量	連続雨量(mm)	総合雨量(mm)	時間雨量	名神	大阪高速道路事務所	豊中IC 西宮IC	-	-	-	-	-	-	-		中 国 道	大阪高速道路事務所	吹田JCT	-	-	-	-	-	-	-		中国池田 宝塚IC	210	160	45	160	-	-	110		神戸高速道路事務所	吉川IC 滝野社IC	180	150	50	130	-	-	100		福崎IC 山崎IC	180	130	35	130	-	-	90		福崎IC 山崎IC	220	180	45	170	-	-	130		佐用IC	200	150	45	150	-	-	100		鳥取道	佐用JCT	200	150	45	150	-	-	100		山 陽 道	神戸高速道路事務所	神戸JCT 三木小野IC 姫路東IC	200	140	45	150	140	45	90		姫路東IC 備前IC	220	140	35	170	140	35	100		山 西 神 道	神戸高速道路事務所	三木JCT 神戸西IC	200	140	45	150	140	45	90		舞 鶴 道	神戸高速道路事務所	吉川JCT 三田西IC	210	160	45	160	-	-	110		三田西IC 綾部IC	180	130	45	130	-	-	80		福知山高速道路事務所	小浜西IC 小浜IC	140	100	40	100	100	40	80		小浜西IC 小浜IC	110	80	40	100	100	40	80		播 磨 道	姫路高速道路事務所	播磨JCT 播磨新宮IC	220	140	30	120	140	30	100		第 二 神 明 道	第二神明道路事務所	須磨IC 明石西IC	180	150	40	140	-	-	110		明石西IC 永井谷JCT	180	150	45	140	-	-	110		<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
道路名	事務所				IC名	通行止め基準値			通行止め基準値(第二基準)				通行規制基準値	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		連続雨量(mm)	総合雨量(mm)	時間雨量		連続雨量(mm)	総合雨量(mm)	時間雨量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
名神	大阪高速道路事務所	豊中IC 西宮IC	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
中 国 道	大阪高速道路事務所	吹田JCT	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		中国池田 宝塚IC	210	160	45	160	-	-	110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	神戸高速道路事務所	吉川IC 滝野社IC	180	150	50	130	-	-	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		福崎IC 山崎IC	180	130	35	130	-	-	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		福崎IC 山崎IC	220	180	45	170	-	-	130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		佐用IC	200	150	45	150	-	-	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
鳥取道	佐用JCT	150	100	45	100	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
山 陽 道	神戸高速道路事務所	神戸JCT 三木小野IC 姫路東IC	170	120	45	120	-	-	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		姫路東IC 備前IC	220	140	35	170	140	35	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
山 西 神 道	神戸高速道路事務所	三木JCT 神戸西IC	170	120	45	120	-	-	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
舞 鶴 道	神戸高速道路事務所	吉川JCT 三田西IC	210	160	45	160	-	-	110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		三田西IC 綾部IC	180	130	45	130	-	-	80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	福知山高速道路事務所	小浜西IC 小浜IC	160	110	40	110	-	-	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		小浜西IC 小浜IC	110	-	-	-	-	-	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
播 磨 道	姫路高速道路事務所	播磨JCT 播磨新宮IC	130	90	30	80	-	-	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第 二 神 明 道	第二神明道路事務所	須磨IC 明石西IC	180	150	35	130	-	-	110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		明石西IC 永井谷JCT	180	150	35	130	-	-	110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
道路名	事務所	IC名	通行止め基準値			通行止め基準値(第二基準)			通行規制基準値	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			連続雨量(mm)	総合雨量(mm)	時間雨量	連続雨量(mm)	総合雨量(mm)	時間雨量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
名神	大阪高速道路事務所	豊中IC 西宮IC	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
中 国 道	大阪高速道路事務所	吹田JCT	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		中国池田 宝塚IC	210	160	45	160	-	-	110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	神戸高速道路事務所	吉川IC 滝野社IC	180	150	50	130	-	-	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		福崎IC 山崎IC	180	130	35	130	-	-	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		福崎IC 山崎IC	220	180	45	170	-	-	130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		佐用IC	200	150	45	150	-	-	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
鳥取道	佐用JCT	200	150	45	150	-	-	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
山 陽 道	神戸高速道路事務所	神戸JCT 三木小野IC 姫路東IC	200	140	45	150	140	45	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		姫路東IC 備前IC	220	140	35	170	140	35	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
山 西 神 道	神戸高速道路事務所	三木JCT 神戸西IC	200	140	45	150	140	45	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
舞 鶴 道	神戸高速道路事務所	吉川JCT 三田西IC	210	160	45	160	-	-	110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		三田西IC 綾部IC	180	130	45	130	-	-	80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	福知山高速道路事務所	小浜西IC 小浜IC	140	100	40	100	100	40	80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		小浜西IC 小浜IC	110	80	40	100	100	40	80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
播 磨 道	姫路高速道路事務所	播磨JCT 播磨新宮IC	220	140	30	120	140	30	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第 二 神 明 道	第二神明道路事務所	須磨IC 明石西IC	180	150	40	140	-	-	110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		明石西IC 永井谷JCT	180	150	45	140	-	-	110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

頁	現行	頁	修正案	理由
250	<p>(表省略)</p> <p>(注) 1 雨量は、連続雨量とする。ただし、2mm/h r以下の降雨量が6時間継続した場合は、連続雨量としない。</p> <p>2 風速は、10分間平均値とする。</p>	254	<p>(表省略)</p> <p>(注) 1 連続雨量は、<u>時間雨量</u>2mm以下は<u>中断とみなし</u>、6時間以上<u>中断</u>した場合は、連続雨量としない。</p> <p>2 風速は、10分間平均値とする。</p>	関係機関からの意見に基づく修正
255	<p><新設></p>	259	<p><u>(9) 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置(災害対策基本法第76条の6)</u></p> <p><u>道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。</u></p> <p><u>なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。</u></p> <p><u>① 措置をとる区域又は区間</u></p> <p><u>道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。</u></p> <p><u>② 県公安委員会との連携</u></p> <p><u>ア 指定の通知</u></p> <p><u>道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。</u></p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
		259	<p><u>イ 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4）</u> <u>県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。</u></p> <p>③ 措置をとる区域又は区間の周知 <u>道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。</u></p> <p>④ 市町への指示 <u>国土交通大臣及び知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、大臣は県又は市町の、知事は市町の道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6に基づく措置をとるべきことを指示することができる。</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
		260	<p>災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ</p> <p>The diagram illustrates the flow of vehicle movement under the Disaster Countermeasures Basic Law. It starts with 'Disaster Occurrence' (災害発生), leading to 'Mandatory Road Closure' (必要経路の閉鎖) and 'Designation of Road Sections' (道路区間の指定). This leads to 'Vehicle Movement Orders' (車両等の移動の指示) and 'Designation of Road Sections' (道路区間の指定). The flowchart details the roles of 'Prefecture' (県) and 'City/Town' (市・町) and the types of vehicles affected (military, emergency, etc.). It also shows the flow of information and orders between the 'Prefecture' and 'City/Town' levels, and the role of the 'Prefecture Public Safety Commission' (県公安委員会).</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
260	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第3款 ヘリコプターの運航</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県消防防災ヘリコプター</p> <p>(1) 使用目的と積極的活用</p> <p>県は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に積極的にその活用を図ることとする。</p> <p>なお、県消防防災ヘリコプターの運航は、原則として日の出から日没までの間とし、運航の可否は防災監（消防課長）が決定することとする。</p> <p>① 救急活動 ② 救助活動 ③ 火災防御活動</p> <p>④ 災害応急対策活動 ⑤ 広域航空消防防災応援活動 ⑥ 災害予防活動 ⑦ その他防災監が必要と認める活動</p> <p>(2) 運航計画</p> <p>県は、大規模災害の発生時に、自らヘリコプターの積極的活用を図り、速やかに被害の状況把握に努めるとともに、市町からの支援要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるよう運航計画を調整することとする。</p>	265	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第3款 ヘリコプターの運航</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県消防防災ヘリコプター</p> <p>(1) 使用目的と積極的活用</p> <p>県は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に積極的にその活用を図ることとする。</p> <p>なお、県消防防災ヘリコプターの運航は、原則として日の出から日没までの間とし、運航の可否は防災監（消防課長）が決定することとする。</p> <p>① 救急活動 ② 救助活動 ③ 火災防御活動 <u>④ 情報収集活動</u> <u>⑤</u> 災害応急対策活動 <u>⑥</u> 広域航空消防防災応援活動 <u>⑦</u> 災害予防活動 <u>⑧</u> その他防災監が必要と認める活動</p> <p>(2) 運航計画</p> <p>県は、大規模災害の発生時に、自らヘリコプターの積極的活用を図り、速やかに被害の状況把握に努めるとともに、市町からの支援要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるよう運航計画を調整することとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
260	<p>(3) 県内市町からの支援要請手続</p> <p>① 県は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の用務に関して市町の要請に基づき支援することとする。</p> <p>ア 救急活動 イ 救助活動 ウ 火災防御活動 エ 災害応急対策活動</p>		<p>(3) 県内市町からの支援要請手続</p> <p>① 県は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の用務に関して市町の要請に基づき支援することとする。</p> <p>ア 救急活動 イ 救助活動 ウ 火災防御活動 <u>エ 情報収集活動</u> <u>オ</u> 災害応急対策活動</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
261	<p>③ 要請先 要請の連絡先は次のとおりとする。</p> <p>○昼間（9:00～17:30） 神戸市消防局警防部司令課 TEL (078)325-8519 FAX (078)325-8529 消防課指導係 TEL (078)362-9823 FAX (078)362-9915</p> <p>○夜間（17:30～翌朝 9:00）・休日 災害対策局当直 TEL (078)362-9900 FAX (078)362-9911</p> <p>○県災害対策本部が設置された場合 災害対策本部事務局 TEL (078)362-9900 (県災害対策センター内) FAX (078)362-9911</p> <p><u>3 県消防防災ヘリコプターと神戸市ヘリコプターとの一体運用</u> <u>県、神戸市は、県・神戸市が保有する3機のヘリコプターの一体的な運航を実施し、2機が常時稼働できるようヘリコプターの効率的な運航体制をとることとする。</u></p> <p>4 市町地域防災計画で定めるべき事項</p>		<p>③ 要請先 <u>ア 県災害対策本部非設置時</u> <u>・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。</u> <u>・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防警防部司令課に対して行う。</u> 神戸市消防局警防部司令課 TEL <u>(078)331-0986</u> FAX (078)325-8529</p> <p><u>イ 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合</u> 災害対策本部事務局 TEL (078)362-9900 (県災害対策センター内) FAX (078)362-9911</p> <p><削除></p> <p><u>3 市町地域防災計画で定めるべき事項</u></p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
262	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) 避難の勧告・指示</p> <p>② 避難の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水について — 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条） 水防管理者（水防法第29条） 地すべりについて — 知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条） 市町長（災害対策基本法第60条） 災害全般について — 警察官（警察官職務執行法第4条第1項 災害対策基本法第61条） 自衛官（自衛隊法第94条） 海上保安官（災害対策基本法第61条） 	267	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) 避難の勧告・指示</p> <p>② 避難の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水、津波又 は高潮について — 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条） 水防管理者（水防法第29条） 地すべりについて — 知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条） 市町長（災害対策基本法第60条） 災害全般について — 警察官（警察官職務執行法第4条第1項 災害対策基本法第61条） 自衛官（自衛隊法第94条） 海上保安官（災害対策基本法第61条） 	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
275	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>第2 内容</p> <p>9 食料の調理、加工</p> <p>(3) 育児用調整粉乳を調乳するため必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。</p>	280	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>第2 内容</p> <p>9 食料の調理、加工</p> <p>(3) 育児用調整粉乳を調乳<u>するために</u>必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。</p>	誤字の修正

頁	現行	頁	修正案	理由
280	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第1款 精神医療の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県こころのケアチーム「ひょうご DPAT」の派遣</p> <p>(1) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等で構成された「ひょうご DPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する）。</p> <p>2 こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部の設置</p> <p>(1) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うこととする（医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む）。</p> <p>(2) 県（健康福祉事務所）は、こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部の管理運営を行うこととする。</p> <p>(3) 県（精神保健福祉センター）は、こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行うこととする。</p>	285	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第1款 精神医療の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県こころのケアチーム「ひょうご DPAT」の派遣</p> <p>(1) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、<u>公的機関職員</u>等で構成された「ひょうご DPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する）。</p> <p>2 こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部の設置</p> <p>(1) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、<u>「ひょうご DPAT」</u>活動拠点本部を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うこととする（医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む）。</p> <p>(2) 県（健康福祉事務所）は、<u>「ひょうご DPAT」</u>活動拠点本部の管理運営を行うこととする。</p> <p>(3) 県（精神保健福祉センター）は、<u>「ひょうご DPAT」</u>活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行うこととする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
306	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第2款 ごみ処理対策の実施</p> <p>第2 内容 (2) 処理作業過程 ② ごみの一時保管場所の確保 市町は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をすることとする。</p>	311	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第2款 ごみ処理対策の実施</p> <p>第2 内容 (2) 処理作業過程 ② ごみの一時保管場所の確保 市町は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、<u>生活環境及び公衆</u>衛生上十分配慮をすることとする。</p>	所管課からの意見に基づく修正
308	<p>第3款 し尿処理対策の実施</p> <p>第2 内容 (3) 消毒剤等の資機材の準備、確保 市町は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をすることとする。</p>	313	<p>第3款 し尿処理対策の実施</p> <p>第2 内容 (3) 消毒剤等の資機材の準備、確保 市町は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、<u>生活環境及び公衆</u>衛生上<u>十分配慮する</u>こととする。</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
309	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第13節 環境対策の実施</p> <p>第1 趣旨 災害による工場からの有害物質の漏洩や廃棄物処理に伴う環境汚染等の防止対策について定める。</p>	314	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第13節 環境対策の実施</p> <p>第1 趣旨 災害による工場からの有害物質 <u>(大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に規定されているもの)</u> の漏洩や廃棄物処理に伴う環境汚染等の防止対策について定める。</p>	所管課からの意見に基づく修正
310	<p>第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ</p> <p>[実施機関：県企画県民部、<u>県企画県民部防災企画局</u>、市町]</p>	315	<p>第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ</p> <p>[実施機関：県企画県民部、市町]</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
314	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 鉄道施設における応急対策の実施</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、西日本旅客鉄道(株)、神戸市交通局、山陽電気鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、神戸電鉄(株)、神戸高速鉄道(株)、六甲山観光(株)、(一社)神戸市すまいまちづくり公社〕</p> <p>第2 内容 2 西日本旅客鉄道(株)の応急対策</p> <p>(1) 対策本部の設置 災害が発生した場合には、現地に復旧本部を、また、必要に応じ本部内等に対策本部を設置することとする。</p> <p>(2) 発災時の初動態勢</p> <p>① 警備の体制等 <u>支社長は、風雨雪などにより、線路等災害の発生が予想される場合及び被害が広範囲又は甚大になることが予想される場合は、線路災害等保安準則に基づき、状況に応じた警備体制をとり、運転規制を実施することとする。</u></p> <p>② 警備の方法 ア 巡回警備 <u>担当区域の全般又はその一部を見回り警備することとする。</u> イ 固定警備 <u>局地的に著しい災害の発生が予想される箇所を重点警備することとする。</u></p> <p>③ 乗務員等の対応 <u>保守責任者等は、毎事業年度、警備計画を定め社員に周知徹</u></p>	319	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 鉄道施設における応急対策の実施</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、西日本旅客鉄道(株)、神戸市交通局、山陽電気鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、神戸電鉄(株)、神戸高速鉄道(株)、六甲山観光(株)、<u>(一財)</u>神戸市すまいまちづくり公社〕</p> <p>第2 内容 2 西日本旅客鉄道(株)の応急対策</p> <p>(1) 対策本部の設置 災害が発生した場合には、現地に<u>現地対策本部</u>を、<u>また、統括本部に統括本部対策本部</u>を設置することとする。</p> <p>(2) 発災時の初動態勢</p> <p>① 施設に対する防災対策 <u>ア 線路構造物の防災強度及び耐久性を把握するため、定期検査を実施し、常に構造物の状態を把握するとともに、線路構造物の警備箇所を定め、降雨・強風等の線路警備及び巡回計画を定める。</u> <u>イ 線路に影響のあるダムの放流、及び灌漑用水池等の溢水及び堰堤決壊の恐れのあるものについては、関係機関と連絡体制について定める。</u></p> <p>② 防災体制 <u>ア 風水害の発生が予想される場合は、鉄道事故及び災害応急処置準則に基づき必要な体制をとる。</u> <u>イ 列車の運転、線路及び電車線路の保守に係る各所長は、異常気象等の予報及び警報の伝達を受けた場合は、鉄道気象通報取扱準則の定めにより関係社員に伝達する。</u></p>	<p>誤字の修正</p> <p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
314	<p><u>底することとする。</u></p> <p>④ <u>乗客の避難・救護対策</u></p> <p>ア <u>駅構内</u></p> <p><u>災害状況を的確に把握し、適切な案内放送と安全な避難場所へ誘導することとする。</u></p> <p><u>(各駅は、大規模事故又は災害に備えて、乗客の避難場所を指定)</u></p> <p>イ <u>列車内</u></p> <p><u>二次災害を警戒し、輸送指令及び最寄りの駅長と協議の上、乗客の安全な場所へ誘導することとする。</u></p> <p>⑤ <u>その他の措置</u></p> <p><u>各駅の異常時マニュアルに基づき、負傷者救護を行うとともに、消防本部・県警察本部・医療機関等へ救護要請することとする。</u></p>	319	<p><u>(ア) 風水害その他災害時の運転規制</u></p> <p><u>災害時運転取扱手続及び近畿統括本部災害時運転取扱要領に定めるところにより、時間雨量、連続降雨量が基準を超えた場合、風速計が運転規則基準に達した場合及び落石等が発生した場合は列車の速度規制又は運転見合わせを行う。</u></p> <p><u>(イ) 降雨時の対策</u></p> <p><u>災害対策本部の設置、除雪の体制及び列車の運転確保などを行う。</u></p> <p>③ <u>旅客等の案内及び避難</u></p> <p><u>災害が発生した場合は、被災線区等の輸送状況、被害状況等を把握し、次のとおり旅客等に案内する。</u></p> <p>ア <u>駅等での旅客に対する案内</u></p> <p><u>災害時に、旅客の不安感を軽減し、動揺、混乱を防止するため、掲示、放送等により適切に案内する。</u></p> <p>イ <u>乗務員の旅客に対する案内</u></p> <p><u>乗務員は、災害により列車を運行する上で危険を認め、列車を停止させた場合や、輸送指令の指示により徐行を行う場合は、車内放送等により案内を行い、旅客の動揺、混乱の防止に努める。</u></p> <p>ウ <u>避難誘導體制</u></p> <p><u>各駅においては、避難誘導體制を確立するとともに避難及び救護に必要な器具を常備する。</u></p> <p>エ <u>避難誘導</u></p> <p><u>災害の発生に伴い建物倒壊、火災発生及び二次的な災害発生の恐れがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導する。</u></p> <p>オ <u>その他の措置</u></p> <p><u>各駅においては、負傷者等がある場合は救護に当たるとともに、消防署・警察署・医療機関等に救護を要請する。</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
		320		

頁	現行	頁	修正案	理由
317	<p>6 山陽電気鉄道(株)の応急対策</p> <p>(1) 対策本部の設置</p> <p>イ 水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1時間に60mm以上、又は積算(12時間無降雨状態後の累計)300mm以上の雨量を感知したときは、区間を指定して運転規制することとする。 <p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位がまくらぎ上面を越えたときは、毎時15km以下の速度で運転することとする。 ・水位がレール面上まで達したときは、運転を休止することとする。 <p>ただし、技術部長が安全を確認したときは、毎時15km以下の速度を指定して運転することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各河川において、上流側桁下水位があらかじめ決められた基準に達したとき、区間を指定して運転を休止することとする。 ・施工基面や法肩付近に線路方向の亀裂が生じたときは、運転を休止することとする。 	322	<p>6 山陽電気鉄道(株)の応急対策</p> <p>(1) 対策本部の設置</p> <p>イ 水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1時間に60mm以上、又は積算(12時間無降雨状態後の累計)300mm以上の雨量を感知したときは、区間を指定して運転規制することとする。 ・<u>1時間に100mm以上の雨量を感知した時は、区間を指定して運転を休止することとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・水位がまくらぎ上面を越えたときは、毎時15km以下の速度で運転することとする。 ・水位がレール面上まで達したときは、運転を休止することとする。 <p>ただし、技術部長が安全を確認したときは、毎時15km以下の速度を指定して運転することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>指定</u>河川において、上流側桁下水位があらかじめ決められた基準に達したとき、区間を指定して運転を休止することとする。 ・<u>法面において</u>、施工基面や法肩付近に線路方向の亀裂が生じたときは、運転を休止することとする。 	関係機関からの意見に基づく修正
318	<p>8 神戸高速鉄道(株)の応急対策</p> <p><u>(1) 対策本部の設置</u></p> <p><u>暴風雨・大雨警報が発令され、且つ、重大な災害が予測されるときは、対策本部を設置することとする。</u></p> <p><u>(2) 発災時の初動態勢</u></p> <p><u>① 運行規制</u></p> <p><u>ア 列車の停止</u></p> <p><u>線路が冠水した場合、道床、その他に異常がなくても水深がレール面上に達したときは、列車の運転を停止することとする。</u></p> <p><u>イ 通用連絡</u></p>	324	<p>8 神戸高速鉄道(株)の応急対策</p> <p><u>「鉄道施設における応急対策」については、運行会社である阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)および神戸電鉄(株)が管理し、取扱いを定めている。</u></p> <p><u>【管理区分】</u></p> <p><u>阪急電鉄(株)：阪急神戸三宮 ～ 高速神戸</u></p> <p><u>阪神電気鉄道(株)：元町 ～ 西代</u></p> <p><u>神戸電鉄(株)：新開地 ～ 湊川</u></p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
318	<p><u>無線で運転指令者に列車停止位置、線路・乗客の状態を報告することとする。</u></p> <p><u>ウ 放送案内</u></p> <p><u>② 乗務員の対応</u></p> <p><u>乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運転指令者からの連絡により状況を把握して、速やかに乗客への案内放送を実施した上、運転士と協力して車内秩序の維持を図ることとする。</u></p> <p><u>③ 乗客の避難・救護対策</u></p> <p><u>ア 駅における避難誘導</u></p> <p><u>(7) 駅長は、係員を指揮して旅客を安全な場所へ避難誘導することとする。</u></p> <p><u>(4) 旅客を安全な場所に誘導した後、地方公共団体があらかじめ定めた避難所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達することとする。</u></p> <p><u>イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</u></p> <p><u>列車が駅に停止している場合は、駅長が指示し、列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として旅客は降車させないが、やむを得ず旅客を降車させる場合は、次により実施することとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 地形その他を考慮し、適切な誘導案内により、旅客の降車を実施することとする。</u> <u>・ 特に婦女子に注意し、他の乗客に協力を要請して安全な降車を実施することとする。</u> <u>・ 隣接路線に立ち入ることの危険性について、放送等により周知徹底し、併発事故を防止することとする。</u> <p><u>ウ 事故発生時の救護活動</u></p> <p><u>災害の発生と共に旅客の避難状況を把握して、次の措置を実施することとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 放送により状況を案内することとする。</u> <u>・ 負傷者、老幼等災害時要援護者を優先救護することとする。</u> 			<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
318	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>営業を中止して、駅構内の混乱拡大を防止することとする。</u> ・ <u>被害の防止により救護所を開設することとする。</u> 			関係機関からの意見に基づく修正
319	<p>9 六甲山観光㈱の応急対策</p> <p>(2) 発災時の初動対応</p> <p>① 運行規制</p> <p>ア 風害</p> <p>風速 20m/秒以上になった認めたときは、車両の運転を一時停止することとする。</p> <p>イ 水害</p> <p>直近1時間の時間雨量と連続雨量を基に算出した数値が規定した数値以上になったときは、車両の運転を一時停止することとする。</p>	324	<p>9 六甲山観光㈱の応急対策</p> <p>(2) 発災時の初動対応</p> <p>① 運行規制</p> <p>ア 風害</p> <p>風速が<u>瞬間 28m/秒</u>以上になった認めたときは、車両の運転を一時停止することとする。</p> <p>イ 水害</p> <p><u>降雨が1時間 30mm 以上</u>になったときは、車両の運転を一時停止することとする。</p>	

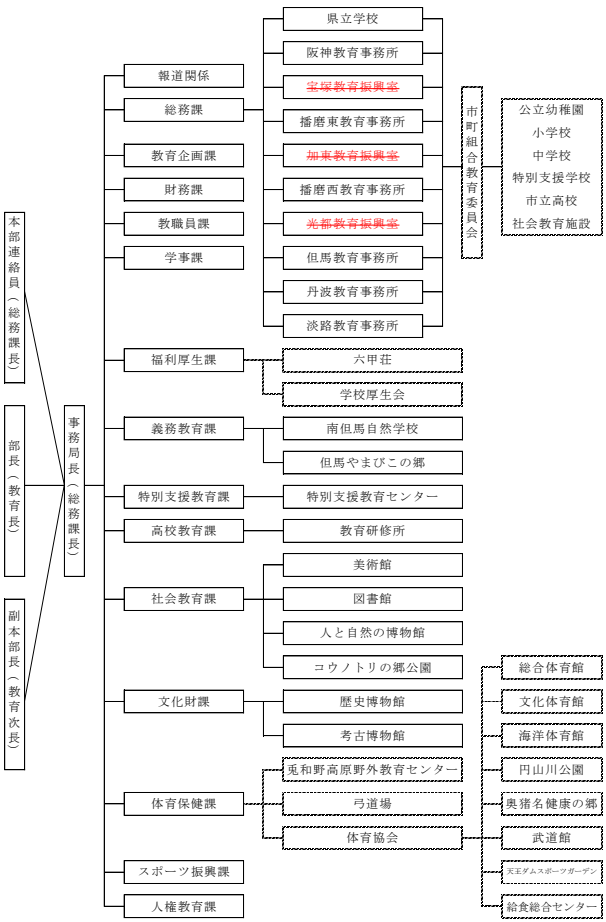
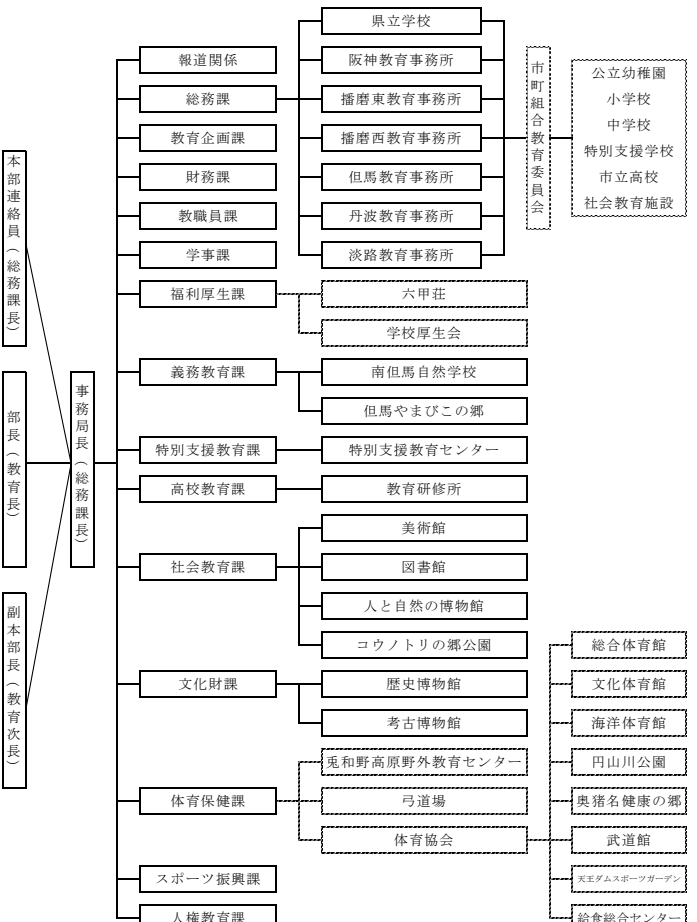
頁	現行	頁	修正案	理由
325	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第2款 ガスの確保</p> <p>第2 内容</p> <p>3 (一社)兵庫県LPガス協会の応急対策</p> <p>(3) 復旧対応</p> <p>① LPガスの供給</p> <p>イ 一般充てん所の被害状況により、中核充てん所において設備の共同利用を始めるとともに、LPガスの国家備蓄の放出に備える。</p>	330	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第2款 ガスの確保</p> <p>第2 内容</p> <p>3 (一社)兵庫県LPガス協会の応急対策</p> <p>(3) 復旧対応</p> <p>① LPガスの供給</p> <p>イ 一般充てん所の被害状況により、中核充てん所において設備の共同利用を始めるとともに、LPガスの国家備蓄の放出に備える。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
326	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第3款 電気通信の確保</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、<u>ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)</u>]</p>	331	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第3款 電気通信の確保</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)]</p>	関係機関からの意見に基づく修正
327	<p>第2 内容</p> <p>3 KDDI(株)の応急対策</p> <p><u>(1) 災害発生直後の対応</u></p> <p><u>① 通信疎通の管理、制御等</u></p> <p><u>通信の疎通に関して異常事態が発生した場合、通信疎通の制御、疎通ルートの迂回措置及び代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急に実施することとする。</u></p> <p>② 情報の収集及び被害状況の把握</p> <p>災害が発生したときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うこととする。</p> <p>ア 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。</p> <p>イ 必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関との災害応急対策等に関する連絡を行う。</p>	332	<p>第2 内容</p> <p>3 KDDI(株)の応急対策</p> <p><削除></p> <p>(1) 情報の収集及び連絡</p> <p>災害が発生し、<u>又は発生するおそれがあるときは</u>、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う<u>もの</u>とする。</p> <p><u>① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。</u></p> <p><u>② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</u></p> <p>(2) <u>準備警戒</u></p> <p><u>災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連</u></p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
327	<p>③ 災害対策本部等の設置</p> <p>地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認められたときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等の設置等必要な措置を講じることとする。</p> <p><u>④ 防護措置</u></p> <p><u>設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じることとする。</u></p> <p><u>(2) 復旧作業にいたるまでの対応</u></p> <p>① 利用制限等の措置</p> <p>地震予知情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うこととする。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等<u>臨機</u>の措置を講じることとする。</p> <p><u>② 災害対策用機器、設備、車両等の配備</u></p> <p><u>地震災害が発生した場合に必要なと認められる災害対策用機器、設備、車両等を配備することとする。</u></p> <p><u>③ 臨時営業所の開設</u></p> <p><u>被災地における通信確保のため、臨時営業所の開設に必要な措置を実施することとする。</u></p> <p>④ 設備の応急復旧</p> <p>被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に</p>	332	<p><u>絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(3) 防災に関する組織</u></p> <p>① <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。</u></p> <p>② <u>災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(4) 通信の非常疎通措置</u></p> <p>① <u>災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。</u></p> <p>② <u>通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(5) 設備の応急復旧</u></p> <p>被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する<u>もの</u>とする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
327	<p>優先して、速やかに実施することとする。</p> <p><u>(3) 復旧作業過程</u></p> <p><u>① 防災機関及び報道機関に対し、被災状況（被災設備、規模）、応急復旧状況（臨時営業所の設置場所、通信手段等）、回復見込み等について情報を迅速かつ的確に伝達することとする。</u></p> <p><u>② 一般利用者に対し、臨時営業所の開設、被害の状況に応じた案内、応急復旧状況、回復の見込み等を広報することとする。</u></p>			関係機関からの意見に基づく修正
328	<p>4 <u>ソフトバンクテレコム(株)及び、ソフトバンクモバイル(株)の応急対策</u></p> <p><u>ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。</u></p>	332	<p>4 ソフトバンクモバイル(株)の応急対策</p> <p>ソフトバンクモバイル(株)は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
332	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第5款 下水道の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>2 下水道施設管理者は、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(2) 復旧過程</p> <p>② 施設毎の応急措置・復旧方法</p> <p>イ ポンプ場及び処理場施設</p> <p><u>(カ) 消毒施設からの塩素ガスの漏えい</u> <u>消毒設備において、塩素ガスの漏えいが生じた場合は、呼吸保護器を着用して速やかに漏えい箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の住民に連絡することとする。</u></p> <p>(キ) 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい (ク) 池及びタンクからのいっ水や漏水 (ケ) 津波の発生</p>	337	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第5款 下水道の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>2 下水道施設管理者は、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(2) 復旧過程</p> <p>② 施設毎の応急措置・復旧方法</p> <p>イ ポンプ場及び処理場施設</p> <p><削除></p> <p><u>(カ)</u> 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい <u>(キ)</u> 池及びタンクからのいっ水や漏水 <u>(ク)</u> 津波の発生</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
<p>337</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第18節 教育対策の実施</p> <p>第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡</p> 	<p>342</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第18節 教育対策の実施</p> <p>第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡</p> 	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																																																																																			
350	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第4章 その他の災害の応急対策の推進</p> <p>第1節 雪害の応急対策の推進</p> <p>雪害時における除雪及び運転規制標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階別</th> <th colspan="3">降雪の状況</th> <th colspan="2">除雪の状況</th> <th rowspan="2">排雪列車運転計画</th> <th rowspan="2">列車運転休止</th> </tr> <tr> <th>豊岡～鳥取 綾部～東舞鶴</th> <th>福知山～寺前 和山～田山</th> <th>船岡～福知山 及 白～寺前 野～福知山</th> <th>本線</th> <th>側線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次</td> <td>◎初雪等の降雪量 (10cm～30cm未満) (1)降雪量が毎時3cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が10cmを超えるとき</td> <td>◎初雪等の降雪量 (1)降雪量が毎時2cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が10cmを超えるとき</td> <td>◎初雪等の降雪量 (1)降雪量が毎時2cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が10cmを超えるとき</td> <td>確保</td> <td>確保</td> <td>1 必要により排雪列車又は単行機関車を運転する 2 必要によりキョータークレートを運転する</td> <td>原則として列車の運転休止は行わない</td> </tr> <tr> <td>第2次</td> <td>◎積雪量30cm～50cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が20cmを超えるとき</td> <td>◎積雪量40cm未満 (1)降雪量が毎時3cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が10cmを超えるとき</td> <td>◎積雪量30cm未満 (1)降雪量が毎時3cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が10cmを超えるとき</td> <td>確保</td> <td>確保</td> <td>同上</td> <td>状況により一部運転する</td> </tr> <tr> <td>第3次</td> <td>◎積雪量50cm～70cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき</td> <td>◎積雪量40cm～60cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が20cmを超えるとき</td> <td>◎積雪量30cm～50cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が20cmを超えるとき</td> <td>◎列車を組成する駅の確保 ◎その他の駅 主本線と必要な副本線を確保する</td> <td>◎列車を組成する駅は列車組成に必要な留置線の50%を確保する ◎入出区線及び機関り線を確保する</td> <td>1 排雪列車を運転する 2 キョータークレートを運転する</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>第4次</td> <td>◎積雪量70cm以上 (1)降雪量が毎時10cm以上で列車の運転が困難な状態のとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき</td> <td>◎積雪量60cm～70cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき</td> <td>◎積雪量50cm～70cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき</td> <td>◎列車を組成する駅は主本線と列車組成に必要な留置線を確保する ◎中間駅 主本線と必要な副本線を確保する</td> <td>◎列車を組成する駅は列車組成に必要な留置線の50%を確保する ◎入出区線及び機関り線を確保する</td> <td>同上</td> <td>一部運転する</td> </tr> <tr> <td>第5次</td> <td>◎積雪量70cm以上 (1)降雪量が毎時10cm以上で列車の運転が困難な状態のとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき</td> <td>◎積雪量70cm以上 (1)降雪量が毎時10cm以上で列車の運転が困難な状態のとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき</td> <td>◎積雪量70cm以上 (1)降雪量が毎時10cm以上で列車の運転が困難な状態のとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき</td> <td>主本線全部と輸送力確保に必要な留置線の副本線を確保する</td> <td>輸送力確保に必要な留置線、機関り線の最小限を確保する</td> <td>同上</td> <td>通勤、通学列車を確保する</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) (1)積雪が70cm以上あるときは、一段階上位の基準を適用する (2)吹雪時の段階適用は、状況により決定する (3)必要により雪捨てを実施する</p>	段階別	降雪の状況			除雪の状況		排雪列車運転計画	列車運転休止	豊岡～鳥取 綾部～東舞鶴	福知山～寺前 和山～田山	船岡～福知山 及 白～寺前 野～福知山	本線	側線	第1次	◎初雪等の降雪量 (10cm～30cm未満) (1)降雪量が毎時3cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が10cmを超えるとき	◎初雪等の降雪量 (1)降雪量が毎時2cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が10cmを超えるとき	◎初雪等の降雪量 (1)降雪量が毎時2cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が10cmを超えるとき	確保	確保	1 必要により排雪列車又は単行機関車を運転する 2 必要によりキョータークレートを運転する	原則として列車の運転休止は行わない	第2次	◎積雪量30cm～50cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が20cmを超えるとき	◎積雪量40cm未満 (1)降雪量が毎時3cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が10cmを超えるとき	◎積雪量30cm未満 (1)降雪量が毎時3cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が10cmを超えるとき	確保	確保	同上	状況により一部運転する	第3次	◎積雪量50cm～70cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき	◎積雪量40cm～60cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が20cmを超えるとき	◎積雪量30cm～50cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が20cmを超えるとき	◎列車を組成する駅の確保 ◎その他の駅 主本線と必要な副本線を確保する	◎列車を組成する駅は列車組成に必要な留置線の50%を確保する ◎入出区線及び機関り線を確保する	1 排雪列車を運転する 2 キョータークレートを運転する	同上	第4次	◎積雪量70cm以上 (1)降雪量が毎時10cm以上で列車の運転が困難な状態のとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき	◎積雪量60cm～70cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき	◎積雪量50cm～70cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき	◎列車を組成する駅は主本線と列車組成に必要な留置線を確保する ◎中間駅 主本線と必要な副本線を確保する	◎列車を組成する駅は列車組成に必要な留置線の50%を確保する ◎入出区線及び機関り線を確保する	同上	一部運転する	第5次	◎積雪量70cm以上 (1)降雪量が毎時10cm以上で列車の運転が困難な状態のとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき	◎積雪量70cm以上 (1)降雪量が毎時10cm以上で列車の運転が困難な状態のとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき	◎積雪量70cm以上 (1)降雪量が毎時10cm以上で列車の運転が困難な状態のとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき	主本線全部と輸送力確保に必要な留置線の副本線を確保する	輸送力確保に必要な留置線、機関り線の最小限を確保する	同上	通勤、通学列車を確保する	355	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第4章 その他の災害の応急対策の推進</p> <p>第1節 雪害の応急対策の推進</p> <p>雪害時における除雪及び運転規制標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">雪害規制段階</th> <th>降雪の状況(積雪予測値を含む) 【降雪予想ランク】 N・・・及以前 A・・・ C・・・03～10cm 雪量 D・・・10～30cm E・・・30cm</th> <th>確保すべき線路</th> <th>排雪列車等運転計画</th> <th>列車運行計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次</td> <td>(既積雪量) (今後の降雪予想) ◎積雪 0～10cm 降雪予想Aランク ◎積雪 10～20cm 降雪予想Bランク (積積雪計 30cmまで)</td> <td>主本線と主要な副本線</td> <td>必要により、単行機関車又はキョータークレートを運転</td> <td>所定運転を基本とする</td> </tr> <tr> <td>第2次</td> <td>◎積雪 0～10cm 降雪予想Bランク ◎積雪 10～20cm 降雪予想Cランク ◎積雪 20～30cm 降雪予想Dランク (積積雪計 40cmまで)</td> <td>主本線と必要最小限の副本線</td> <td>必要により、単行機関車又はキョータークレートを運転</td> <td>状況により、一部区間で普通列車の閉引き運転を検討</td> </tr> <tr> <td>第3次</td> <td>◎積雪 10～20cm 降雪予想Eランク ◎積雪 20～30cm 降雪予想Fランク ◎積雪 30～40cm 降雪予想Gランク (積積雪計 50cmまで)</td> <td>主本線と必要最小限の副本線</td> <td>排雪列車又はキョータークレートを運転</td> <td>姫崎温泉までの優等列車は所定運転を基本とする 状況により、「はまかぜ」の部分運転及び普通列車の閉引き運転を検討</td> </tr> <tr> <td>第4次</td> <td>◎積雪 20～30cm 降雪予想Eランク ◎積雪 30～40cm 降雪予想Dランク ◎積雪 40～50cm 降雪予想Cランク (積積雪計 60cmまで)</td> <td>主本線と必要最小限の副本線</td> <td>排雪列車及びキョータークレートを運転</td> <td>優等列車及び普通列車の閉引き運転を線区単位で検討</td> </tr> <tr> <td>第5次</td> <td>◎積雪 30～40cm 降雪予想Eランク ◎積雪 40～50cm 降雪予想Dランク ◎積雪 50～60cm 降雪予想Cランク (積積雪計 60cm以上)</td> <td>主本線と必要最小限の副本線</td> <td>※排雪の状況により、キョータークレートを優先的に運転する場合もある</td> <td>運転可能な線区において、必要最低限の輸送計画を検討</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 車両区所構内については必要な線路を確保する。 ※ 上記の基準については、あくまで予測を含む基準であり、現地の状況により排雪列車等運転計画及び列車運行計画を変更する。</p>	雪害規制段階	降雪の状況(積雪予測値を含む) 【降雪予想ランク】 N・・・及以前 A・・・ C・・・03～10cm 雪量 D・・・10～30cm E・・・30cm	確保すべき線路	排雪列車等運転計画	列車運行計画	第1次	(既積雪量) (今後の降雪予想) ◎積雪 0～10cm 降雪予想Aランク ◎積雪 10～20cm 降雪予想Bランク (積積雪計 30cmまで)	主本線と主要な副本線	必要により、単行機関車又はキョータークレートを運転	所定運転を基本とする	第2次	◎積雪 0～10cm 降雪予想Bランク ◎積雪 10～20cm 降雪予想Cランク ◎積雪 20～30cm 降雪予想Dランク (積積雪計 40cmまで)	主本線と必要最小限の副本線	必要により、単行機関車又はキョータークレートを運転	状況により、一部区間で普通列車の閉引き運転を検討	第3次	◎積雪 10～20cm 降雪予想Eランク ◎積雪 20～30cm 降雪予想Fランク ◎積雪 30～40cm 降雪予想Gランク (積積雪計 50cmまで)	主本線と必要最小限の副本線	排雪列車又はキョータークレートを運転	姫崎温泉までの優等列車は所定運転を基本とする 状況により、「はまかぜ」の部分運転及び普通列車の閉引き運転を検討	第4次	◎積雪 20～30cm 降雪予想Eランク ◎積雪 30～40cm 降雪予想Dランク ◎積雪 40～50cm 降雪予想Cランク (積積雪計 60cmまで)	主本線と必要最小限の副本線	排雪列車及びキョータークレートを運転	優等列車及び普通列車の閉引き運転を線区単位で検討	第5次	◎積雪 30～40cm 降雪予想Eランク ◎積雪 40～50cm 降雪予想Dランク ◎積雪 50～60cm 降雪予想Cランク (積積雪計 60cm以上)	主本線と必要最小限の副本線	※排雪の状況により、キョータークレートを優先的に運転する場合もある	運転可能な線区において、必要最低限の輸送計画を検討	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
段階別	降雪の状況			除雪の状況		排雪列車運転計画	列車運転休止																																																																																
	豊岡～鳥取 綾部～東舞鶴	福知山～寺前 和山～田山	船岡～福知山 及 白～寺前 野～福知山	本線	側線																																																																																		
第1次	◎初雪等の降雪量 (10cm～30cm未満) (1)降雪量が毎時3cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が10cmを超えるとき	◎初雪等の降雪量 (1)降雪量が毎時2cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が10cmを超えるとき	◎初雪等の降雪量 (1)降雪量が毎時2cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が10cmを超えるとき	確保	確保	1 必要により排雪列車又は単行機関車を運転する 2 必要によりキョータークレートを運転する	原則として列車の運転休止は行わない																																																																																
第2次	◎積雪量30cm～50cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が20cmを超えるとき	◎積雪量40cm未満 (1)降雪量が毎時3cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が10cmを超えるとき	◎積雪量30cm未満 (1)降雪量が毎時3cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が10cmを超えるとき	確保	確保	同上	状況により一部運転する																																																																																
第3次	◎積雪量50cm～70cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき	◎積雪量40cm～60cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が20cmを超えるとき	◎積雪量30cm～50cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が20cmを超えるとき	◎列車を組成する駅の確保 ◎その他の駅 主本線と必要な副本線を確保する	◎列車を組成する駅は列車組成に必要な留置線の50%を確保する ◎入出区線及び機関り線を確保する	1 排雪列車を運転する 2 キョータークレートを運転する	同上																																																																																
第4次	◎積雪量70cm以上 (1)降雪量が毎時10cm以上で列車の運転が困難な状態のとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき	◎積雪量60cm～70cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき	◎積雪量50cm～70cm (1)降雪量が毎時5cmを超えても4時間以上降り続いているとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき	◎列車を組成する駅は主本線と列車組成に必要な留置線を確保する ◎中間駅 主本線と必要な副本線を確保する	◎列車を組成する駅は列車組成に必要な留置線の50%を確保する ◎入出区線及び機関り線を確保する	同上	一部運転する																																																																																
第5次	◎積雪量70cm以上 (1)降雪量が毎時10cm以上で列車の運転が困難な状態のとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき	◎積雪量70cm以上 (1)降雪量が毎時10cm以上で列車の運転が困難な状態のとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき	◎積雪量70cm以上 (1)降雪量が毎時10cm以上で列車の運転が困難な状態のとき (2)一昼夜の降雪が30cmを超えるとき	主本線全部と輸送力確保に必要な留置線の副本線を確保する	輸送力確保に必要な留置線、機関り線の最小限を確保する	同上	通勤、通学列車を確保する																																																																																
雪害規制段階	降雪の状況(積雪予測値を含む) 【降雪予想ランク】 N・・・及以前 A・・・ C・・・03～10cm 雪量 D・・・10～30cm E・・・30cm	確保すべき線路	排雪列車等運転計画	列車運行計画																																																																																			
	第1次	(既積雪量) (今後の降雪予想) ◎積雪 0～10cm 降雪予想Aランク ◎積雪 10～20cm 降雪予想Bランク (積積雪計 30cmまで)	主本線と主要な副本線	必要により、単行機関車又はキョータークレートを運転	所定運転を基本とする																																																																																		
第2次	◎積雪 0～10cm 降雪予想Bランク ◎積雪 10～20cm 降雪予想Cランク ◎積雪 20～30cm 降雪予想Dランク (積積雪計 40cmまで)	主本線と必要最小限の副本線	必要により、単行機関車又はキョータークレートを運転	状況により、一部区間で普通列車の閉引き運転を検討																																																																																			
第3次	◎積雪 10～20cm 降雪予想Eランク ◎積雪 20～30cm 降雪予想Fランク ◎積雪 30～40cm 降雪予想Gランク (積積雪計 50cmまで)	主本線と必要最小限の副本線	排雪列車又はキョータークレートを運転	姫崎温泉までの優等列車は所定運転を基本とする 状況により、「はまかぜ」の部分運転及び普通列車の閉引き運転を検討																																																																																			
第4次	◎積雪 20～30cm 降雪予想Eランク ◎積雪 30～40cm 降雪予想Dランク ◎積雪 40～50cm 降雪予想Cランク (積積雪計 60cmまで)	主本線と必要最小限の副本線	排雪列車及びキョータークレートを運転	優等列車及び普通列車の閉引き運転を線区単位で検討																																																																																			
第5次	◎積雪 30～40cm 降雪予想Eランク ◎積雪 40～50cm 降雪予想Dランク ◎積雪 50～60cm 降雪予想Cランク (積積雪計 60cm以上)	主本線と必要最小限の副本線	※排雪の状況により、キョータークレートを優先的に運転する場合もある	運転可能な線区において、必要最低限の輸送計画を検討																																																																																			
351	<p>(3) 除雪作業</p> <p>ラッセル車等除雪機械の活用並びに排雪列車、<u>雪捨列車</u>の運転により除雪を行うこととする。</p> <p>① ディーゼル形式排雪車 (DE15)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基地</th> <th>出動区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡</td> <td>豊岡～鳥取、豊岡～福知山</td> </tr> <tr> <td>豊岡</td> <td>豊岡～和田山～寺前、綾部～東舞鶴</td> </tr> </tbody> </table>	基地	出動区域	豊岡	豊岡～鳥取、豊岡～福知山	豊岡	豊岡～和田山～寺前、綾部～東舞鶴	355	<p>(3) 除雪作業</p> <p>ラッセル車等除雪機械の活用並びに排雪列車の<u>運行</u>により除雪を行うこととする。</p> <p>① ディーゼル形式排雪車 (DE15)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基地</th> <th>出動区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡</td> <td>豊岡～鳥取、豊岡～福知山</td> </tr> <tr> <td>豊岡</td> <td>豊岡～和田山～寺前、綾部～東舞鶴</td> </tr> </tbody> </table>	基地	出動区域	豊岡	豊岡～鳥取、豊岡～福知山	豊岡	豊岡～和田山～寺前、綾部～東舞鶴																																																																								
基地	出動区域																																																																																						
豊岡	豊岡～鳥取、豊岡～福知山																																																																																						
豊岡	豊岡～和田山～寺前、綾部～東舞鶴																																																																																						
基地	出動区域																																																																																						
豊岡	豊岡～鳥取、豊岡～福知山																																																																																						
豊岡	豊岡～和田山～寺前、綾部～東舞鶴																																																																																						

頁	現行	頁	修正案	理由																		
351	<p>その他機械</p> <table border="1" data-bbox="280 272 965 576"> <thead> <tr> <th>除雪機械</th> <th>基地</th> <th>出勤区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モーターラッセル</td> <td>生野 綾部 黒井</td> <td>寺前～和田山 園部～綾部 篠山口～福知山</td> </tr> <tr> <td>モーターロータリー</td> <td>福知山 豊岡 香住 浜坂 西舞鶴</td> <td>福知山～和田山 和田山～竹野 竹野～鎧 鎧～居組 綾部～西舞鶴</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 排雪列車、<u>雪捨列車</u>の設定（運行）</p>	除雪機械	基地	出勤区域	モーターラッセル	生野 綾部 黒井	寺前～和田山 園部～綾部 篠山口～福知山	モーターロータリー	福知山 豊岡 香住 浜坂 西舞鶴	福知山～和田山 和田山～竹野 竹野～鎧 鎧～居組 綾部～西舞鶴	355	<p>その他機械</p> <table border="1" data-bbox="1234 272 1919 636"> <thead> <tr> <th>除雪機械</th> <th>基地</th> <th>出勤区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モーターラッセル</td> <td>生野 綾部 黒井</td> <td>寺前～和田山 園部～綾部 篠山口～福知山</td> </tr> <tr> <td>モーターロータリー</td> <td>福知山 <u>和田山</u> 豊岡 <u>竹野</u> 香住 浜坂 西舞鶴</td> <td>福知山～<u>下夜久野</u> <u>下夜久野</u>～<u>和田山</u> 和田山～<u>城崎温泉</u> <u>城崎温泉</u>～<u>香住</u> <u>香住</u>～<u>浜坂</u> <u>浜坂</u>～居組 綾部～西舞鶴</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 排雪列車の設定（運行）</p>	除雪機械	基地	出勤区域	モーターラッセル	生野 綾部 黒井	寺前～和田山 園部～綾部 篠山口～福知山	モーターロータリー	福知山 <u>和田山</u> 豊岡 <u>竹野</u> 香住 浜坂 西舞鶴	福知山～ <u>下夜久野</u> <u>下夜久野</u> ～ <u>和田山</u> 和田山～ <u>城崎温泉</u> <u>城崎温泉</u> ～ <u>香住</u> <u>香住</u> ～ <u>浜坂</u> <u>浜坂</u> ～居組 綾部～西舞鶴	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
除雪機械	基地	出勤区域																				
モーターラッセル	生野 綾部 黒井	寺前～和田山 園部～綾部 篠山口～福知山																				
モーターロータリー	福知山 豊岡 香住 浜坂 西舞鶴	福知山～和田山 和田山～竹野 竹野～鎧 鎧～居組 綾部～西舞鶴																				
除雪機械	基地	出勤区域																				
モーターラッセル	生野 綾部 黒井	寺前～和田山 園部～綾部 篠山口～福知山																				
モーターロータリー	福知山 <u>和田山</u> 豊岡 <u>竹野</u> 香住 浜坂 西舞鶴	福知山～ <u>下夜久野</u> <u>下夜久野</u> ～ <u>和田山</u> 和田山～ <u>城崎温泉</u> <u>城崎温泉</u> ～ <u>香住</u> <u>香住</u> ～ <u>浜坂</u> <u>浜坂</u> ～居組 綾部～西舞鶴																				

頁	現行	頁	修正案	理由
363	<p>第3編 災害応急対策計画 第4章 その他の災害の応急対策の推進</p> <p>第3節 危険物等の事故の応急対策の推進</p> <p>第4款 毒物・劇物事故の応急対策の実施</p> <p>第2 内容 2 応急措置</p> <p>(3) 県及び保健所設置市は、大量放出に際しては、医療機関へ連絡するとともに、消防機関、県警察本部等は連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施することとする。</p>	367	<p>第3編 災害応急対策計画 第4章 その他の災害の応急対策の推進</p> <p>第3節 危険物等の事故の応急対策の推進</p> <p>第4款 毒物・劇物事故の応急対策の実施</p> <p>第2 内容 2 応急措置</p> <p>(3) 県及び保健所設置市は、大量流出等に際しては、医療機関へ連絡するとともに、消防機関、県警察本部等は連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施することとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
371	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第2節 被災者の生活再建支援</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者生活再建支援</p> <p>自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。</p> <p>なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）に委託している。</p>	375	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第2節 被災者の生活再建支援</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者生活再建支援</p> <p>自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。</p> <p>なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（<u>公益</u>財団法人都道府県会館）に委託している。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
373	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第2 内容</p> <p>2 災害公営住宅</p> <p>(5) 規格</p> <p>住宅1戸の床面積の合計が25㎡以上</p>	377	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第2 内容</p> <p>2 災害公営住宅</p> <p>(5) 規格</p> <p><u>各地方公共団体が条例で定める整備基準による。(県営住宅の場合は、1住戸あたり床面積25㎡以上)</u></p>	所管課からの意見に基づく修正
374	<p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>④ 条件(平成26年4月1日現在)</p> <p>ア 融資限度額(建設融資の場合)</p>	378	<p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>④ 条件(平成<u>27</u>年4月<u>20</u>日現在)</p> <p>ア 融資限度額(建設融資の場合)</p>	
375	<p>住 宅 耐火・準耐火・木造(耐久性)構造</p> <p>..... 1,500万円</p> <p>土地取得費 970万円</p> <p>整地費 400万円</p> <p>イ 貸付利率</p> <p>年1.28%(平成26年4月1日現在)</p> <p>ウ 償還期間</p> <p>建設の場合</p> <p>┌ 木造(一般)構造の住宅 25年以内</p> <p>└ (据置3年以内)</p> <p>┌ 耐火・準耐火構造の住宅又は 35年以内</p> <p>└ (据置3年以内)</p> <p>┌ 木造(耐久性)構造の住宅</p> <p>└ 補修の場合は20年以内(据置1年)</p>	379	<p>住 宅 耐火・準耐火・木造(耐久性)構造</p> <p>..... <u>1,650</u>万円</p> <p>土地取得費 970万円</p> <p>整地費 <u>440</u>万円</p> <p>イ 貸付利率</p> <p>年<u>1.00</u>%(平成<u>27</u>年4月<u>20</u>日現在)</p> <p>ウ 償還期間</p> <p>建設・<u>購入</u>の場合</p> <p>┌ 木造(一般)構造の住宅 25年以内</p> <p>└ (据置3年以内)</p> <p>┌ 耐火・準耐火構造の住宅又は 35年以内</p> <p>└ (据置3年以内)</p> <p>┌ 木造(耐久性)構造の住宅</p> <p>└ 補修の場合は20年以内(据置1年)</p>	